

総合戦略

第2次都城市総合計画



幸せ上々、みやこのじょう

日本一の肉と焼酎、とっておきの自然と伝統

宮崎県都城市

はじめに



2006（平成 18）年 1 月に都城市及び北諸県郡山之口町・高城町・山田町・高崎町の 1 市 4 町が合併し、新しい都城市が誕生してから 11 年が経過しました。

本市では、2008（平成 20）年 1 月に第 1 次の都城市総合計画を策定し、「市民の願いがかなう 南九州のリーディングシティ」を都市目標像に掲げ、南九州圏域における産業・経済・医療・教育・文化の中心都市としての発展を目指してまいりました。

これまでを振り返りますと、都城市総合文化ホール等の公共施設の整備をはじめ、都城インター工業団地の整備及び企業立地、南九州大学の移転開学等、様々な施策に取り組んでまいりました。

一方、2010（平成 22）年に発生した口蹄疫や、翌年に発生した高病原性鳥インフルエンザによる地域経済への深刻な影響、更には新燃岳の爆発的噴火による降灰被害等もありましたが、市民や関係機関の皆様の御協力により、これらの苦難を乗り越えてまいりました。

また、2011（平成 23）年に中心市街地の中核店舗が閉店しましたが、地元経済界を中心とした跡地再生の取組が始まり、2018（平成 30）年には新図書館、2019 年には民間商業施設の整備が予定され、中心市街地の活性化に大きな期待が高まっています。

近年では、更なる発展を目指すため、本市が持つ 3 つの宝である「農林畜産業」、「地の利」、「次世代を担う子どもたち」を輝かせるために、6 次産業化の推進をはじめとする農林畜産業の振興、地域高規格道路都城志布志道路の早期全線開通に向けた要望活動、人間力あふれる子どもたちの育成に加え、本市の対外的 PR に力を入れて取り組んでおり、着実にその成果が上がってきているところです。

しかしながらその一方、少子高齢・人口減少社会の本格化、経済のグローバル化、社会資本の老朽化等、様々な課題に直面しています。

特に人口減少問題は、地域経済活動の縮小はもとより、深刻な人手不足や日常生活を維持する各種サービスの低下をもたらし、地域経済の縮小が人口減少を加速させるという悪循環の連鎖に陥ることが懸念されています。

これらの課題を解決するためには、市民の皆様はもちろんのこと、まちづくり協議会、NPO、民間事業者、高等教育機関等と行政が連携して、それぞれの持つ力を結集して取り組むことが不可欠です。

都市目標像「市民の笑顔が広がる 南九州のリーディングシティ」の実現に向けて、誰もが将来に対する夢と希望を持ち、笑顔で暮らせるまちづくりに取り組む所存ですので、市民の皆様をはじめ、関係各位の御理解と御協力をお願いいたします。

最後に、この総合戦略の策定に当たり、慎重な御審議をいただいた都城市総合計画審議会の委員の皆様をはじめ、第 2 次都城市総合計画策定市民委員会の皆様や数多くの御意見をいただきました市民の皆様にご心から厚くお礼申し上げます。

2018（平成 30）年 3 月
宮崎県都城市長

池田 宜永

目次

総合戦略	1
1 総合戦略の方針.....	3
2 基本構想及び総合戦略の体系.....	4
3 重点プロジェクト.....	6
重点プロジェクト1 農林畜産業の振興.....	7
重点プロジェクト2 地場産品の高付加価値化と販路拡大.....	8
重点プロジェクト3 地の利を活かした拠点形成と企業立地.....	9
重点プロジェクト4 企業等とのパートナーシップ強化.....	10
重点プロジェクト5 災害対策の強化.....	11
重点プロジェクト6 地域医療体制の維持.....	12
重点プロジェクト7 結婚・出産・子育て支援の充実.....	13
重点プロジェクト8 健康寿命の延伸.....	14
重点プロジェクト9 学力・愛郷心の向上.....	15
重点プロジェクト10 グローバル化への対応と国際交流の推進.....	16
重点プロジェクト11 スポーツ施設整備と競技力の向上.....	17
重点プロジェクト12 協働によるまちづくりの推進.....	18
重点プロジェクト13 中心市街地の活性化.....	19
重点プロジェクト14 都城の魅力の発信と観光誘客の促進.....	20
重点プロジェクト15 循環型社会の構築.....	21
重点プロジェクト16 広域連携の推進.....	22
重点プロジェクト17 創造的改革の推進.....	23
4 施策.....	25
1 しごと 地の利を活かして雇用を創る.....	25
～産業振興・雇用分野.....	25
2 暮らし 命と暮らしを守る.....	41
～安全・安心、健康分野.....	41
3 ひと 人間力あふれるひとを育む.....	65
～教育・国際化・協働分野.....	65
4 まち 圏域の中心としての魅力を築く.....	89
～都市機能・環境分野.....	89
5 行政経営の基本姿勢.....	117
～行政経営分野.....	117
資料	127
1 総合計画策定までの経緯.....	128
2 都城市総合計画審議会.....	129
3 第2次都城市総合計画策定市民委員会.....	135

総合戦略



■ ねらい

本市が重点的に取り組む施策（重点プロジェクト）及び総合的に展開する施策を市全体で共有し、市民、企業、団体等と協力・連携を図りながら行政を運営するものとします。

■ 計画期間

総合戦略の計画期間は、2018（平成 30）年度から 2021 年度までの 4 年間とします。

■ 評価検証

基本構想に掲げる目標人口（2027 年で概ね 156,800 人）を達成するため、次の重要業績評価指標（KPI）を設定し、評価検証します。

重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値
合計特殊出生率	1.78 (2016)	1.87 (2021)
49 歳以下人口割合	50.2% (2016)	50.1% (2021)
市民意識調査で「これからも都城市に住み続けたい」と回答した市民の割合	79% (2016)	82% (2021)

さらに、施策の方向性ごとに重点業績評価指標（KPI）を設定し、毎年度、評価検証します。

なお、2015（平成 27）年度に策定した都城市まち・ひと・しごと創生総合戦略の評価検証については、事務効率化の観点から 2018（平成 30）年度以降、本総合戦略の評価検証に移行します。

基本構想及び総合戦略の体系は、次のとおりです。(左ページが基本構想、右のページが総合戦略)

本市の目指すまちの姿	都市目標像	まちづくりの基本方針	施策の柱
市民が主役のまち ゆたかな心が育つまち 地の利を活かしたまち 賑わいのあるまち 緑あふれるまち	市民の笑顔が広がる南九州のリーディングシティ	1 しごと 地の利を活かして雇用を創る	1.1 圏域の経済を支える地域産業の振興 1.2 地の利を活かした拠点の整備と企業立地の促進 1.3 企業等と連携した雇用拡大と移住・定住の促進
		2 暮らし 命と暮らしを守る	2.4 安全・安心な暮らしの確保 2.5 地域医療体制の維持 2.6 ライフステージに対応した切れ目のない子育て支援 2.7 生き生きと暮らせる健康・福祉の充実
		3 ひと 人間力あふれるひとを育む	3.8 学力・愛郷心の向上と社会を生き抜く力の育成 3.9 グローバル化への対応と国際交流の推進 3.10 生涯を通じて楽しむスポーツ・文化活動の推進 3.11 協働と相互理解の推進
		4 まち 圏域の中心としての魅力を築く	4.12 人口減少社会に対応した都市機能の維持・充実 4.13 都城の魅力の構築・発信 4.14 豊かな自然環境の保全と共生のまちづくり 4.15 広域連携の推進
		行政経営の基本姿勢	施策の柱
		5 創造的改革の推進	5.16 創造性あふれる人材育成と政策推進力の強化 5.17 地域資源を最大限に活用した行政経営 5.18 行政サービスの高質化と効率化

施策	重点プロジェクト
1.1.1 儲かる農業の推進	1 農林畜産業の振興 2 地場産品の高付加価値化と販路拡大 3 地の利を活かした拠点形成と企業立地 4 企業等とのパートナーシップの強化
1.1.2 豊かな森林の活用	
1.1.3 特色ある商工業の振興	
1.1.4 産学官金・企業間の連携の促進	
1.2.1 工業団地の整備と企業立地の促進	
1.3.1 企業や団体と連携した地元定着の促進	
1.3.2 移住・UIJ ターンの促進	5 災害対策の強化 6 地域医療体制の維持 7 結婚・出産・子育て支援の充実 8 健康寿命の延伸
2.4.1 災害や危機に強いまちづくりの推進	
2.4.2 消防・救急体制の確立	
2.4.3 交通・地域安全の推進	
2.5.1 地域医療体制の維持	
2.6.1 婚活の支援	
2.6.2 出産・子育て支援の充実	
2.7.1 高齢者福祉の充実	
2.7.2 障がい者福祉の充実	
2.7.3 地域福祉の充実	
2.7.4 健康づくりの推進	9 すぐれた知性と愛郷心の醸成 10 グローバル化への対応と国際交流の推進 11 スポーツ施設の整備と競技力の向上 12 協働によるまちづくりの推進
2.7.5 社会保障制度の充実	
3.8.1 学校教育の充実	
3.8.2 高等教育機関の支援	
3.8.3 歴史と地域文化資源の継承	
3.8.4 図書に親しむ環境の充実	
3.8.5 生涯学習・社会教育の充実	
3.9.1 グローバル化への対応と国際交流の推進	
3.10.1 スポーツの振興	
3.10.2 芸術文化の振興	
3.11.1 協働によるまちづくりの推進	
3.11.2 男女共同参画社会の推進	
3.11.3 人権の尊重	13 中心市街地の活性化 14 都城の魅力の発信と観光誘客の促進 15 循環型社会の構築 16 広域連携の推進
4.12.1 中心市街地の活性化	
4.12.2 魅力ある市街地の形成	
4.12.3 良好な住環境の維持	
4.12.4 上下水道の整備	
4.12.5 情報通信基盤の整備	
4.12.6 交通体系の確保	
4.12.7 中山間地域等の維持・活性化	
4.13.1 戦略的な市のPRの推進	
4.13.2 観光誘客の促進	
4.14.1 自然環境の保全	
4.14.2 循環型社会の構築	
4.14.3 低炭素社会の構築	
4.15.1 広域連携の推進	
施策	重点プロジェクト
5.16.1 創造性あふれる人材育成と政策推進力の強化	17 創造的改革の推進
5.17.1 地域資源を最大限に活用した行政経営	
5.18.1 行政サービスの高質化と効率化	
5.18.2 開かれた行政の推進	

基本構想に掲げる4つのまちづくりの基本方針及び行政経営の基本姿勢ごとに、次のとおり重点プロジェクトを掲げて取り組みます。

1 しごと 地の利を活かして雇用を創る ～産業振興・雇用分野

- 1 農林畜産業の振興
- 2 地場産品の高付加価値化と販路拡大
- 3 地の利を活かした拠点形成と企業立地
- 4 企業等とのパートナーシップ強化

2 くらし 命とくらしを守る ～安全・安心・健康分野

- 5 災害対策の強化
- 6 地域医療体制の維持
- 7 結婚・出産・子育て支援の充実
- 8 健康寿命の延伸

3 ひと 人間力あふれるひとを育む ～教育・国際化・協働分野

- 9 すぐれた知性と愛郷心の醸成
- 10 グローバル化への対応と国際交流の推進
- 11 スポーツ施設整備と競技力の向上
- 12 協働によるまちづくりの推進

4 まち 圏域の中心としての魅力を築く ～都市機能・環境分野

- 13 中心市街地の活性化
- 14 都城の魅力の発信と観光誘客の促進
- 15 循環型社会の構築
- 16 広域連携の推進

5 行政経営の基本姿勢 ～行政経営分野

- 17 創造的改革の推進



農林畜産業の振興

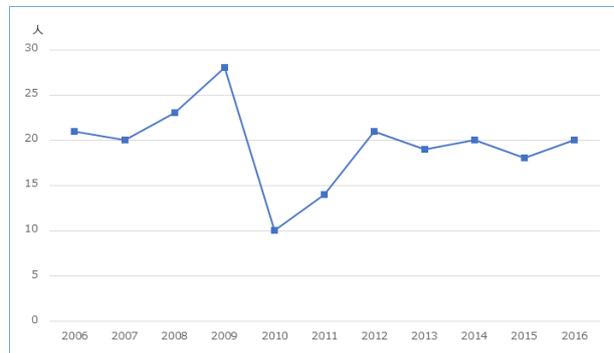
施策の方針

- ◆ 関係機関と連携して農業の担い手を育成するとともに、集落営農体制を確立します。
- ◆ 農地を集約化するとともに、農業生産基盤の整備を進め、生産性の向上を図ります。

現状と課題

- ◆ 本市は、畜産部門を中心に全国有数の農業産出額を誇り、特に2017（平成29）年に開催された全国和牛能力共進会宮城県大会では、都城市の牛が出品された肉牛の部で内閣総理大臣賞を受賞し、宮崎牛が3大会連続して日本一を獲得しました。
- ◆ 農業担い手の高齢化や後継者不足により農業従事者が減少し、耕作放棄地面積は増加しています。そのため、農業の担い手を確保するとともに経営の効率化を図る必要があります。

【都城市の新規就農者数の推移】



重点業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
新規就農者数	20人/年 (2012~2016)	22人/年 (2018~2021)



地場産品の 高付加価値化と販路拡大

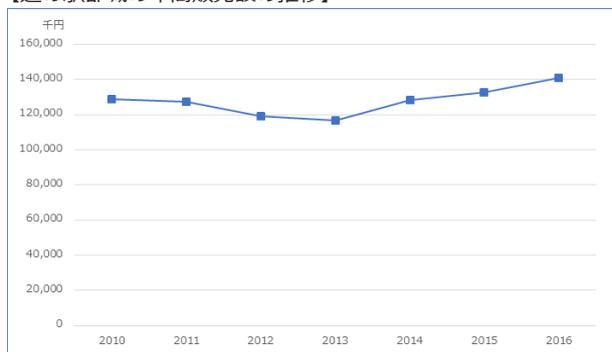
施策の方針

- ◆農商工連携及び産学官連携による6次産業化を推進し、攻めの販売戦略に取り組みます。
- ◆地場産品の高付加価値化を図るとともに販路を開拓し、地域産業を活性化します。

現状と課題

- ◆農畜産物の高付加価値化により、所得向上を図り、地域産業を振興する必要があります。
- ◆地場産品の販売促進と販路拡大を図るため、道の駅都城等を有効活用した振興策に取り組む必要があります。

【道の駅都城の年間販売額の推移】



重点業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
道の駅都城の販売額	141,071 千円/年 (2016)	180,000 千円/年 (2021)



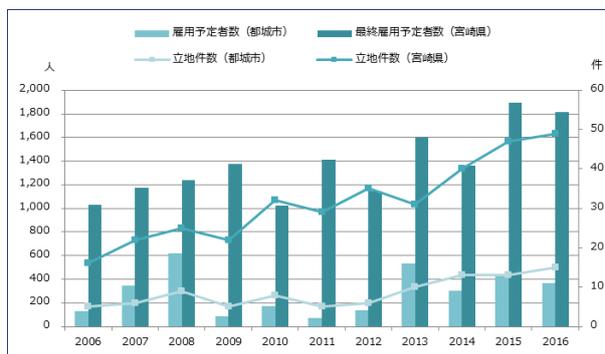
施策の方針

- ◆雇用創出を図るため、企業進出の基盤となる新たな工業団地を整備します。
- ◆企業立地奨励措置の要件改善や拡充を行い、全国の企業投資情報の把握に努め、企業立地による雇用創出に努めます。

現状と課題

- ◆南九州圏域の中心都市である本市は、地域高規格道路都城志布志道路（以下「都城志布志道路」という。）の整備促進に伴い、IC周辺地域の交通アクセスの優位性が高まり、人やモノの移動が活発化すると期待されています。
- ◆流通関連企業を中心とした企業立地を促進するための開発適地を確保し、工業団地を整備することが今後の課題です。
- ◆企業立地活動の強化及び支援策の拡充を図り、企業ニーズを的確に把握するとともに、関係機関との連携を強化し、雇用創出が見込める企業の立地を促進する必要があります。

【都城市の企業立地件数及び雇用予定者数の推移】



重点業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
新規企業立地件数 (累計)	8 件/年 (2006~2016)	40 件 (2018~2021)



施策の方針

- ◆都城公共職業安定所をはじめ、企業や高等学校等とのパートナーシップを強化し、雇用・労働施策を展開します。
- ◆企業等とのパートナーシップを強化し、雇用拡大による UIJ ターン人材の確保を図ります。

現状と課題

- ◆都城公共職業安定所管内（都城市・三股町）の新卒の高校生の所管内就職率は 50%以下となっており、若者の市外流失が課題です。
- ◆若者の地元定着を図るため、行政、企業及び高等学校等が連携して人材を確保する必要があります。
- ◆移住・UIJ ターンをさらに促進するために、企業等とのパートナーシップを強化し、雇用拡大による UIJ ターンの促進やスキルを有する人材を確保する必要があります。

【都城公共職業安定所管内の県内就職率の推移（高等学校）】



重点業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
都城公共職業安定所管内の新卒高校生の所管内就職率	46.8% (2016)	50% (2021)



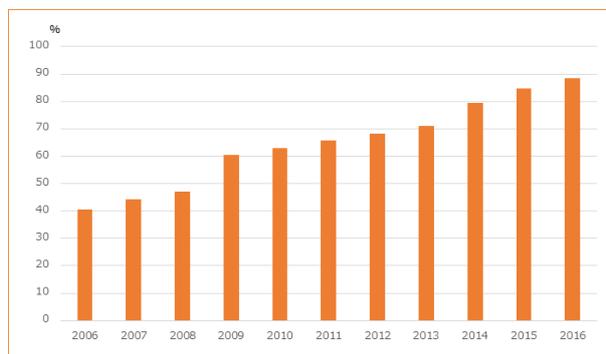
施策の方針

- ◆自然災害から市民の生命、身体、財産を守るため、総合的な防災体制を構築します。
- ◆大規模な災害の発生に備えて、相互協力及び後方支援体制を構築します。

現状と課題

- ◆災害時に被害を軽減するためには、防災意識の向上や避難体制の整備が必要です。特に情報収集・伝達の体制を強化し、迅速な避難や対応を可能にすることが重要です。
- ◆2011（平成 23）年 3 月の東日本大震災及び 2016（平成 28）年 4 月の熊本地震を教訓として今後予測される南海トラフ巨大地震等の大規模災害を想定した対策が必要です。

【都城市の自主防災組織結成率の推移】



重点業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
自主防災組織結成率 (自治公民館単位)	88.4% (2016)	93.0% (2021)



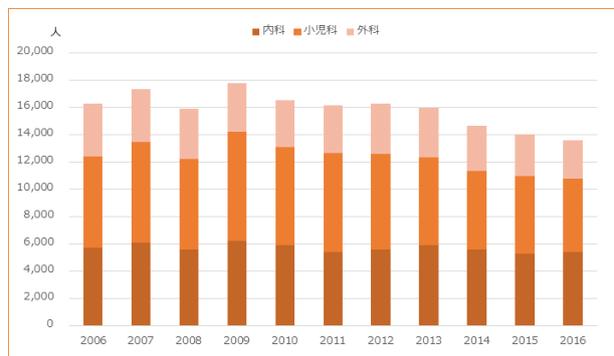
施策の方針

- ◆市民が安心して医療が受けられるよう、地域医療体制を維持します。
- ◆都城夜間急病センターに従事する医師を確保できるよう大学医局や関係機関へ働きかけます。

現状と課題

- ◆本市では、都城夜間急病センター、都城健康サービスセンター及び都城市郡医師会病院の相互連携により、24時間365日、切れ目のない救急医療体制を維持しています。
- ◆都城夜間急病センターでは、特に小児科の利用が多く、全体の約4割を占めています。
- ◆都城夜間急病センターは、小児科をはじめとする医師不足により厳しい運営状況にあります。そのため、大学医局や関係機関へ働きかけて、医師を確保する必要があります。

【都城夜間急病センター受診者数の推移】



重点業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
都城夜間急病センターの診療科目・時間の維持	3科・12時間 (2016)	3科・12時間 (2018～2021)



施策の方針

- ◆ 出会いの場の提供や、結婚に関する相談・支援体制の強化を図ります。
- ◆ 乳幼児期の教育・保育サービス、子育て支援の充実により、安心と喜びの中でゆとりをもって子どもを産み、育てられる社会を目指します。
- ◆ すべての子どもが生まれ育った環境に左右されず、その将来に夢や希望を持って成長していける社会の実現を目指します。

現状と課題

- ◆ 県民意識調査において、独身者のうち結婚を希望する人は90%に及ぶものの、結婚したい相手にめぐり会えないなどの理由により、独身のままでいる人が多くいます。
- ◆ 教育・保育等に関するニーズは増加・多様化しているため、延長保育や一時預かり等のサービスを充実していく必要があります。
- ◆ 貧困が子どもたちの生活や成長に影響を及ぼすことがないように、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、子どもの貧困対策を進める必要があります。
- ◆ すべての子どもに良質な成育環境を保障するため、経済的支援に取り組む必要があります。

【都城市の就学前児童数の推移】



重点業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
ファミリーサポートセンター活動件数	3,071 件/年 (2016)	6,100 件/年 (2021)



健康寿命の延伸

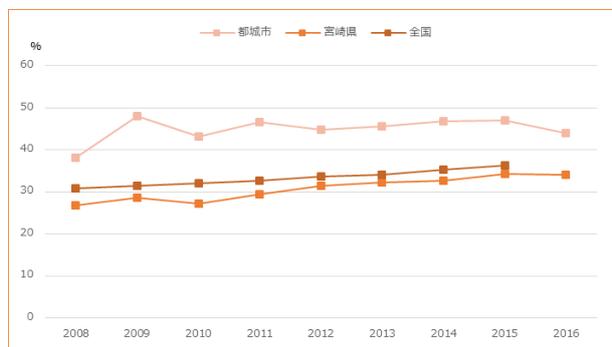
施策の方針

- ◆高齢者が健康で自分らしい生活を続けるため、生きがいづくりや社会参加を支援します。
- ◆健康診査及び各種検診の受診率向上を図り、生活習慣病の予防と改善を推進します。
- ◆健康寿命の延伸及び生活の質の向上を目指すため、行政と市民が一体となった健康づくりを推進します。

現状と課題

- ◆高齢者一人ひとりが健康で生きがいのある生活を実現するため、介護予防や重度化防止のためのサービスの充実を図ることが必要です。
- ◆市民一人ひとりが生活習慣病を予防・改善するための努力を惜まず、社会全体もそれを支えていく仕組みをつくることが重要です。
- ◆関係団体・機関はもとより、各自治公民館等の地域コミュニティと連携しながら、行政と市民が一体となった健康づくりを推進していくことが大切です。

【特定健康診査受診率の推移】



重点業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
特定健康診査受診率 (受診者数÷長期入院者等を除く 40 歳以上の国民健康保険被保険者数)	44.9% (2016)	60.0% (2021)



すぐれた知性と 愛郷心の醸成

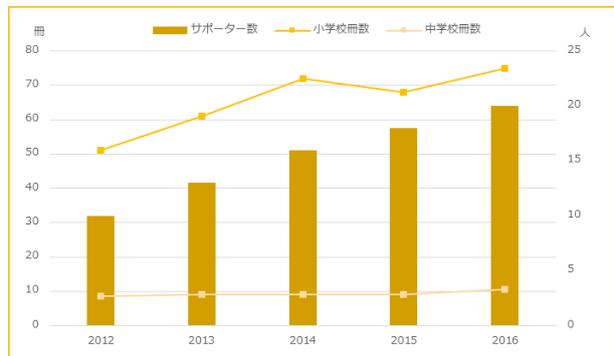
施策の方針

- ◆次世代を担う子どものすぐれた知性を育み、社会を生き抜く力を育成します。
- ◆ふるさとを誇りに思い、世界に羽ばたく子どもを育む教育を推進します。
- ◆計画的な学校施設の整備及び ICT 導入による教育環境の整備・充実を図ります。
- ◆市民総ぐるみによる教育を推進します。

現状と課題

【小学校図書館サポーターの配置数と年間1人当たりの図書館貸出冊数】

- ◆変化の激しい予測困難な社会を生きる現代の子どもたちには、未来を生きる力を身に付けることが求められます。そのためには、児童生徒のすぐれた知性や豊かな人間性を育むことが必要です。
- ◆多様化する教育課題に対応するため、教職員の更なる資質向上による教育内容の充実と各学校での主体的な取組や地域社会全体での取組を進めていく必要があります。
- ◆学校教育を充実するため、学校施設の整備や ICT 導入による教育環境の整備が必要です。



重点業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
1人当たりの年間図書館貸出冊数(小学校・中学校)	75冊・10.6冊 (2016)	78冊・15冊 (2021)



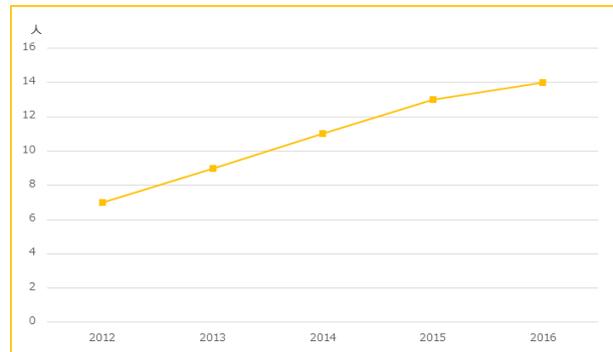
施策の方針

- ◆ 語学教育や国際交流を積極的に進め、世界に羽ばたくグローバルな人や新たな価値を創造する人を育む教育を推進します。
- ◆ 東京オリンピック・パラリンピックを契機とした地域活性化に取り組みます。
- ◆ 友好交流都市を中心とする諸外国との交流等を通して、国際社会に適応できる人材の育成や、市民の国際社会の一員としての理解の深化に努めます。

現状と課題

- ◆ 国際化が急速に進展している社会を生き抜く力を身に付けることが求められています。そのため、自国の文化とともに異文化を理解し、グローバルな視点を持った児童生徒の育成が必要です。
- ◆ 東京オリンピック・パラリンピックに向け、ホストタウンが推進されている中、本市はモンゴルとの交流計画が認定されました。参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図る必要があります。

【都城市の外国語指導助手（ALT）配置人員数の推移】



重点業績評価指標（KPI）	基準値	目標値
外国語指導助手（ALT）配置人員数	14人 (2016)	18人 (2020)



スポーツ施設整備と 競技力の向上

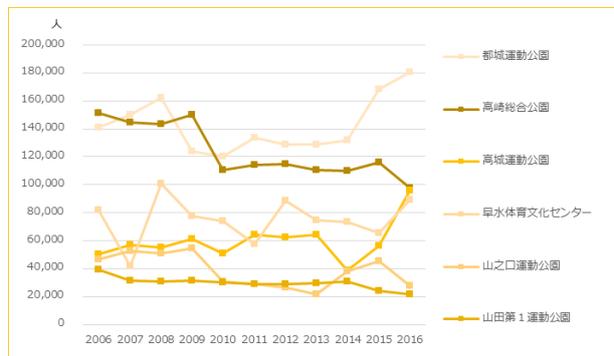
施策の方針

- ◆国民体育大会宮崎大会の開催に向けて、宮崎県と連携した県立陸上競技場の整備を推進します。
- ◆体育施設を計画的に整備し、市民等の利便性向上と機能充実を図ります。
- ◆都城市体育協会、各競技団体、大学等と連携し、指導者やトップアスリートの育成等、競技スポーツの強化を図ります。

現状と課題

- ◆2026年開催の国民体育大会宮崎大会に向けて、宮崎県立陸上競技場の都城市への整備が2017（平成29）年9月に公表されました。今後、宮崎県と連携して整備に取り組む必要があります。
- ◆競技スポーツについては、競技力の向上や底辺拡大に取り組む必要があります。そのためには、競技能力の高い選手の育成が重要です。
- ◆指導者の確保と育成のため、市体育協会加盟の各競技団体、大学、スポーツ少年団等と連携を強化する必要があります。

【都城市の拠点型体育施設年間利用者数の推移】



重点業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
拠点型体育施設の利用者数	526,467 人/年 (2016)	532,000 人/年 (2021)



協働による まちづくりの推進

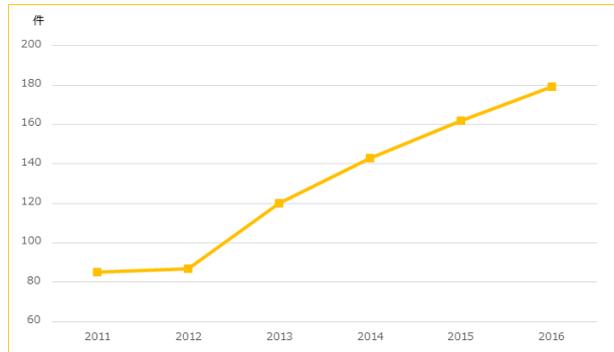
施策の方針

- ◆市民参加・参画、協働についての啓発を進めるとともに、市民公益活動団体の育成や活動団体間の連携を支援します。
- ◆行政における協働の体制づくり等を進めます。
- ◆地域住民が主役となるまちづくりのために地域への分権を進めます。

現状と課題

- ◆地方分権の進展、本格的な少子高齢・人口減少社会の到来や価値観の多様化等により、自治体と市民を取り巻く環境は大きく変化し、地域課題は多様化しています。
- ◆厳しい財政状況の中、行政だけで全ての地域課題に対応するには限界があります。
- ◆「住民の力で考え、意思決定し、実践していく」という住民自治の基盤をつくり、コミュニティの自立を目指していくことが、重要課題となっています。

【都城市とNPO等との協働事業数の推移】



重点業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
市とNPO等との協働事業数	179 事業/年 (2016)	230 事業/年 (2021)



中心市街地の活性化

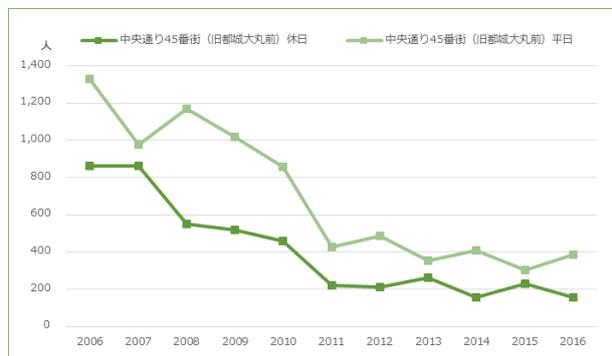
施策の方針

- ◆市民の来街動機を刺激するさまざまな取組を展開し、来街者の増加を図ります。
- ◆魅力的な店舗等の誘導による商業機能の再生、リノベーションまちづくりによる遊休不動産等の有効活用を促進し、来街者が回遊したくなる中心市街地へと再生を進めます。

現状と課題

- ◆中心市街地の魅力を回復するため、大型商業施設の跡地等を活用し、官民協働により図書館や商業施設等、多様な都市機能を集約し、求心力を高める必要があります。
- ◆リノベーション手法等により空き店舗や空き家、空き地等の未利用資源の有効活用を図ることで、中心市街地の新たな魅力を創出する必要があります。

【中心市街地歩行者通行量（45番街）の推移】



重点業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
中心市街地の歩行者通行量 (45番街・休日)	155人/日 (2016)	550人/日 (2021)



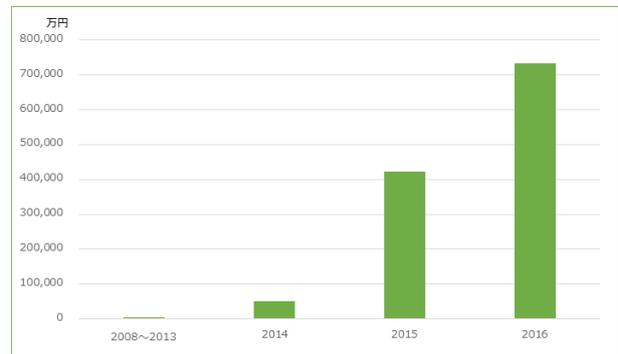
施策の方針

- ◆都城の強みである「肉と焼酎」にフォーカスし、ふるさと納税制度の活用をはじめ、PR ロゴやキャッチコピー、ぼんちくんでイメージの定着を図りながら、都城の認知度を高めていきます。
- ◆各地域の観光資源の有効活用を図るとともに、観光イベントの創出やスポーツ・文化合宿の誘致等を重点的に進めます。

現状と課題

- ◆本市には、全国に誇れる素晴らしい地域資源がたくさんありますが、対外的に十分知られていないのが現状です。
- ◆地元の強みを活かして、本市が成長していくためには、地域の特徴を再定義し、もっと都城を多くの人に知ってもらう必要があります。
- ◆本市をこれまで以上に対外的にPRする取組を、戦略性を持って効果的に進めることにより知名度を上げ、多くの市民がこのまちを誇りに思えるようにしていく必要があります。

【都城市のふるさと納税の年間寄附金額の推移】



重点業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
都城市ふるさと納税特設サイトの会員数 (累計)	14,172 人 (2016)	30,000 人 (2021)



循環型社会の構築

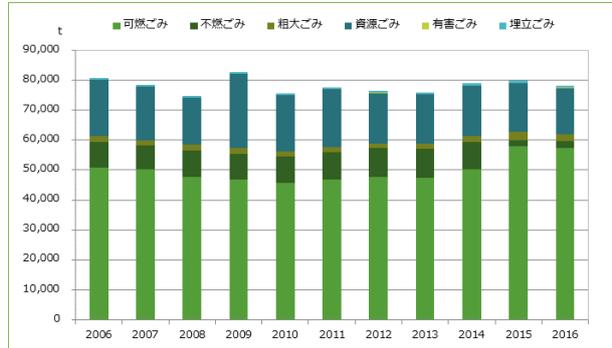
施策の方針

- ◆不法投棄の防止やごみの適正な処理に努めます。
- ◆4R 運動やごみの再資源化を進め、ごみの減量化を図ります。

現状と課題

- ◆本市のごみ排出量は、2016（平成 28）年度実績で 78,272 t となっており、2014（平成 26）年度と比較すると僅かながら減少しているものの、高い水準で推移しています。
- ◆2015（平成 27）年 3 月からのごみ分別方法の変更に伴い、可燃ごみ量が大幅に増えていますが、その中にはダンボールやペットボトル等の資源ごみが多く含まれているため、分別の徹底が必要です。
- ◆市民・企業・行政がそれぞれの役割を認識し、協働により、ごみ減量やリサイクル活動を進め、4R¹運動を推進する必要があります。

【都城市のごみ排出量の推移】



重点業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
ごみの排出量	78,272 t/年 (2016)	76,957 t/年 (2021)

¹ 4R : Refuse : ごみになるものを断る、Reduce : ごみを減らす、Reuse : 繰り返し使う、Recycle : 再生利用する



広域連携の推進

施策の方針

- ◆ 広域連携を推進し、圏域全体として住民生活に必要な行政サービスの提供に努めるとともに、圏域の地域資源を活用して、産業や文化の振興を図ります。

現状と課題

- ◆ 本格的な少子高齢・人口減少社会の到来等により、財政状況は一層厳しくなり、単独の自治体だけで現行の行政サービスを維持することが困難になることが予想されます。
- ◆ 広域的視点に立って関係市町と連携することにより、圏域住民の生活に必要な機能を維持するとともに、圏域の地域資源を活用し、産業や文化の振興を図る必要があります。

【主な協議会等の設置状況（2017（平成29）年12月現在）】

設置年月日	協議会等の名称（構成市町）
1994.8.30	吉都線利用促進協議会（湧水町、高原町、小林市、都城市、えびの市）
2006.1.1	都城・三股広域行政推進協議会（都城市、三股町）
2007.11.9	環霧島会議（都城市、高原町、小林市、えびの市、湧水町、霧島市、曾於市）
2008.7.9	都城広域定住自立圏構想協議会（都城市、三股町、曾於市、志布志市）
2008.10.14	霧島ジオパーク推進連絡協議会（霧島市、曾於市、都城市、小林市、えびの市、高原町）
2014.2.22	宮崎県南部地域大規模災害対策連携推進協議会（宮崎市、日南市、串間市、都城市、小林市、えびの市、三股町、高原町、国富町、綾町）

重点業績評価指標（KPI）	基準値	目標値
消防団広域連携訓練の実施	1回/年 (2016)	1回/年 (2021)



施策の方針

- ◆部門間の政策連携の強化を図るとともに、企業等と連携して、政策推進力の強化に取り組めます。
- ◆地域経済の好循環と交流人口の増大を図るために、情報発信力の強化を推進するとともに、迅速・丁寧な行政サービスの提供に取り組み、市民満足度の向上を実現します。

現状と課題

- ◆多様化・高度化する市民ニーズや課題に対し、行政のみで対応することは、今後ますます厳しくなることが予想されるため、企業等の持つノウハウ等を活用して課題解決を図る必要があります。
- ◆少子高齢・人口減少が大きな社会問題となっている中、必要な都市機能や行政サービスを提供し続けるためには、引き続き行財政改革を推進するとともに、市民の生活の豊かさを将来にわたって確保し、次世代に確実に繋ぐことが重要です。

【都城市と包括連携協定を締結した企業等】

2015.3.20	株式会社宮崎銀行
2015.11.10	霧島酒造株式会社
2016.8.19	ヤマト運輸株式会社 宮崎主管支店
2016.8.19	宮崎日日新聞宮日会 都城・北諸支部
2016.9.26	学校法人南九州学園
2016.10.5	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
2016.10.28	株式会社ソラシドエア
2016.10.31	第一生命保険株式会社 宮崎支社
2017.2.22	独立行政法人国立高等専門学校機構 都城工業高等専門学校
2017.5.19	学校法人日本体育大学
2017.10.6	MUKASA-HUB

重点業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
包括連携協定を締結した団体数 (累計)	10 団体 (2014~2017)	10 団体 (2018~2021)

基本構想で掲げる4つのまちづくりの基本方針及び行政経営の基本姿勢ごとに掲げる施策及び施策の方向性を定めます。

1 しごと 地の利を活かして雇用を創る ～産業振興・雇用分野

1.1 圏域の経済を支える地域産業の振興

- 1.1.1 儲かる農業の推進
- 1.1.2 豊かな森林の活用
- 1.1.3 特色ある商工業の振興
- 1.1.4 産学官金・企業間の連携の促進

1.2 地の利を活かした拠点の整備と企業立地の促進

- 1.2.1 工業団地の整備と企業立地の促進

1.3 企業等と連携した雇用拡大と移住・定住の促進

- 1.3.1 企業や団体と連携した地元定着の促進
- 1.3.2 移住・UIJ ターンの促進

1.1.1 儲かる農業の推進

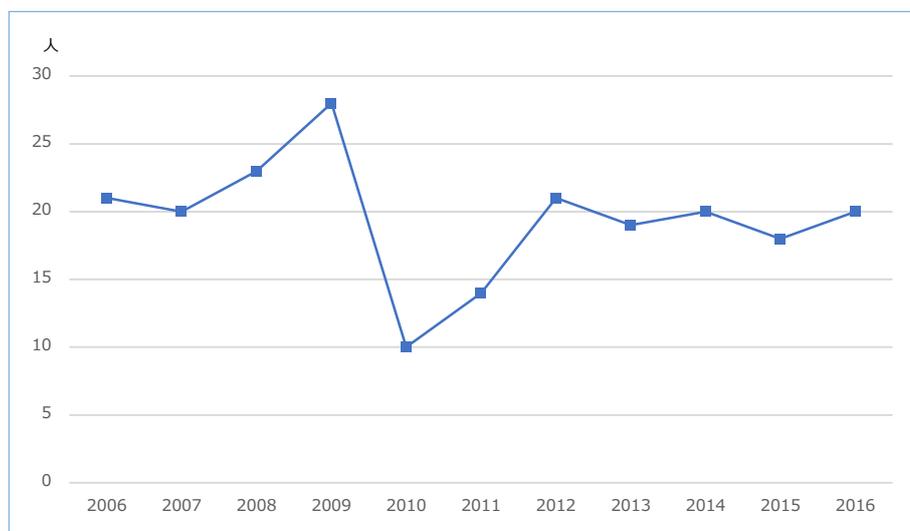
施策の方針

- ◆関係機関と連携して農業の担い手を育成するとともに、集落営農体制を確立します。
- ◆農地を集約化するとともに、農業生産基盤の整備を進め、生産性の向上を図ります。
- ◆農商工連携及び産学官連携による6次産業化を推進し、攻めの販売戦略に取り組みます。
- ◆消費者へ安全・安心な農畜産物を供給するとともに、「地産地消」「食育²」を推進します。

現状と課題

- ◆本市は、畜産部門を中心に全国有数の農業産出額を誇り、特に2017（平成29）年に開催された全国和牛能力共進会宮城県大会では、都城市の牛が出品された肉牛の部で内閣総理大臣賞を受賞し、宮崎牛が3大会連続して日本一を獲得しました。
- ◆農業担い手の高齢化や後継者不足により農業従事者が減少し、耕作放棄地面積は増加しています。そのため、農業の担い手を確保するとともに経営の効率化を図る必要があります。
- ◆経営の安定化を図るため、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜防疫対策や、イノシシ、シカ、サル等の有害鳥獣被害に対応する必要があります。
- ◆農畜産物の高付加価値化により、所得向上を図り、地域産業を振興する必要があります。
- ◆消費者ニーズに応えるため、安全で安心な農業を推進する必要があります。
- ◆地域内消費を拡大するため、食育や地産地消を推進する必要があります。

図表 1.1.1 都城市の新規就農者数の推移



出典：都城市農政部農政課

² 食育：「食」に関する知識と選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てる仕組みのこと。



施策の方向性

方向性1 農業の担い手を育成します

- ◆新規参入者及び親元就農者の就農直後の不安定な経営に対して支援を行います。
- ◆認定農業者³制度や農業経営の法人化を推進します。
- ◆認定農業者等を中心に兼業農家や高齢農家を含めた集落営農⁴体制を確立します。
- ◆新規就農者や女性農業者の育成に努めます。

方向性2 農業生産基盤の整備と農村環境の保全を進め、生産性を高めます

- ◆農地の集積を図り、畑地かんがい用水を利用した営農及び重点品目の大規模生産団地化を進めます。
- ◆家畜の飼養頭数を維持・拡大するため、家畜防疫対策を推進し、生産性向上体制の構築を図ります。
- ◆農作物の鳥獣被害の低減に向けて、地域ぐるみの防除対策の実施や個体数調整のため有害鳥獣捕獲の促進を図ります。
- ◆農家と地域住民、自治公民館、関係団体が幅広く参画し、農村の基盤となる農地や水路等の施設及び農村の自然や景観等の環境保全を図る「多面的機能支払制度⁵」を促進します。

方向性3 6次産業化の推進等、攻めの販売戦略に取り組みます

- ◆マーケットインによる商品開発、都城産「宮崎牛」や都城茶をはじめとする既存商品のブランド化や品質向上に取り組み、販売先に応じた商品力の強化に取り組みます。
- ◆6次化商品を含む都城産農畜産物の大都市圏や海外を意識した販売力強化に努め、様々な機会を捉えた販路確保に取り組みます。

方向性4 農畜産物の品質を確保し、地産地消、食育を推進します

- ◆GAP⁶の導入等を推進し、安全で安心できる農畜産物の品質確保に努めます。
- ◆地産地消に対する取組を強化するとともに、食育を推進します。

方向性	重点業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
1	新規就農者数	20人/年 (2012~2016)	22人/年 (2021)
2	農地中間管理事業による農地の集積面積 (累計)	403ha (2014~2016)	2,500ha (2014~2021※)
3	6次化商品の商談成約件数 (累計)	16件 (2016)	120件 (2018~2021)
4	学校給食における地場農畜産物(牛、豚、 鶏、青果)の使用割合(金額ベース)	69.4% (2016)	73.0% (2021)

※事業開始時期からの累計値と目標と設定しているため。

³ 認定農業者：地域の特性を考慮して設定された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫により経営の改善を図ろうとする意欲ある農業者で市町村が認定するもの。

⁴ 集落営農：集落を単位として、多様な農家が農業生産過程における全部又は一部を共同で取り組むこと。

⁵ 多面的機能支払制度：農道等、農業を支える供用設備を維持管理するための地域の共同作業に交付金が支払われる制度。

⁶ GAP（農業生産工程管理）：農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に即して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動。

1.1.2 豊かな森林の活用

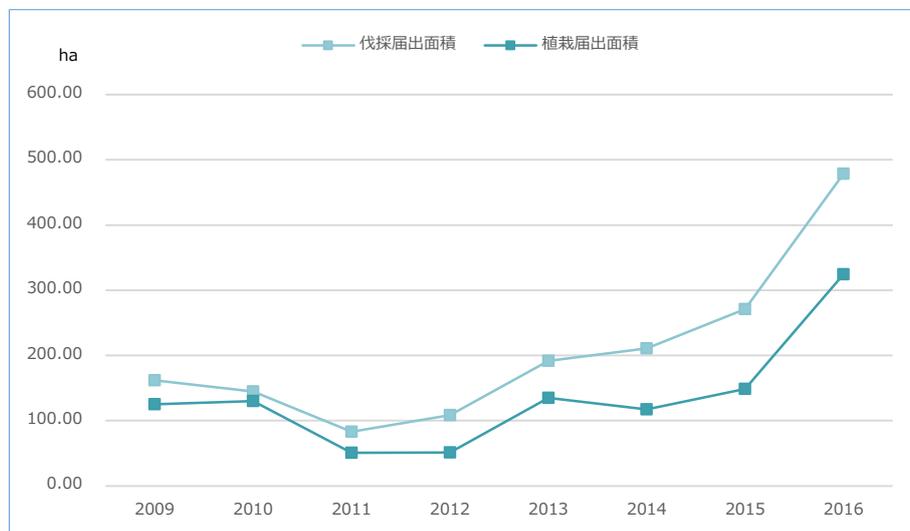
施策の方針

- ◆ 林道整備や高性能林業機械の導入及び施業の集約化等の基盤整備や林産物の生産振興等林業の生産性の向上を図るとともに、林業の担い手の確保に努めます。
- ◆ 森林のもつ多面的かつ公益的な機能の維持を図るため、伐採跡地への再造林の促進や森林の適正な整備及び保全に努めます。

現状と課題

- ◆ 本市の森林は、本市面積の約 55%を占めており、戦後に造林された人工林を中心に本格的な収穫期を迎えています。
- ◆ 木材価格の長期的な低迷による森林所有者の経営意欲の低下や、境界及び所有者が不明になった林地の増加、林業就業者の減少及び高齢化等により、未整備の森林や伐採後の造林放棄地が増加しており、森林の持つ多面的かつ公益的機能の低下が懸念されています。
- ◆ 森林伐採が増加傾向にある状況を踏まえ、施業コストの縮減を図り、再造林の着実な実施や森林施業の適正な実施及び林業従事者の育成確保を図る必要があります。
- ◆ 飛躍的な増大が予想される素材生産量⁸に対応するために、木材の利用を促進するとともに、素材生産から加工販売まで一貫した流通加工体制の整備を図る必要があります。
- ◆ 人工林の高齢級化が進むことにより大径材生産量の増加が予想されることから、大径材加工に対応した生産ラインの整備を図る必要があります。
- ◆ しいたけ等の特用林産物は労働の省力化を図るとともに、各種事業の実施及び品質向上のための技術指導や供給体制の更なる合理化を図る必要があります。

図表 1.1.2 森林伐採届出面積及び造林届出面積の推移



出典：都城市環境森林部森林保全課(伐採届から算出)

※各計画の届出であり、実際の伐採面積と植栽面積を示すものではありません。

⁷ 施業：植栽（植林）、下刈り、除伐、間伐、伐採等、森林に対する何らかの人為的働きかけのこと。

⁸ 素材生産量：立木を伐倒、枝払いした丸太（素材）の生産量のこと。



施策の方向性

方向性1 林業の基盤を整備します

- ◆林道・作業路・伐出路等の整備を進めるとともに、高性能林業機械やコンテナ苗⁹及び伐植一貫作業システム¹⁰の導入等による労働の合理化や低コスト化を進め、林業経営の改善を図るとともに、主伐後の着実な再造林や適正な森林整備の実施を図ります。
- ◆施業の集約化を図り、作業路網の開設や間伐等により健全な森林育成、整備を進めます。
- ◆環境森林税の活用や林地台帳の整備による林地の境界及び所有者の明確化を進めます。

方向性2 林業後継者を育成します

- ◆林業就業者の高齢化や後継者不足に対応するため、就労環境を改善し、後継者の育成を図ります。

方向性3 木材利用を促進します

- ◆公共建築物における木造化・木質化に取り組むとともに、地元木材の良さを幅広くPRし、地元産木材の需要拡大を図ります。

方向性4 林産物の供給体制を整備します

- ◆人工乾燥材等品質の良い林産物や消費者のニーズにあった製品を生産するとともに、木材供給基地として木材製品のブランド化や、大径材加工に対応した生産ラインの整備等の流通加工体制を整備します。
- ◆しいたけ等の特用林産物については、恵まれた自然環境を活かしたこだわりの商品として生産性の向上等に努めます。

方向性5 森林の持つ多面的かつ公益的機能を増進します

- ◆森林の持つ多面的かつ公益的機能を増進するために、長伐期施業¹¹・育成複層林施業¹²・針広混交林施業等の多様な森林整備を進めるとともに、森林資源の循環利用や山村地域の活性化を図ります。

方向性	重点業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
1	林業用作業路のコンクリート舗装距離	350m/年 (2016)	350m/年 (2021)
2	林業就労者の労災保険加入者数	36人/年 (2016)	40人/年 (2021)
3	公共施設の単位面積当たりの木材利用率 (公営住宅・PR性の高い施設)	0.007 m ³ /m ² (2016)	0.040 m ³ /m ² (2021)
4	原木しいたけ生産量 (生・乾燥)	8,988 kg/年 (2016)	10,800 kg/年 (2021)
5	伐採跡地への再造林面積	105.41ha/年 (2016)	155ha/年 (2021)

⁹ コンテナ苗：苗の根巻きを防止できる専用容器で育成された苗のこと。植栽後の活着率が良く、通常の植栽適期（春・秋）以外でも植栽が可能。

¹⁰ 伐植一貫作業システム：これまで別々に行ってきた伐採作業と植栽作業を一体的に行う作業システムのこと。伐採・搬出に使用する林業機械を林地の後片付けや苗木の運搬等に活用することで再造林コストの縮減を図ることができる。

¹¹ 長伐期施業：標準伐採樹齢の約2倍の樹齢に達するまで伐採しないこと。

¹² 複層林施業：森林を構成する立木を部分的に伐採し、植林により複数の樹齢層を有する森林を造成し、森林の崩壊や災害を防止すること。

1.1.3 特色ある商工業の振興

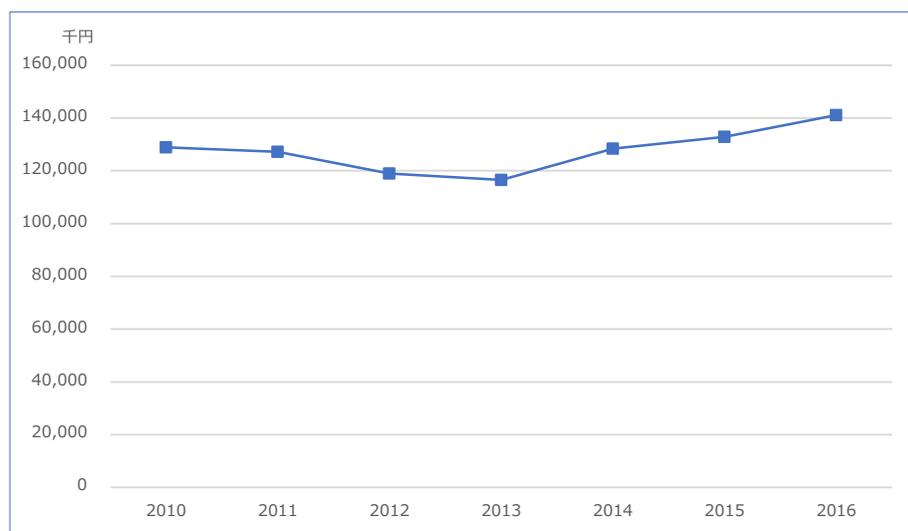
施策の方針

- ◆地域の特性を生かした商店街づくりを支援します。
- ◆事業承継や創業支援等を推進するほか、金融の円滑化や地域産業を支える人材育成により中小企業等の経営の安定化を図ります。
- ◆地場産品の高付加価値化を図るとともに販路を開拓し、地域産業を活性化します。

現状と課題

- ◆地域商店街においては、経営者の高齢化や後継者不足等により空き店舗が増えています。そのため、市民生活を支える身近な商業基盤として維持していく必要があります。
- ◆中小企業の経営の安定を図るため、融資制度の拡充等の支援策を講じる必要があります。
- ◆中小企業の休廃業、解散及び倒産を抑制するため、事業承継や人材育成等積極的に支援する必要があります。
- ◆地域経済を活性化するため、創業や第二創業等新たな創業者を支援する必要があります。
- ◆地場産品の販売促進と販路拡大を図るため、道の駅都城等を有効活用した振興策に取り組む必要があります。

図表 1.1.3 道の駅都城の年間販売額の推移



出典：都城市商工観光部みやこんじょ PR 課



施策の方向性

方向性1 地域に愛される商店街をつくります

- ◆地域の商店街を市民生活の維持に必要な社会資本と位置付け、商工団体や地域住民と連携しながら、維持・存続に向けた取組を進めます。
- ◆地域の特性を生かした街並づくり、賑わい創出、後継者育成等を進め、地域コミュニティの交流空間としての再生を図ります。

方向性2 商工業者を元気にします

- ◆新商品開発・情報技術の活用を推進するとともに、人材育成を目的としたセミナー・講習会等の開催を支援します。
- ◆商工業者の経営の安定と育成を目的に金融制度の拡充を図るとともに、経営に対する指導・相談に取り組む関係機関への支援を行います。
- ◆事業承継や M&A 等の推進を図り、休廃業、解散及び倒産等の増加を抑制します。

方向性3 地域産業を支える人材を育成します

- ◆都城地域高等職業訓練校やポリテクセンター宮崎等、各種訓練機関と連携し、企業の求める人材を育成します。
- ◆創業前の指導から創業後のフォローまでを支援し、創業や第二創業等新たな創業家を育成します。
- ◆都城少年少女発明クラブの活動や学校創意工夫工作展の開催等、ものづくりを通じた能力開発に取り組み、将来を担う子ども達の発想や創造力の向上を図ります。

方向性4 地域産業を活性化します

- ◆道の駅都城等を有効活用した物産展の開催等により、地場産品を PR し、販売を促進します。
- ◆商談会等に積極的に参加し、地場産品の販路拡大を図ります。
- ◆国の伝統的工芸品の指定を受けている「都城大弓」や県指定の「都城木刀」「ロクロ工芸」等の工芸品や「都城家具」は、全国レベルの展示会へ参加し、積極的に PR します。

方向性	重点業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
1	商店街が開催するイベントの参加者数(市補助分)	16,000 人/年 (2016)	18,000 人/年 (2021)
2	利子補給による設備投資企業数	63 件/年 (2016)	70 件/年 (2021)
3	創業支援計画に沿った経営指導等を受けて創業した起業家数(累計)	36 件 (2016)	80 件 (2018~2021)
4	道の駅都城の販売額	141,071 千円/年 (2016)	180,000 千円/年 (2021)

1.1.4 産学官金・企業間の連携の促進

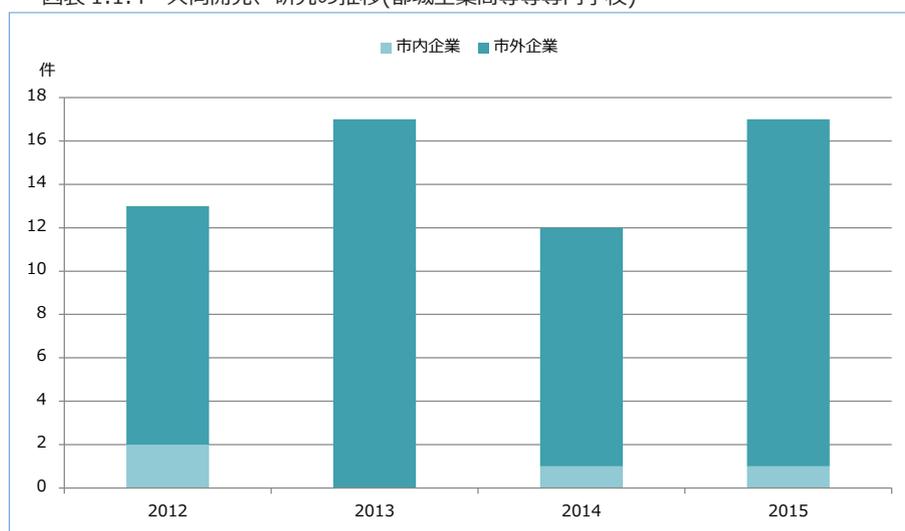
施策の方針

- ◆産学官金の連携により、農林業、工業、商業、情報産業等の業種を超えた新規創業や新製品、新商品の開発を促進します。

現状と課題

- ◆本市は、国内有数の食料供給基地です。中でも、肉用牛、豚、ブロイラーでは、全国トップクラスの農業産出額を誇り、焼酎や乳製品等数多くの食品類が生産されています。また、工業製造出荷額についても、2015（平成 27）年現在、県内トップの状況です。
- ◆自社の技術力向上や、新分野への進出等のため、異業種の交流や産業間の連携を望む声があります。そのため、産学官金・企業間が連携できる仕組みを構築する必要があります。
- ◆産学官金・企業間連携により、地域資源を活かした付加価値の高い製品開発に取り組む必要があります。

図表 1.1.4 共同開発、研究の推移(都城工業高等専門学校)



出典：都城市総合政策部総合政策課



施策の方向性

方向性 1 産学官金・産業界間の連携を促進します

- ◆ 学術研究機関¹³、試験研究機関¹⁴及び金融機関等との交流を推進し、地域資源を有効活用した新規創業や新製品の開発を促進します。
- ◆ 起業家を育成するため、製品開発や素材開発にかかわるベンチャー企業¹⁵等への積極的な支援に努めます。
- ◆ 農産物等の付加価値を高めるため、農商工連携による 6 次産業化の技術支援、販路開拓等の促進を図ります。
- ◆ 宮崎県産業振興機構や宮崎県職業能力開発協会、中小企業庁宮崎県よろず支援拠点等を活用した新商品の開発、ものづくりや販路開拓等、関係機関と連携した産業支援を行います。
- ◆ 地域連携テクノセンター¹⁶等を活用し、高等教育機関との共同研究や、企業間との技術提携による地域資源を活用した付加価値の高い製品開発等により、地域産業の振興を図ります。

方向性	重点業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
1	高等教育機関と企業との共同研究数	1 件/年 (2016)	3 件/年 (2021)

¹³ 学術研究機関：都城工業高等専門学校の地域連携テクノセンター、南九州大学等

¹⁴ 試験研究機関：九州沖縄農業研究センター、宮崎県木材利用技術センター、宮崎県食品開発センター等

¹⁵ ベンチャー企業：新しく起業して、新分野の業種に特化して取り組んでいる企業

¹⁶ 地域連携テクノセンター：都城工業高等専門学校内にある、地域の中小企業をはじめとする産業界を対象とした技術相談、共同研究、技術者のリフレッシュ教育を集約的に行い、地域産業の振興・活性化を助長し、地域の経済力向上に資することを目的とした施設

1.2.1 工業団地の整備と企業立地の促進

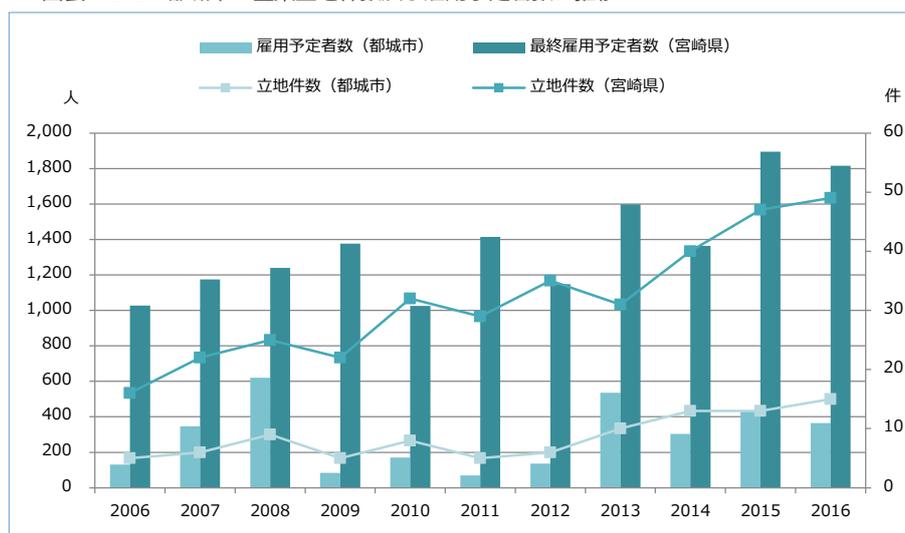
施策の方針

- ◆雇用創出を図るため、企業進出の基盤となる新たな工業団地を整備します。
- ◆企業立地奨励措置¹⁷の要件改善や拡充を行い、全国の企業投資情報の把握に努め、企業立地による雇用創出に努めます。

現状と課題

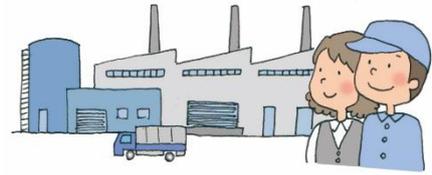
- ◆南九州圏域の中心都市である本市は、都城志布志道路の整備促進に伴い、IC 周辺地域の交通アクセスの優位性が高まり、人やモノの移動が活発化すると期待されています。
- ◆流通関連企業を中心とした企業立地を促進するための開発適地を確保し、工業団地を整備することが今後の課題です。
- ◆企業立地活動の強化及び支援策の拡充を図り、企業ニーズを的確に把握するとともに、関係機関との連携を強化し、雇用創出が見込める企業の立地を促進する必要があります。
- ◆都城公共職業安定所管内の有効求人倍率は県内で最も高い一方、事務職の有効求人倍率は 0.62（2017（平成 29）年 3 月末現在）と低く、事務系の雇用の場を確保することが必要です。

図表 1.2.1 都城市の企業立地件数及び雇用予定者数の推移



出典：都城市商工観光部企業立地推進室

¹⁷ **企業立地奨励措置**：市内に工場等を新設又は増設する際に、補助制度や課税免除により支援、優遇すること。



施策の方向性

方向性1 開発適地を確保し、工業団地を整備します

- ◆都市計画や農業振興計画にもとづく開発状況の確認、不動産物件情報及び交通アクセス等をもとに開発適地の確保を図ります。
- ◆新たな工業団地を整備し、地域産業の振興と新たな雇用の創出を図ります。
- ◆新工業団地整備段階において、企業ニーズの把握に努めます。

方向性2 地の利を活かした企業立地を促進します

- ◆企業立地¹⁸活動を強化し、立地環境及び地域の人材や技術等の情報発信を行うとともに、企業立地奨励措置の要件改善や拡充を行い、製造業や物流関連企業、情報サービス業の積極的な企業立地を推進し、雇用創出に努めます。
- ◆若者に人気のあるIT企業や希望者が多い事務系企業の立地を促進するため、情報収集・企業訪問を積極的に実施します。
- ◆リスク分散や、BCP¹⁹を踏まえた企業の立地を促進します。

方向性3 関係機関と連携した企業立地を促進します

- ◆宮崎労働局との雇用対策協定、都城工業高等専門学校との包括連携協定に基づく人材確保の支援やネットワークの活用等、本市独自の企業立地活動を展開し、企業立地を促進します。

方向性	重点業績評価指標（KPI）	基準値	目標値
1	新たな工業団地の整備の進捗率（事業費ベース）	- (2016)	99% (2021)
2	新規企業立地件数（累計）	8件/年 (2006～2016)	40件 (2018～2021)
3	都城公共職業安定所又は都城工業高等専門学校との連携による人材確保支援の取組（累計）	5件 (2016)	24件 (2018～2021)

¹⁸ 企業立地：市外からの企業誘致と地場企業による事業拡大のこと。

¹⁹ BCP：Business Continuity Plan（事業継続計画）の略で、災害や事故等の不足の事態を想定して、事業継続の視点から対応策をまとめたもの。危機発生の際、重要業務への影響を最小限に抑え、仮に中断しても可及的速やかに復旧・再開できるようにあらかじめ策定しておく行動計画のこと。

1.3.1 企業や団体と連携した地元定着の促進

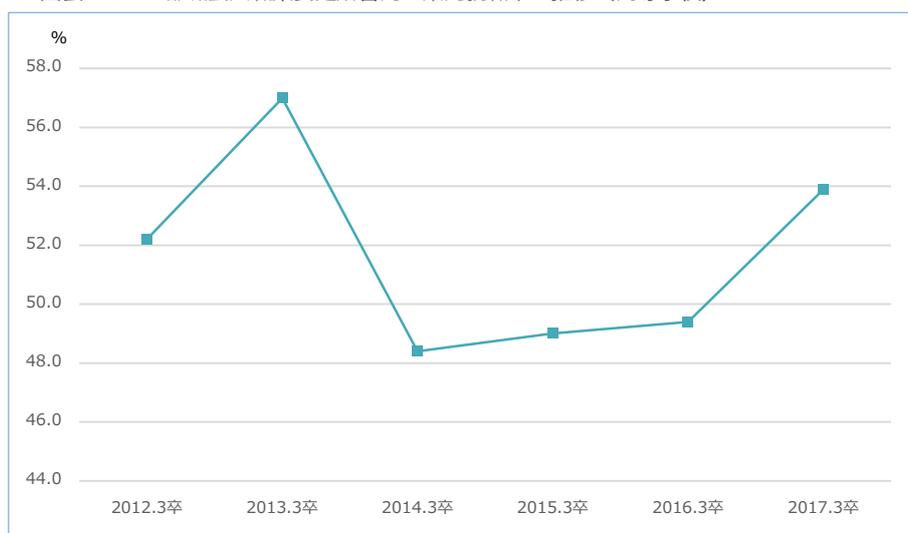
施策の方針

- ◆都城公共職業安定所をはじめ、企業や高等学校等とのパートナーシップを強化し、雇用・労働施策を展開します。

現状と課題

- ◆都城公共職業安定所管内（都城市・三股町）の新卒高校生の所管内就職率は50%以下となっており、若者の市外流失が課題です。
- ◆若者の地元定着を図るため、行政、企業、高等学校等が連携して人材を確保する必要があります。
- ◆若者が県外へ流出する原因の1つとして、地元企業に関する情報不足が考えられるため、地元企業に関する情報を提供し、就職活動を支援することが必要です。
- ◆宮崎県の新卒の高校生及び大学生の3年以内の離職率は40%を超えており、全国平均と比べて高い状況が続いていることから、離職率の改善に努める必要があります。
- ◆結婚・出産・育児・病気等により働いていないけれども、働きたい人のために安心して働く機会や活躍する機会を創出する必要があります。
- ◆契約社員やパート等、非正規雇用により収入や雇用が不安定となっており、正社員化や賃金、福利厚生等の充実が必要です。また、ワークバランス等働き方の改革が必要です。

図表 1.3.1 都城公共職業安定所管内の県内就職率の推移（高等学校）



出典：宮崎労働局職業安定課・都城公共職業安定所



施策の方向性

方向性1 「地元で働きたい」就職希望者を支援します

- ◆都城公共職業安定所をはじめ、企業や高等学校等とのパートナーシップを強化し、若者の定住促進を図ります。
- ◆高校生等に地元企業に関する情報を提供し、「地元で働きたい」就職希望者を支援します。
- ◆一般求職者、高齢者、障がい者、生活困窮者等の雇用促進を図るために、企業立地を含め、就職説明会やセミナー等の開催や情報提供、外国人労働者の雇用等について関係機関と連携を図ります。

方向性2 若年層の地元定着を促進します

- ◆早い段階からの職業教育に取り組み、仕事に対する認識不足から生じる離職率の改善を図ります。
- ◆地元企業における人材育成を支援することにより、企業の枠を超えた若年層のネットワーク化を図り、若年層の離職率改善に取り組みます。

方向性3 雇用の安定化及び働き方の改革を図ります

- ◆非正規雇用者の正社員化、賃金の向上、福利厚生等の充実、多様な働き方の促進のほか、女性の活躍や復職支援、仕事と家庭の両立、男女雇用機会均等を啓発し、働き方改革の推進を図ります。

方向性	重点業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
1	都城公共職業安定所管内における一般職業紹介の就職率（新規学卒及びパートタイムを除く）	52.7% (2016)	60.0% (2021)
2	都城公共職業安定所管内の新卒高校生の所管内就職率	46.8% (2016)	50% (2021)
3	子育てサポート企業「くるみん認定企業 ²⁰ 」数(累計)	1社 (2016)	4社 (2018~2021)

²⁰ **くるみん認定企業**：次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業で、申請により厚生労働省の認定を受けた企業

1.3.2 移住・UIJ ターンの促進

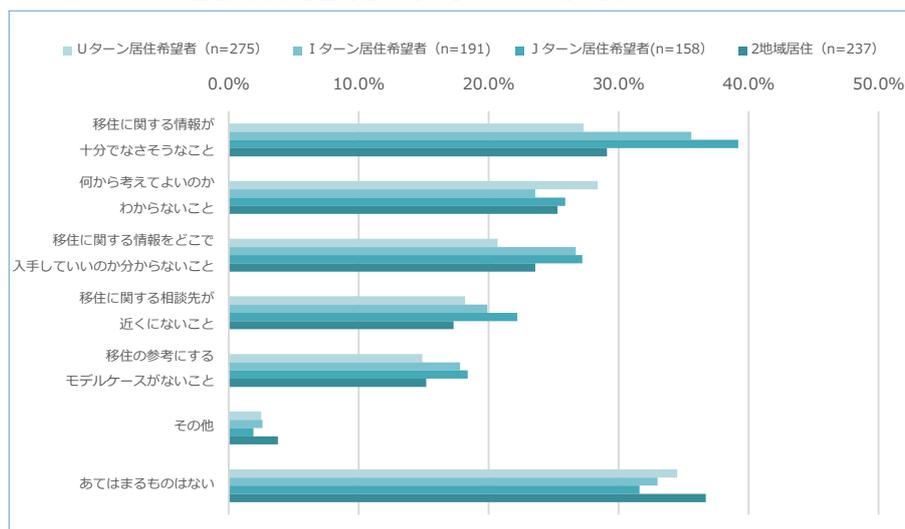
施策の方針

- ◆移住に関する情報を適切かつ積極的に発信し、相談体制及び受入体制の強化に取り組みます。
- ◆企業等とのパートナーシップを強化し、雇用拡大による UIJ ターン人材の確保を図ります。

現状と課題

- ◆国が行った東京在住者を対象とした移住に関する意向調査において、移住に関する情報が十分でないと感じている方々が4割いることが発表されています。
- ◆各自治体が移住施策を強化する中、本市への移住をさらに促進するためには、移住希望者への積極的な情報発信や移住相談・支援体制の強化が求められています。
- ◆全国的に企業の採用意欲が高まっており、進学・就職期を中心とした若年層の転出超過傾向の加速が懸念されています。
- ◆移住・UIJ ターンをさらに促進するために、企業等とのパートナーシップを強化し、雇用拡大による UIJ ターンの促進やスキルを有する人材を確保する必要があります。

図表 1.3.2 移住を検討する上で困っている点について（複数回答）



出典：東京在住者の今後の移住に関する意識調査



施策の方向性

方向性 1 移住希望者へ積極的に情報を発信します

- ◆移住希望者のニーズに合ったまち・ひと・しごと・住まいの情報を一元化し、適切かつ積極的に情報を発信します。
- ◆市ホームページをはじめ、SNS の活用や県外の同郷人会との連携等、多様な手段により、多くの移住希望者に情報を発信します。

方向性 2 移住希望者に対する相談体制を強化します

- ◆移住希望者からの相談に応じるために、県や関係団体が主催する都市圏における移住相談会に積極的に参加するとともに、実際に移住された方々や関係機関とも連携しながら、移住希望者への相談体制の強化を図ります。

方向性 3 人材の受入支援策を強化します

- ◆地元企業等とのパートナーシップを強化し、移住支援と就職支援をセットにして、人材誘致を積極的に推進します。
- ◆地元企業の採用活動を支援するとともに、民間人材ビジネス事業者や金融機関と連携しながら、UIJ ターン人材の確保を図ります。

方向性	重点業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
1	空き家バンク登録物件の活用件数 (累計)	13 件/年 (2016)	50 件 (2018~2021)
2	移住相談件数	75 件/年 (2016)	200 件/年 (2021)
3	パートナーシップ企業における UIJ ターン者の採用数 (累計)	168 人/年 (2016)	584 人 (2018~2021)

2

くらし 命とくらしを守る ～安全・安心・健康分野

2.4 安全・安心な暮らしの確保

- 2.4.1 災害や危機に強いまちづくりの推進
- 2.4.2 消防・救急体制の確立
- 2.4.3 交通・地域安全の推進

2.5 地域医療体制の維持

- 2.5.1 地域医療体制の維持

2.6 ライフステージに対応した切れ目のない子育て支援

- 2.6.1 婚活の支援
- 2.6.2 出産・子育て支援の充実

2.7 生き生きと暮らせる健康・福祉の充実

- 2.7.1 高齢者福祉の充実
- 2.7.2 障がい者福祉の充実
- 2.7.3 地域福祉の推進
- 2.7.4 健康づくりの推進
- 2.7.5 社会保障制度の充実

2.4.1 災害や危機に強いまちづくりの推進

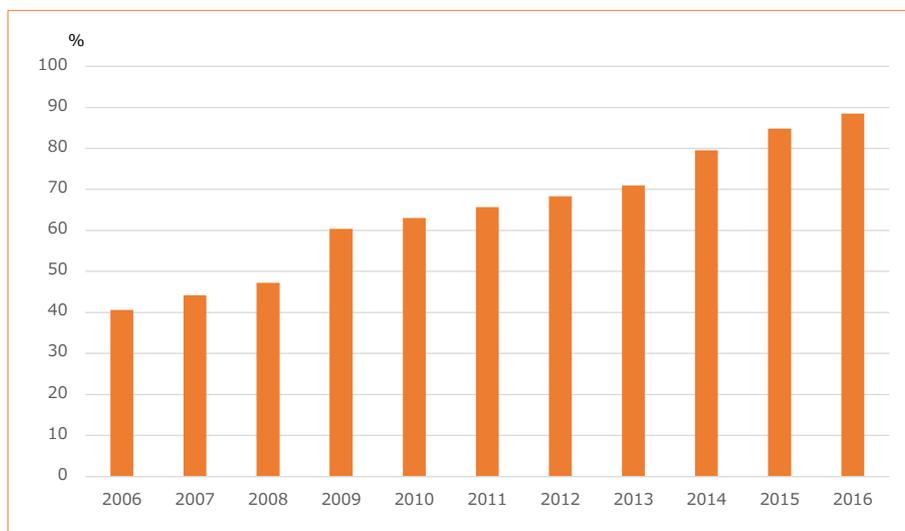
施策の方針

- ◆自然災害から市民の生命、身体、財産を守るため、総合的な防災体制を構築します。
- ◆大規模な災害の発生に備えて、相互協力及び後方支援体制を構築します。
- ◆新たな危機に対処するための危機管理体制を強化し、安心して暮らせる社会をつくります。

現状と課題

- ◆本市は、山に囲まれた広大な盆地にあり、水に対して脆弱なシラス土壌がその多くを占めており、台風や集中豪雨により、土砂災害等がしばしば発生しています。そのため、危険区域の整備に加えて、避難体制の充実が必要です。
- ◆都市化が進み雨水の地下浸透能力が減少したため、大淀川沿いの低地部では浸水被害が顕著になっています。そのため、調整池、浸透施設等の整備が必要です。
- ◆開発事業等においても、雨水流出を抑制するための対応策を検討する必要があります。
- ◆災害時に被害を軽減するためには、防災意識の向上や避難体制の整備が必要です。特に情報収集・伝達の体制を強化し、迅速な避難や対応を可能にすることが重要です。
- ◆2011（平成 23）年 3 月の東日本大震災及び 2016（平成 28）年 4 月の熊本地震を教訓として今後予測される南海トラフ巨大地震等の大規模災害を想定した対策が必要です。
- ◆近年は、自然災害のほか、テロや新型肺炎、口蹄疫や鳥インフルエンザ等、過去に経験のない不測の事態が数多く発生しています。新たな危機に対処するための体制の強化も必要です。

図表 2.4.1 都城市の自主防災組織結成率の推移



出典：都城市総務部危機管理課



施策の方向性

方向性1 市民と企業と行政が一体となった防災体制の構築を進めます

- ◆市民と企業と行政が一体となった防災・減災体制をつくり、自助を推進する地域防災力を強化します。
- ◆小中高生を含めた市民の防災教育の推進、防災士養成の支援、防災訓練の実施等により、市民の防災意識を高めます。

方向性2 災害を未然に防ぎ、被害を低減します

- ◆関係機関合同による災害危険箇所の調査や土砂災害警戒区域の指定等災害防止対策を実施し、災害の発生を抑止します。
- ◆災害時の避難対策を強化するため、地震、火山災害、土砂災害警戒区域²¹、浸水想定区域²²等、各種災害想定に対応したハザードマップ²³を作成します。
- ◆迅速で的確な情報収集に努め、様々な情報伝達手段を活用した避難誘導を実施します。

方向性3 災害発生時における相互協力及び後方支援体制を構築します

- ◆大規模な災害の発生に備えて、県南部地域の市町と平時から連携して防災・減災対策の推進に努め、災害発生時における相互協力体制を構築するとともに、沿岸部と内陸部を結束し、共通認識のもとで各種施策に取り組み、後方支援体制を構築します。

方向性4 新たな危機に対しては総合的に対策を進めます

- ◆市民の生命、身体、財産に影響を及ぼすような様々な危機事象に対処するため、総合的な危機管理対策を進めます。また、武力攻撃事態²⁴や緊急処理事態²⁵に対しては、関係機関と連携して、市民の避難救援や保護に努めます。

方向性	重点業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
1	自主防災組織結成率 (自治公民館単位)	88.4% (2016)	93.0% (2021)
2	土砂災害警戒区域内の希望する世帯への防災行政無線戸別受信機の設置 (累計)	1,686 台 (2016)	1,900 台 (2021)
3	後方支援を想定した訓練の実施 (累計)	1 回 (2016)	4 回 (2018~2021)
4	Jアラートの情報伝達訓練の実施	- (2016)	3 回/年 (2021)

²¹ **土砂災害警戒区域**：急傾斜地の崩壊が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、警戒避難体制を特に整備すべき区域として県が指定した区域

²² **浸水想定区域**：河川がはん濫した場合や水門が閉められ排水が出来なくなった場合に、浸水が想定される区域

²³ **ハザードマップ**：自然災害で予想される被害と避難情報等を示した地図

²⁴ **武力攻撃事態**：我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

²⁵ **緊急処理事態**：武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの。

2.4.2 消防・救急体制の確立

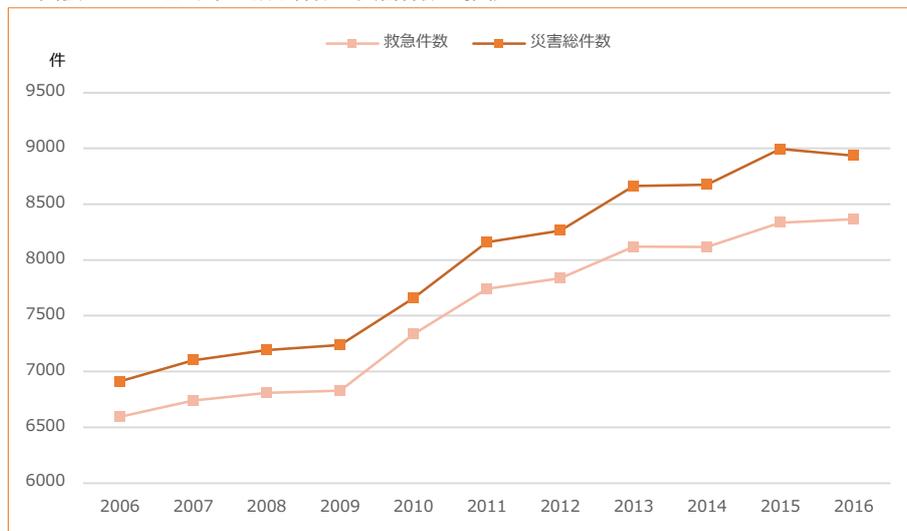
施策の方針

- ◆火災予防の啓発と応急手当の普及を推進し、市民と一体となって防災意識の高揚と消防・救急体制の充実を図ります。
- ◆大規模災害等に備え災害活動体制を確立し、施設や設備を充実するとともに、消防団をはじめ各関係機関との連携強化を推進します。

現状と課題

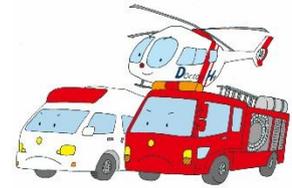
- ◆本市では、人口当たりの出火率は常に全国平均を上回っており、たき火に起因する火災の割合が全国と比較して高い傾向です。
- ◆本市における火災による死者のほとんどは住宅火災での逃げ遅れによるものです。
- ◆火災発生時に迅速に対応するため、普段の消防・救助訓練等により技術の向上を図るとともに、消防・救急体制を充実する必要があります。
- ◆火災予防の広報活動を強化し、住宅用防災機器の普及に努める必要があります。
- ◆高齢者の入居する福祉施設が増加しているため、実態を把握する必要があります。
- ◆救急に対する需要は、年々増加しており、救急車の現場到着時間も年々延伸しています。そのため、救命率の低下に繋がらないよう対策を講じる必要があります。
- ◆広域的な視点では、東日本大震災や熊本地震等の大規模災害への緊急消防援助隊²⁶の応援体制の強化に加え、近い将来発生が懸念されている南海トラフ巨大地震等への対応や被害の軽減、さらには沿岸市町への後方支援体制についても準備を進めていく必要があります。

図表 2.4.2 都城市の救急件数・災害件数の推移



出典：都城市消防局警防救急課

²⁶緊急消防援助隊：被災地の消防力のみでは対応困難な大規模災害時に、消防組織法に基づき消防庁長官が各都道府県隊に指示し、被災地での災害活動を行う部隊



施策の方向性

方向性1 消防・救助技術の向上と消防体制の充実に努めます

- ◆消防・救助訓練を通じて技術の向上を図るとともに、車両や資器材等の施設・設備の整備に努めます。また、消防組織の再編も視野に入れて消防体制の充実強化に努めます。
- ◆防火広報の充実及び住宅用火災警報器²⁷ならびに住宅用消火器の設置推進に努めます。
- ◆事業所や高齢者福祉施設、危険物施設等の予防査察²⁸を強化し、火災の未然防止を図ります。

方向性2 救急・救命技術の向上と救急体制の充実に努めます

- ◆メディカルコントロール²⁹体制の充実に努めるとともに、ドクターカー、ドクターヘリ、宮崎県防災救急ヘリ、関係機関等との緊密な相互連携を強化します。
- ◆救急用資器材の充実に努めるとともに、救急救命士³⁰・認定救急救命士³¹の養成や救急隊員の技術向上に努めます。
- ◆救急車両の充実や署所の再編を図り、現場到着までの所要時間の地域格差の解消に努めます。
- ◆市民を対象にした自動体外式除細動器(AED)³²の使用方法も含めた応急手当講習の充実に努め、勇気をもって応急手当のできる市民を育成します。

方向性3 大規模災害に備え、各関係機関との連携強化に努めます

- ◆県内の各消防本部や定住自立圏加入市町等、関係各機関との連携を推進します。
- ◆大規模災害に対する備えを促進するとともに、消防団や自治公民館、自主防災組織等と連携し、地域防災力を含めた総合的な消防力の充実強化に努めます。

方向性	重点業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
1	住宅用火災警報器設置率	77% (2016)	100% (2021)
2	普通救命講習・救命入門コース開催数	98回/年 (2016)	125回/年 (2021)
3	消防団との連携訓練実施回数	3回/年 (2016)	5回/年 (2021)

²⁷ **住宅用火災警報器**：住宅火災による死者数の低減を図るため、2006（平成18）年6月1日から新築の一般住宅（それ以前の既存住宅については、2011（平成23）年5月31日まで）に設置が義務化された。

²⁸ **予防査察**：消防機関が、火災予防に必要な建物や危険物施設に立ち入って実態を把握し、その関係者に対して必要な指導を行うこと。

²⁹ **メディカルコントロール**：救急救命士を含む救急隊員が行う応急処置等について医師が指示、指導、助言及び検証することにより、応急処置等の質を保証するための体制のことで、本市では都城市北諸郡医師会及び関係機関の協力の下、2003（平成15）年3月に「都城地区メディカルコントロール協議会」が発足している。

³⁰ **救急救命士**：厚生労働大臣の免許を受けて、医師の指示のもとに、救急救命処置を行うことのできる高度かつ専門的な知識と技術を習得した救急隊員のこと、救命率の向上に大きな効果がある。

³¹ **認定救急救命士**：救急救命士のうち、気管挿管等を実施することができる資格を有する救急救命士

³² **自動体外式除細動器 (AED)**：コンピュータが自動的に心臓の状態を電気ショックが必要かどうか判断し、救命処置を行う機器のこと。音声で処置方法を指示してくれるので、一般の人でも簡単・確実に操作できる。最近、駅、デパート等、多数の人が出入りする場所にAEDの設置が普及し、応急手当の実効性が高まっている。

2.4.3 交通・地域安全の推進

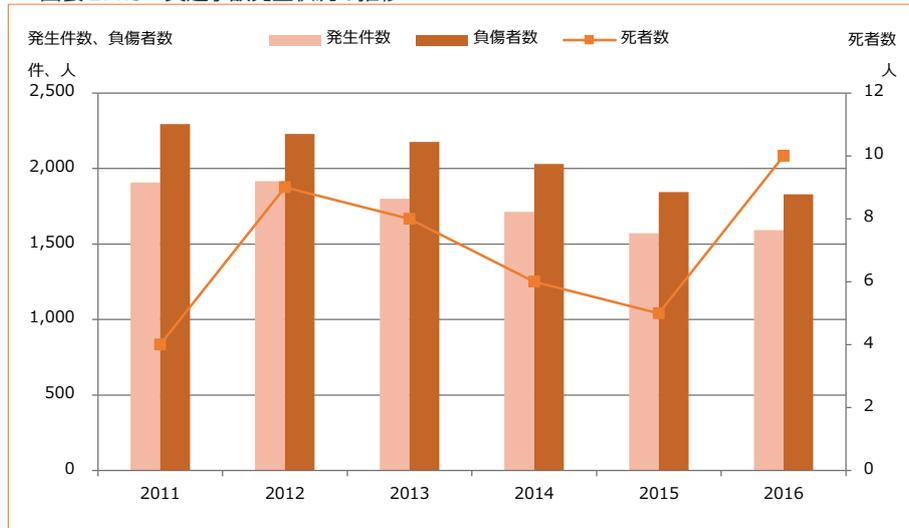
施策の方針

- ◆交通安全に関する啓発活動を推進し、市民の交通安全意識の高揚を図ります。
- ◆市民の防犯意識を高め、犯罪のない安全で安心して生活できるまちづくりを目指します。
- ◆多重債務問題、悪質商法や特殊詐欺防止のための啓発活動に努めます。
- ◆狂犬病の発生を防ぐため、犬の登録と狂犬病予防注射を徹底します。

現状と課題

- ◆本市の交通事故は、発生件数、負傷者数等いずれも減少傾向にあります。全死者数のうち65歳以上の高齢者の割合が高止まりであり、事故の発生原因としては、その多くが脇見・動静不注視等の緊張感を欠いた漫然運転によるものです。
- ◆飲酒運転者は、依然として後を絶たず、飲酒運転に対する意識啓発及びマナー向上が喫緊の課題となっています。
- ◆子どもや女性に対する声かけ等、犯罪の芽ともいえる事案が身近に発生しています。そのため、市民の防犯意識を高め、地域の治安向上に努める必要があります。
- ◆ライフスタイルの多様化、流通形態の変化により、消費者トラブルも複雑・多様化しています。このような社会状況を踏まえ、関係機関と連携しながら、地道な啓発活動が大切です。
- ◆近隣諸国でも発生している市民の生活を脅かす狂犬病を未然に防ぐため啓発を進めるとともに、犬の登録と狂犬病予防注射を徹底していくことが必要です。

図表 2.4.3 交通事故発生状況の推移



出典：みやこんじょ交通白書（ただし、2016 は一般財団法人宮崎県交通安全協会都城地区交通安全協会問合せ）



施策の方向性

方向性1 市民の交通安全意識を高めます

- ◆参加・体験・実践型の教育方法を取り入れ、道路を利用するすべての人々のマナーアップを図るため、運転者や歩行者、年代別等対象にあわせた、きめ細かな交通安全教育を推進します。
- ◆交通安全推進団体等の活動を支援するとともに、学校、地域、企業等と連携して地域ぐるみの活動を行い、交通安全意識を高めます。
- ◆飲酒運転根絶のため、ハンドルキーパー運動等の啓発活動に取り組みます。

方向性2 防犯意識を高め、犯罪のないまちづくりを進めます

- ◆防犯意識を高めるために、広報、啓発活動を推進し、防犯パトロール等の防犯活動に市民のみなさんとともに取り組みます。また、防犯灯整備の補助を行い、犯罪のないまちづくりを進めます。

方向性3 消費生活に関する啓発、相談の充実に努めます

- ◆地域の高齢者団体や小・中学生等の青少年を対象とした講座を開催し、消費トラブルの具体的事例を通じて、被害の防止と消費生活問題に関する問題意識を高めます。
- ◆消費生活に関する市民の不安解消を図るため、相談窓口業務を強化します。

方向性4 犬の登録及び狂犬病予防注射を徹底し、狂犬病を予防します

- ◆狂犬病を予防するため、保健所や獣医師会、動物病院等の関係機関と連携して、犬の登録と狂犬病予防注射を徹底し、未登録犬及び未注射犬の解消に努めます。

方向性	重点業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
1	交通安全教室開催数	40 回/年 (2016)	45 回/年 (2021)
2	防犯灯の LED 化率	15% (2016)	25% (2021)
3	消費生活出前講座開催数	42 回/年 (2016)	45 回/年 (2021)
4	狂犬病予防注射の接種率	72.47% (2016)	75% (2021)

2.5.1 地域医療体制の維持

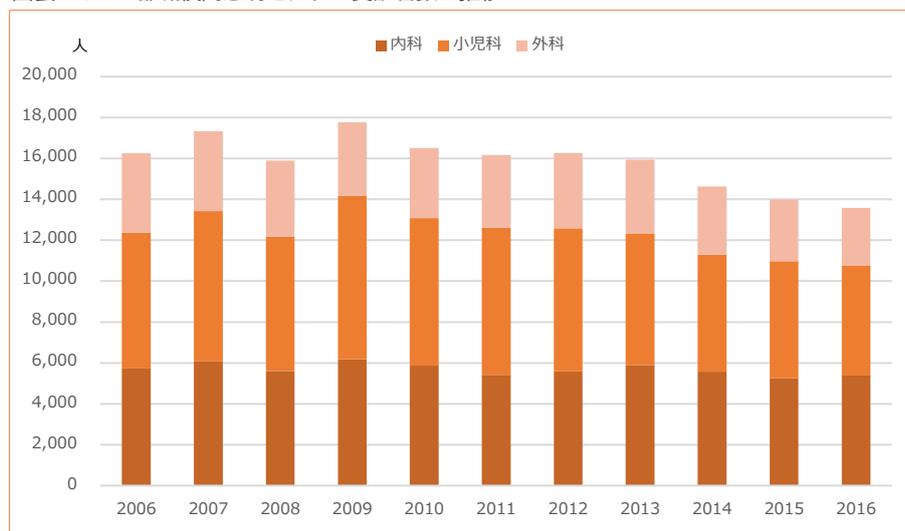
施策の方針

- ◆市民が安心して医療が受けられるよう、地域医療体制を維持します。
- ◆都城夜間急病センターに従事する医師を確保できるよう大学医局や関係機関へ働きかけます。

現状と課題

- ◆本市では、都城夜間急病センター、都城健康サービスセンター及び都城市郡医師会病院の相互連携により、24時間365日、切れ目のない救急医療体制を維持しています。
- ◆都城夜間急病センターでは、特に小児科の利用が多く、全体の約4割を占めています。
- ◆都城夜間急病センターは、小児科をはじめとする医師不足により厳しい運営状況にあります。そのため、大学医局や関係機関へ働きかけて、医師を確保する必要があります。
- ◆24時間のコンビニ感覚で緊急性を必要としない軽症の患者が増加しているため、適正利用の啓発に努める必要があります。
- ◆都城健康サービスセンターについては、市民の公衆衛生の向上に努める観点から、保健事業の推進が求められています。

図表 2.5.1 都城夜間急病センター受診者数の推移



出典：都城市健康部健康課



施策の方向性

方向性1 地域医療体制を維持します

- ◆初期救急医療を担う都城夜間急病センターや休日急患診療医療機関及び二次救急医療を担う都城市郡医師会病院は、本市と定住自立圏域の2市1町（曾於市、志布志市、三股町）との利用協定に基づき、救急医療体制を維持します。
- ◆都城夜間急病センターに従事する医師を確保できるよう大学医局や関係機関へ働きかけます。
- ◆都城北諸県医療圏や曾於保健医療圏の行政や関係医療機関で構成する都城圏域救急医療広域連携連絡協議会において、救急医療を取り巻く課題解決に向けて取り組みます。
- ◆救急医療、休日医療における適正受診についての啓発に努めます。

方向性2 都城健康サービスセンターにおける保健事業を推進します

- ◆都城健康サービスセンターについては、都城市北諸県郡医師会と連携し、市民の健康増進、疾病予防等を積極的に取り組みます。
- ◆市が保有する他の保健施設と連携し、福祉の向上に努めます。

方向性	重点業績評価指標（KPI）	基準値	目標値
1	都城夜間急病センターの診療科目・時間の維持	3科・12時間 (2016)	3科・12時間 (2018~2021)
2	都城健康サービスセンターの健診等受診者数	44,071人/年 (2016)	48,500人/年 (2021)

2.6.1 婚活の支援

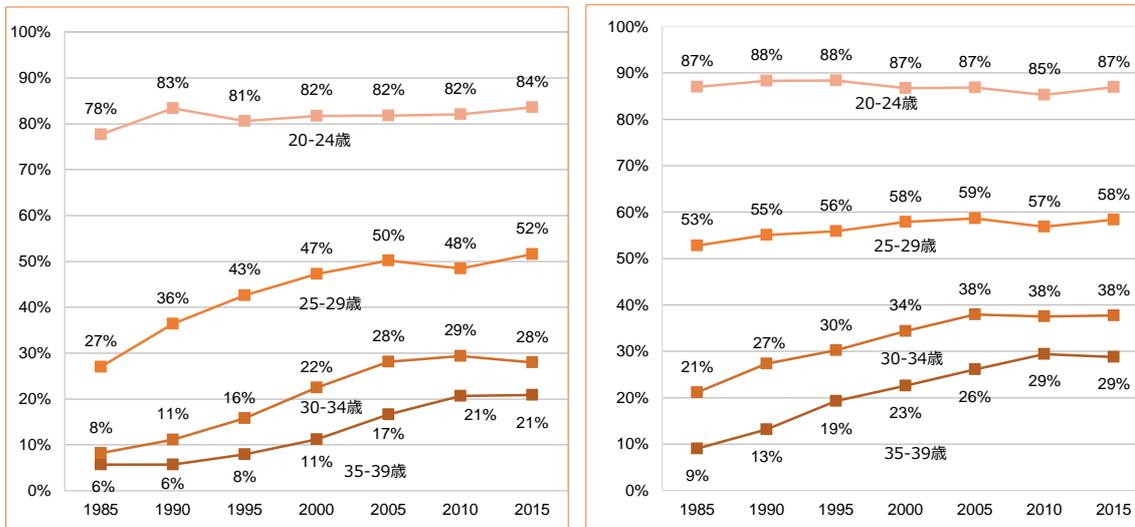
施策の方針

◆ 出会いの場の提供や、結婚に関する相談・支援体制の強化を図ります。

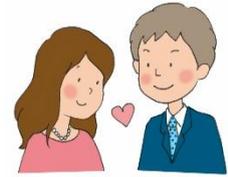
現状と課題

- ◆ 30～34歳の未婚率（2015（平成27）年）は、女性で28%、男性で38%と上昇傾向にあります。
- ◆ 県民意識調査において、独身者のうち結婚を希望する人は90%に及ぶものの、結婚したい相手にめぐり会えないなどの理由により、独身のままでいる人が多くいます。
- ◆ 出会いの機会の創出や結婚に関する情報提供等様々な結婚支援に取り組む必要があります。

図表 2.6.1 都城市の未婚率の推移（左：女性、右：男性）



出典：国勢調査



施策の方向性

方向性1 各種団体等と連携して出会いの場を創出します

- ◆市内で結婚支援活動を行っている団体等と連携しながらイベント等を実施することで、より多くの出会いの場の創出に繋がります。
- ◆コミュニケーション・身だしなみといった結婚希望者のスキルの向上などを支援する講座の開催等、多様な出会いの場を創出するために、結婚支援活動を行う各種団体等を支援します。

方向性2 結婚に関する情報を、結婚を希望する方へ直接届けます

- ◆市内で行なわれる婚活イベント情報を収集し、情報の一元化を図り、婚活イベント等の情報を発信します。
- ◆婚活情報を必要としている方が登録をし、結婚に関するイベント情報を市から直接受け取るとともに、イベント等への参加申込ができるサービスを提供し、イベント等への参加者数を増やします。

方向性3 結婚に関する支援体制を強化します

- ◆少子化の主な要因の一つである未婚化・晩婚化を改善するため、結婚に関する相談・支援体制の強化を図るとともに、出会いの機会の創出や結婚・出産に関する知識の啓発と意識の醸成を図ります。
- ◆企業、NPO や各種団体、地域の人々を含む人材育成やネットワーク化を図り、地域一体となった結婚支援の取組を推進することで、結婚支援に携わる人材の育成を行います。
- ◆結婚を希望する誰もが安心して相談できる体制を構築するために、県の関係機関との連携を強化します。

方向性	重点業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
1	各種団体と連携した婚活イベントでのカップル成立数 (累計)	67 組/年 (2016)	270 組 (2018~2021)
2	婚活情報配信システムへの登録者数 (累計)	110 人/年 (2016)	250 人 (2018~2021)
3	婚活応援企業等への登録企業数 (累計)	- (2016)	50 社 (2018~2021)

2.6.2 出産・子育て支援の充実

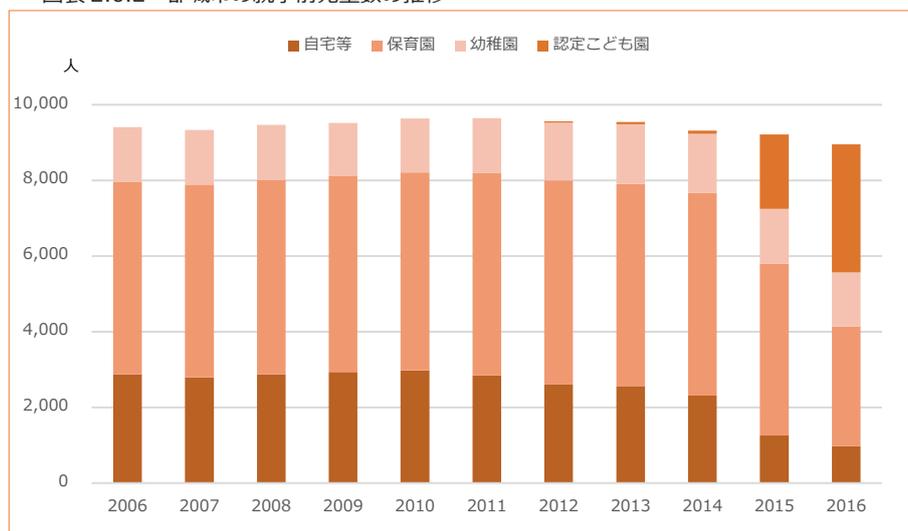
施策の方針

- ◆妊娠・出産・育児に対し切れ目のない支援を行い、健やか親子の実現を目指します。
- ◆乳幼児期の教育・保育サービス、子育て支援サービスの充実により、安心と喜びの中でゆとりをもって子どもを産み、育てられる社会を目指します。
- ◆すべての子どもが生まれ育った環境に左右されず、その将来に夢や希望を持って成長していける社会の実現を目指します。

現状と課題

- ◆不妊を心配したことがある夫婦は約3割といわれており、治療によっては医療保険が適用されていないものもあるなど経済的な負担があるため、支援する必要があります。
- ◆妊婦や乳幼児の健康を守るため、できる限り多くの人々が健診を受診する必要があります。
- ◆本市の幼児のむし歯保有率は、全国平均と比較して高いため、早期の対策が必要です。
- ◆本市の人工妊娠中絶率は、全国と比較して高い状況にあります。そのため、命の尊さを学ぶと同時に「次代の親」となる自覚を促すために、思春期からの性教育を進める必要があります。
- ◆教育・保育等に関するニーズは増加・多様化しているため、延長保育や一時預かり等のサービスを充実していく必要があります。
- ◆保護者が就労等により昼間家庭にいない世帯が増えているため、児童の放課後等の安全な居場所づくりが必要です。
- ◆貧困が子どもたちの生活や成長に影響を及ぼすことがないように、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、子どもの貧困対策を進める必要があります。
- ◆すべての子どもに良質な成育環境を保障するため、経済的支援に取り組む必要があります。
- ◆核家族化や地域の連帯感の希薄化等が進む中、育児不安や心的ストレスの増大等による育児放棄等の問題が生じているため、支援が必要な家庭へ早期に対応する必要があります。

図表 2.6.2 都城市の就学前児童数の推移



出典：都城市福祉部保育課



施策の方向性

方向性1 健康診査の実施や相談体制の確立により、「健やか親子」を実現します

- ◆安心して妊娠・出産・産後を迎えるための支援を実施し、子どもを生き育てやすい環境づくりを推進します。
- ◆健康診査の重要性や役割等を啓発し、乳幼児健診等の受診率向上を目指します。
- ◆栄養指導やむし歯予防を含めた保健指導を行います。
- ◆両親（特に父親）の育児参加を促すとともに、各子育て支援機関や団体とのつながりを持ち、活動の周知に努めることで、地域や家庭における育児支援を充実します。
- ◆生命の尊さを学ぶために、思春期の児童生徒に対し年齢に応じた教育に努めます。

方向性2 乳幼児期の教育・保育サービスを充実します

- ◆保育園、幼稚園、認定こども園、地域型保育等、乳幼児期における教育・保育サービスの一層の充実を図ります。
- ◆延長保育、一時預かり、病児・病後児保育³³、休日保育等の多様な教育・保育サービスの充実を進めます。
- ◆教育、保育を支える人材確保、資質向上に努め、教育・保育サービスの質の向上を図ります。

方向性3 子育て支援サービスを充実し、子どもの健全育成を支援します

- ◆育児に関する情報提供や相談体制を確立し、育児に不安をもつ保護者を支援します。
- ◆子育て支援センター、ファミリーサポートセンター事業等、保護者のニーズに対応したサービスを提供します。
- ◆放課後児童クラブや放課後子ども教室の拡充、児童館・児童センターの運営により、子どもの安全な居場所を確保するとともに、子どもの健全育成の場として充実を図ります。
- ◆児童手当や児童扶養手当の支給、子どもの医療費助成やひとり親家庭等に対する医療費助成等により、経済的理由で子どもの健やかな成長や学びを妨げることのないように努めます。
- ◆要保護児童対策地域協議会³⁴を活用し、要保護児童の早期発見・早期対応に努めます。

方向性	重点業績評価指標（KPI）	基準値	目標値
1	妊娠 11 週以下の妊娠届出率	91.1% (2016)	92.5% (2021)
2	病児・病後児保育実施園数（累計）	2 園 (2016)	3 園 (2021)
3	ファミリーサポートセンター活動件数	3,071 件/年 (2016)	6,100 件/年 (2021)

³³ 病後児保育：0歳から小学6年生までの、傷病の回復期にある児童で、保護者が勤務等の都合により自宅において育児を行うことが困難な場合に、市内の医療関係機関等で行う一時預かり保育のこと。

³⁴ 要保護児童対策地域協議会：市や児童相談所、医療機関、警察、保育所（園）等、子どもにかかわる19団体で構成される組織で、虐待の未然防止と早期発見に取り組んでいる。

2.7.1 高齢者福祉の充実

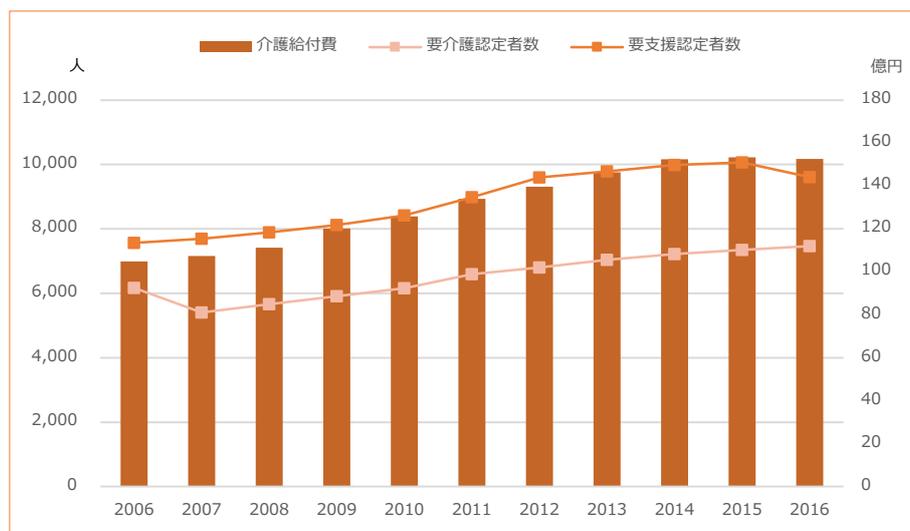
施策の方針

- ◆高齢者が健康で自分らしい生活を続けるため、生きがいづくりや社会参加を支援します。
- ◆高齢者が住み慣れた我が家や地域で、安全かつ安心して暮らせるように、地域で支え合い、助け合う地域包括ケア体制づくりを目指します。
- ◆多様化する生活様式や価値観に対応する介護予防及び介護サービスを提供します。
- ◆高齢者の尊厳と権利を守る社会づくりを推進します。

現状と課題

- ◆本市では、全国平均を上回って高齢化が進むことが予測されています。さらに認知症³⁵高齢者等介護が必要な人も増加することが見込まれています。
- ◆高齢者一人ひとりが健康で生きがいのある生活を実現するため、介護予防や重度化防止のためのサービスの充実を図ることが必要です。
- ◆多様化する生活様式や価値観に対応した介護予防及び介護サービスの提供が必要です。
- ◆高齢者の権利を守り、自分らしい生活を維持できるよう支援していくことや、高齢者の虐待や孤独死を未然に防ぐ取組が必要です。
- ◆安定した生活の基盤である住まいについて、高齢になっても安心して暮らせる住環境の整備が必要です。

図表 2.7.1 介護給付費、介護認定者数の推移



出典：都城市健康部介護保険課

³⁵ 認知症：脳の後天的な変化によりおこる病気で、社会生活や日常生活が困難になる。



施策の方向性

方向性1 高齢者の生きがいがづくりや介護予防を推進します

- ◆高齢者が、健康で自分らしい生活を維持できるように健康づくり等を進め、地域での見守りをしながら生きがいがづくりや社会参加を支援します。
- ◆要介護状態になることを防止し、健康で自立した日常生活を送れるように、介護予防を目的とした事業を推進します。

方向性2 その人に応じた自立支援を目指し、介護サービスの質を高めます

- ◆要支援・要介護認定者が、できる限り住み慣れた我が家や地域で、安心して自分らしく暮らし続けられるように介護予防・生活支援も含め、安定した介護保険制度の運営を目指します。
- ◆地域ケア会議やサービス事業所の実地指導を行い、サービス事業者の資質向上を図り、提供される介護サービスの質を高めます。
- ◆要介護状態になっても、重度化を防止・改善するよう介護サービスの内容の充実を図ります。

方向性3 高齢者の権利を守り、個人の尊厳を保持する体制づくりを進めます

- ◆認知症高齢者やひとりぐらしの高齢者を消費生活上のトラブルから守るために、成年後見制度の利用促進や権利擁護の啓発を図ります。
- ◆関係機関・団体と密に連携し、高齢者虐待の早期発見や高齢者の孤独死の防止を図ります。また、認知症高齢者を地域で支えるための体制を強化します。

方向性4 高齢者の生活支援を充実します

- ◆地域包括支援センター³⁶の機能を充実するとともに、地域住民や関係機関との地域支援ネットワークを活用し、人材育成を図りながら問題を解決するための総合相談体制を強化します。
- ◆高齢者の介護施設等の整備を計画的に進めます。
- ◆養護老人ホーム入所者に適切なサービスが提供されるように、必要な助言や指導を行います。

方向性	重点業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
1	こけないからだづくり講座実施会場数 (累計)	134 箇所 (2016)	250 箇所 (2021)
2	自立支援型地域ケア会議事例検討数	103 件/年 (2017) ※	120 件/年 (2021)
3	認知症サポーター養成講座受講者数 (累計)	20,901 人 (2016)	26,000 人 (2021)
4	地域包括支援センター運営事業総合相談件数	14,525 件/年 (2016)	15,100 件/年 (2021)

※検討内容の質を高めることを目標に、2017年度から検討の視点を変え、事例件数の見直しを行ったため、2017年を基準値とした。

³⁶ 地域包括支援センター：2005（平成17）年度の介護保険制度改正により創設された機関で、地域の高齢者の心身の健康保持及び生活の安定のための必要な援助を目的とする。

2.7.2 障がい者福祉の充実

施策の方針

- ◆障がいの状況やライフスタイルに応じて、多様なニーズに対応するきめ細かな在宅福祉サービスの充実を図ります。
- ◆障がい者の就労支援等を行い、社会活動への参加を進めます。
- ◆障がいを予防し、早期に発見するため、保健・医療・福祉の連携を図ります。
- ◆バリアフリー³⁷を促進し、安全で安心な住みよいまちづくりを目指します。

現状と課題

- ◆発達障がいについては、早期発見・早期診断とともに障がい児の療育や教育の充実が求められ、障がい児が身近な地域でより専門的な支援を受けられるよう、障がい児通所支援事業の量的拡大と質の向上を図ることとされました。
- ◆2012（平成 24）年度に障害者虐待防止法、2016（平成 28）年度に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が施行され、障がい者への差別禁止や合理的配慮³⁸の提供が義務付けられました。
- ◆障がい者が地域の中で安心して暮らし、文化活動や就労等の様々な社会活動に主体的に参加できるよう支援する必要があります。
- ◆近年は、予防可能な生活習慣病³⁹の合併症による障がいも増加しており、「障がいを予防する」という視点も重要になっています。
- ◆地域、教育、企業等幅広い分野で障がい者への理解を深め、社会的、制度的、心理的なバリアフリーをより一層進めていく必要があります。

図表 2.7.2 都城市の障害者手帳所持者数の推移



出典：都城市福祉部福祉課

³⁷ **バリアフリー**：高齢者や障がい者が社会生活するうえで妨げとなっているものを取り除いて、住みやすい生活環境を実現することで、建築上の障壁のほか、社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去のこと。

³⁸ **合理的配慮**：障がい者から何らかの助けを求める意思表示があった場合、過度な負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な便宜のこと。

³⁹ **生活習慣病**：食習慣・運動習慣・休養・喫煙・飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する症候群のことで、心臓病・脳卒中・糖尿病・高脂血症・高血圧・肥満等がその代表例



施策の方向性

方向性1 障がい者の自立した地域生活を支援します

- ◆障がい者が住み慣れた地域で自立した生活ができるように、介護給付⁴⁰や訓練等給付⁴¹等の福祉サービスを提供し、支援します。また、相談や地域の特性に応じた生活支援に努めます。
- ◆障がいを予防し、早期に発見するため、保健・医療・福祉の連携を進めます。
- ◆障がい者を消費生活上のトラブルから守るために、成年後見制度の利用促進の啓発に努めます。

方向性2 障がい者の社会参加を支援します

- ◆障がい者の就労機会の確保や拡大に努めるとともに、スポーツや文化等の社会活動への参加を促進します。
- ◆精神障がい者や知的障がい者が地域の中で安心して暮らし、そして社会活動に主体的に参加できるように生活の場の確保を支援します。

方向性3 障がい児の早期療育に努めます

- ◆障がい児が早期の療育を受けられるよう、早期発見、早期診断に努め、必要な支援を受けられるよう関係機関の連携を強化します。
- ◆児童相談所等の関係機関と連携し、障がいの程度に合わせた教育・育成施策の充実を図ります。

方向性4 バリアフリーを進めます

- ◆施設のバリアフリー⁴²をより一層進めるとともに、ユニバーサルデザイン⁴³の理念のもとに、障がい者を含む全ての人々が利用しやすい環境になるように努めます。
- ◆福祉の分野だけでなく教育や産業等、様々な分野でバリアフリーの考え方を推進し、市民一人ひとりが、障がいや障がい者に対する理解を深められるように努めます。

方向性	重点業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
1	施設入所者の地域生活への移行者数	3人/年 (2016)	12人/年 (2021)
2	共同生活援助以外の訓練給付から一般就労への移行者数	28人/年 (2016)	34人/年 (2021)
3	こども発達センター利用者数	782人/年 (2016)	790人/年 (2021)
4	バリアフリー研修会の実施回数	2回/年 (2016)	3回/年 (2021)

⁴⁰ **介護給付**：障害者総合支援法に基づく給付の一つで、居宅介護（ホームヘルプ）、短期入所、行動援護、同行援護、重度訪問介護、生活介護、重度障害者等、包括支援、療養介護、施設入所支援がある。

⁴¹ **訓練等給付**：障害者総合支援法に基づく給付の一つで、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）、共同生活援助（グループホーム）がある。

⁴² **バリアフリー**：高齢者や障がい者が社会生活するうえで妨げとなっているものを取り除いて、住みやすい生活環境を実現することで、建築上の障壁のほか、社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去のこと。

⁴³ **ユニバーサルデザイン**：空間づくりや商品のデザイン等に関して、誰もが利用しやすいデザインをはじめから取り入れておこうとする考え方のこと。

2.7.3 地域福祉の推進

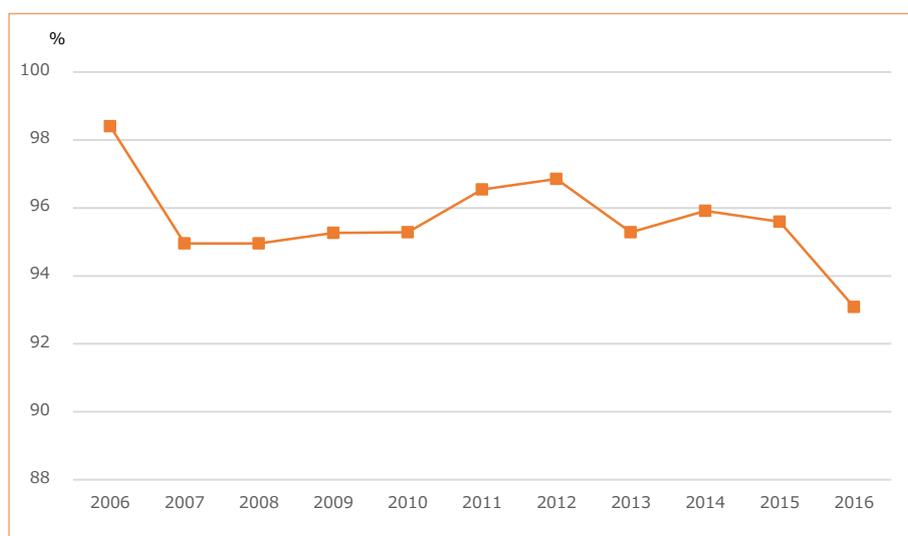
施策の方針

- ◆住民・地域・関係機関・行政等が相互に連携・協働することにより、自助・共助・公助の調和の取れた、ともに助け合い、支え合う、地域福祉社会の実現を目指し、市民の福祉意識の向上に努めます。

現状と課題

- ◆本格的な少子高齢・人口減少社会の到来や核家族化の進展により、地域の助け合いや住民間の交流も希薄になり、高齢者や障がい者等が地域で孤立したり、子育てや介護の悩みを誰にも相談できないといった状況が発生しています。
- ◆一人親世帯や複数の複雑な問題を抱えた世帯の増加による生活困窮の問題や解決困難な問題への取り組みが必要です。
- ◆地域課題を解決するため、地域住民が主体的に係わり、支えあう体制を構築するとともに、地域の関係機関⁴⁴、社会福祉協議会⁴⁵、福祉関係機関⁴⁶等との連携を強め、地区社会福祉協議会⁴⁷による相談体制をさらに強化する必要があります。
- ◆民生委員・児童委員⁴⁸等の地域福祉の担い手を育成し、その活動を支援する必要があります。
- ◆地区社会福祉協議会を拠点に様々な地域活動を行っている自治公民館等の小地域でのネットワークづくりや活動の継続のための担い手の育成を支援する必要があります。

図表 2.7.3 都城市の民生委員・児童委員充足率の推移（各年1月1日現在）



出典：都城市福祉部福祉課

⁴⁴地域の関係機関：自治公民館、まちづくり協議会、学校、病院等

⁴⁵社会福祉協議会：社会福祉法により、地域福祉の推進の中心的な担い手として位置付けられる公共性・公益性の高い民間社会福祉団体

⁴⁶福祉関係機関：地域包括支援センター、介護・福祉事業所、NPO、ボランティア団体等

⁴⁷地区社会福祉協議会：「身近な福祉を住民の手で」を理念とし、住みやすい地域社会を目指して、住民がすすんで福祉活動に参加できることを目的として設立された組織

⁴⁸民生委員・児童委員：厚生労働大臣の委嘱を受け、住民の立場に立ったいちばん身近な相談支援者として活動している民間の奉仕者



施策の方向性

方向性1 福祉で豊かな人と心をみんなで作ります

- ◆福祉教育やボランティア活動を推進することにより、思いやる心を育み、その人の状態・状況に関係なく人権を尊重する意識を啓発し、地域福祉を担う人材を育成します。
- ◆民生委員・児童委員の活動に対する理解を深めるため、積極的な広報活動や地域の課題解決のための各種研修会の開催を行うとともに、民生委員・児童委員が活動しやすい環境となるよう支援に努めます。
- ◆平和の大切さや命の尊さを次世代に伝えるために、慰霊行事等の開催を支援します。

方向性2 まちのしくみをみんなで作ります

- ◆地域福祉推進の拠点である地区社会福祉協議会の機能強化を図り、地域住民のニーズに対する福祉等サービスの情報提供と相談・支援体制の充実に努めます。
- ◆福祉等サービスが、利用しやすく質の高い内容が提供されるよう支援し、サービス内容についての外部評価等の導入による透明性の確保を図っていきます。
- ◆住民や地域の関係機関との連携・強化を図り、地域の課題を地域内で支援し、支え合える体制づくりを推進します。

方向性3 人を活かす環境をみんなで作ります

- ◆生活自立相談センターを中心に就労支援の関係機関、企業や事業所等とも連携して、生活困窮者が地域で自立した生活を営むことを包括的に支援します。
- ◆地域の学校や空き店舗等を活用した居場所作りの創出と社会福祉法人の取組みを活用した就労の場の創出や地域福祉財源としての寄付寄贈文化の醸成を図り地域活動を推進します。
- ◆避難支援については、高齢者・障がい者・乳幼児などの個別支援計画を作成し、災害時における避難支援体制の整備を図ります。
- ◆災害、紛争地域での救護活動や途上国の開発援助、ボランティア育成等の日本赤十字活動を推進します。

方向性	重点業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
1	民生委員・児童委員充足率	93% (2016)	95% (2021)
2	相談支援取組事業数 (社会福祉協議会)	12 件/年 (2016)	16 件/年 (2021)
3	自立相談支援事業による就業件数	28 件/年 (2016)	35 件/年 (2021)

2.7.4 健康づくりの推進

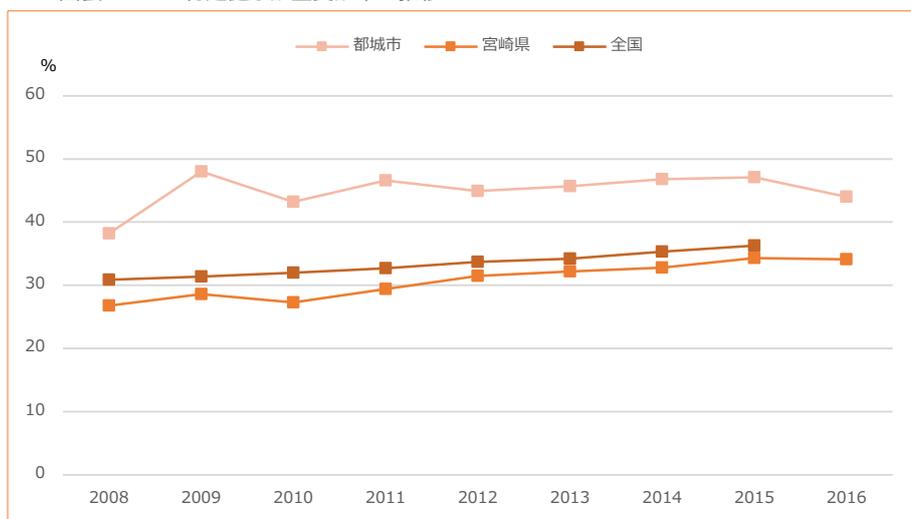
施策の方針

- ◆健康診査及び各種検診の受診率向上を図り、生活習慣病の予防と改善を推進します。
- ◆健康寿命の延伸及び生活の質の向上を目指すため、行政と市民が一体となった健康づくりを推進します。
- ◆増加している自殺に対しては、企業や地域ぐるみの幅広い対策を講じます。

現状と課題

- ◆生活環境の改善や医学の進歩によって平均寿命が伸びたことにより、高齢化が進み、認知症や介護の必要な高齢者が増加し、医療費や介護給付費も増加しています。
- ◆本市では、生活習慣と関係の深い肥満者の割合が多く、県内でも上位に位置しており、肥満が原因と考えられる生活習慣病も多くなっています。
- ◆市民一人ひとりが生活習慣病を予防・改善するための努力を惜しまず、社会全体もそれを支えていく仕組みをつくることが重要です。
- ◆関係団体・機関はもとより、各自治公民館等の地域コミュニティと連携しながら、行政と市民が一体となった健康づくりを推進していくことが大切です。
- ◆本市では、うつ病等の気分障害や高齢化に伴う認知症等の精神疾患が増加傾向にあるため、関係機関や地域と連携を図り、幅広い対策を講じることが必要です。

図表 2.7.4 特定健康診査受診率の推移



出典：都城市健康部健康課



施策の方向性

方向性1 健康診査及び各種検診の受診率向上を図ります

- ◆がん検診や各種健康診査の受診率の向上を図り、健康教育や健康相談、訪問指導等を進めるとともに、栄養相談や食生活改善指導に努め、生活習慣病の予防と減少を図ります。

方向性2 家庭や地域と一体となった健康づくりを推進します

- ◆栄養、運動、休養や喫煙等の課題に対する目標を設定し、家庭・学校・職場・地域が一体となった健康づくりを推進します。
- ◆「いつでも・どこでも・だれでも・楽しく・気軽にできる」運動プログラムを推進し、個人の健康づくりを支援するとともに、地域で支え合う健康づくりを進めます。

方向性3 心の病の早期発見・早期治療のために、関係機関との連携を図ります

- ◆うつ病等の「心の病」の早期発見のために、関係機関との連携に努め、啓発活動を継続するとともに個別の支援を行います。
- ◆自殺総合対策大綱に沿った自殺対策行動計画を策定し、自殺の予防活動に努めます。

方向性	重点業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
1	特定健康診査受診率（受診者数÷長期入院者等を除く40歳以上の国民健康保険被保険者数）	44.9% (2016)	60.0% (2021)
2	1回30分以上の運動を週2回以上実施している人の割合（国保 特定健診：40～74歳問診票より）	48.7% (2016)	55.0% (2021)
3	ゲートキーパー ⁴⁹ 人材養成とスキルアップの年間実施回数（若年、一般、スキルアップの順）	1回、7回、2回 (2016)	1回、10回、2回 (2021)

⁴⁹ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置づけられる人

2.7.5 社会保障制度の充実

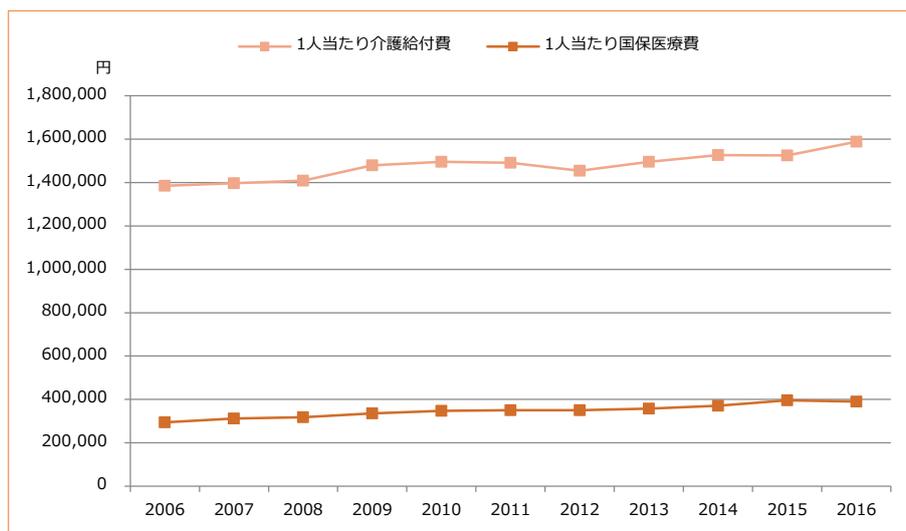
施策の方針

- ◆国民健康保険制度や後期高齢者医療制度において、安定した給付を保つために、公平・公正な負担を目指し、誰もが安心して利用できる社会保障制度の適正かつ健全な運営に努めます。
- ◆生活保護の実施にあたっては、生活困窮者の実態に応じた適正・公平な保護に努め、最低限度の生活を保障するとともに、自立のために必要な支援を行います。

現状と課題

- ◆国民健康保険制度については、2018（平成 30）年度から財政運営の責任主体となる宮崎県と連携して、保険税収納率の向上や給付と負担の公正化に努める必要があります。
- ◆疾病予防を積極的に推進し、健康寿命⁵⁰の延伸や生活の向上を図り、かかりつけ医・かかりつけ薬局の利用勧奨を行うなど医療費の適正化に努める必要があります。
- ◆市民がよりよい安定した生活を過ごせるよう、国民年金制度を正しく理解してもらうとともに、年金未加入者や年金保険料未納を解消していく必要があります。
- ◆本市においては、生活保護受給者数が微増傾向にあるため、相談者や被保護者の個々の実態把握に努め、実情に応じた保護を実施するとともに、被保護者の就労、自立支援に向けた取組が必要です。

図表 2.7.5 都城市の1人当たり国保医療費及び介護給付費の推移



出典：宮崎県国民健康保険団体連合会 KR-NET

⁵⁰ 健康寿命：一人ひとりが生きている長さの中で、元気で活動的に暮らすことができる長さのこと。



施策の方向性

方向性1 国民健康保険の適正な運営を進めるとともに、疾病の予防に努めます

- ◆医療費の適正化に努めるとともに、被保険者の負担の公平化を図り、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の収納率向上に努めます。
- ◆受診回数が多い人や同じ疾病で複数の医療機関を受診している人に対しては、保健師等の訪問を行い、適正な受診となるよう促します。
- ◆ジェネリック医薬品の活用を推奨し、医療費の節減を図ります。
- ◆関係機関と連携して健康診査等の疾病予防対策に積極的に取り組みます。

方向性2 老後の安定した生活保障の確立に努めます

- ◆年金事務所等との連携を強化し、円滑かつ効率的な相談体制を構築します。
- ◆年金制度に関する広報活動を充実させるとともに、分かりやすい情報提供に努め、年金未加入者及び年金保険料未納者の減少に取り組みます。

方向性3 生活困窮者に対する福祉を進めます

- ◆民生委員、関係機関及び庁内関係課と連携を密にして生活困窮者の実態把握に努め、生活実態に応じた適正かつ公平な保護を行います。
- ◆就労による自立⁵¹、日常生活自立⁵²、社会生活自立⁵³を実現するきめ細かな支援策を実施します。

方向性	重点業績評価指標（KPI）	基準値	目標値
1	国民健康保険税の収納率	93.26% (2016)	95.00% (2021)
2	年金の仕組みや手続きに関する啓発活動 (ホームページや広報紙への掲載)	11回/年 (2016)	12回/年 (2018～2021)
3	被保護者の就労支援	12人/年 (2016)	15人/年 (2021)

⁵¹ 就労による自立：就労による経済的自立を図ること。

⁵² 日常生活自立：自分で健康、生活管理を行い、自立した日常生活を送ること。

⁵³ 社会生活自立：社会的なつながりを回復・維持し、地域社会の一員として充実した生活を送ること。

ひと 人間力あふれるひとを育む ～教育・国際化・協働分野

3.8 学力・愛郷心の向上と社会を生き抜く力の育成

- 3.8.1 学校教育の充実
- 3.8.2 高等教育機関の支援
- 3.8.3 歴史と地域文化資源の継承
- 3.8.4 図書に親しむ環境の充実
- 3.8.5 生涯学習・社会教育の充実

3.9 グローバル化への対応と国際交流の推進

- 3.9.1 グローバル化への対応と国際交流の推進

3.10 生涯を通じて楽しむスポーツ・文化活動の推進

- 3.10.1 スポーツの振興
- 3.10.2 芸術文化の振興

3.11 協働と相互理解の推進

- 3.11.1 協働によるまちづくりの推進
- 3.11.2 男女共同参画社会の推進
- 3.11.3 人権の尊重

3.8.1 学校教育の充実

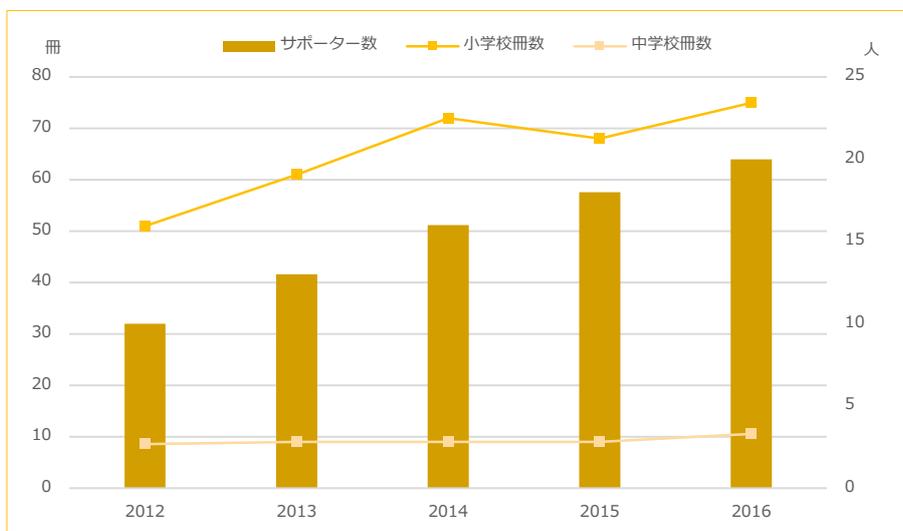
施策の方針

- ◆次世代を担う子どものすぐれた知性を育み、社会を生き抜く力を育成します。
- ◆ふるさとを誇りに思い、世界に羽ばたく子どもを育む教育を推進します。
- ◆計画的な学校施設の整備及び ICT 導入による教育環境の整備・充実を図ります。
- ◆地域総ぐるみによる教育を推進します。

現状と課題

- ◆変化の激しい予測困難な社会を生きる現代の子どもたちには、未来を生きる力を身に付けることが求められます。そのためには、児童生徒のすぐれた知性や豊かな人間性を育むことが必要です。
- ◆多様化する教育課題に対応するため、教職員の更なる資質向上による教育内容の充実と各学校での主体的な取組や地域社会全体での取組を進めていく必要があります。
- ◆知育、徳育⁵⁴、体育の基盤となる「食育⁵⁵」の重要性が求められています。生涯を通じて健康な食生活を送るために、学校・家庭・地域と連携して「食」についての意識を見直す必要があります。
- ◆児童生徒の心と体の健康を支えるため、保健衛生に配慮するとともに、安全性に十分配慮する必要があります。
- ◆学校教育を充実するため、学校施設の整備や ICT 導入による教育環境の整備が必要です。
- ◆小学校教育を支える就学前の教育は、家庭の環境に大きく影響されることから、家庭や地域との連携を密にしながら、安心して育てられる環境の充実を図る必要があります。

図表 3.8.1 小学校図書館サポーターの配置数と1人当たりの年間図書館貸出冊数



出典：都城市教育委員会学校教育課

⁵⁴ 徳育：子どもに物事に対する人間の在るべき態度を身につけさせ、理想を自覚させる教育

⁵⁵ 食育：「食」に関する知識と選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てる取組



施策の方向性

方向性1 教育内容を充実し、すぐれた知性を育みます

- ◆きめ細かな授業や指導方法等の工夫改善を推進するとともに、教職員の研修等を支援し、児童生徒のすぐれた知性を育みます。
- ◆国際理解、情報、環境、福祉・健康等の時代の流れに対応できる力を培う教育を推進し、社会を生き抜く力を育みます。
- ◆特別支援教育の視点に立って子どもたちの教育的ニーズを把握し、その支援体制の充実や関係機関との連携に努めます。
- ◆子どもの発達や学びの連続性を踏まえ、保育所・幼稚園・認定こども園と小学校、小学校と中学校との連携の推進を図ります。

方向性2 豊かな心とたくましいからだを育む教育を推進します

- ◆小学校図書館サポーターを配置し、読書を通して豊かな感性を育む教育を推進します。
- ◆子どもたちに命を大切にすることを育み、豊かな人間性を育むために、心の教育を推進します。
- ◆いじめ、不登校や非行等個々の児童生徒に対応した相談業務の充実に努めます。
- ◆発達の段階に応じた体力づくりを推進します。

方向性3 食育を推進し、安全・安心な学校給食の安定供給に努めます

- ◆栄養教諭及び学校栄養職員を積極的に活用した食育を推進します。
- ◆衛生管理に努め、安全・安心な学校給食の安定供給に努めるとともに、学校給食センターの施設見学等を通して、学校給食に対する理解と関心を深めます。

方向性4 教育環境の整備充実を図ります

- ◆ICT導入による教育環境の充実を図ります。
- ◆計画的に学校施設を整備するとともに、非構造部材⁵⁶の耐震対策を進めます。
- ◆子どもや地域住民が安心して学校を利用できるようバリアフリー⁵⁷を推進します。

方向性5 地域とともにある学校づくりを推進します

- ◆学校が、家庭、地域と目標やビジョンを共有し、一体となって子どもたちを育てていくために、学校運営協議会制度の推進を図ります。
- ◆生涯学習の基盤、あるいは地域の防災拠点として学校開放を進めます。

方向性	重点業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
1	各中学校区へのコアティーチャー（学力向上のための核となる教員）の配置の割合	— (2016)	100% (2019)※
2	1人当たりの年間図書館貸出冊数（小学校・中学校）	75冊・10.6冊 (2016)	78冊・15冊 (2021)
3	栄養教諭・栄養職員を活用した食育に関する取組を行った学校数	19校/年 (2016)	33校/年 (2021)
4	1次避難所の非構造部材耐震化	27% (2016)	90% (2021)
5	学校運営協議会を通して、学校の支援がなされている学校数の割合	87% (2016)	100% (2021)

※2017~2019年の3年間での達成を目標としているため。

⁵⁶ **非構造部材**：建築物を構成する部材のうち、天井材・窓ガラス・照明器具・空調設備等、建物のデザインや居住性の向上等を目的に取り付けられるもの。

⁵⁷ **バリアフリー**：高齢者や障がい者が社会生活するうえで妨げとなっているものを取り除いて、住みやすい生活環境を実現することで、建築上の障壁のほか、社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去のこと。

3.8.2 高等教育機関の支援

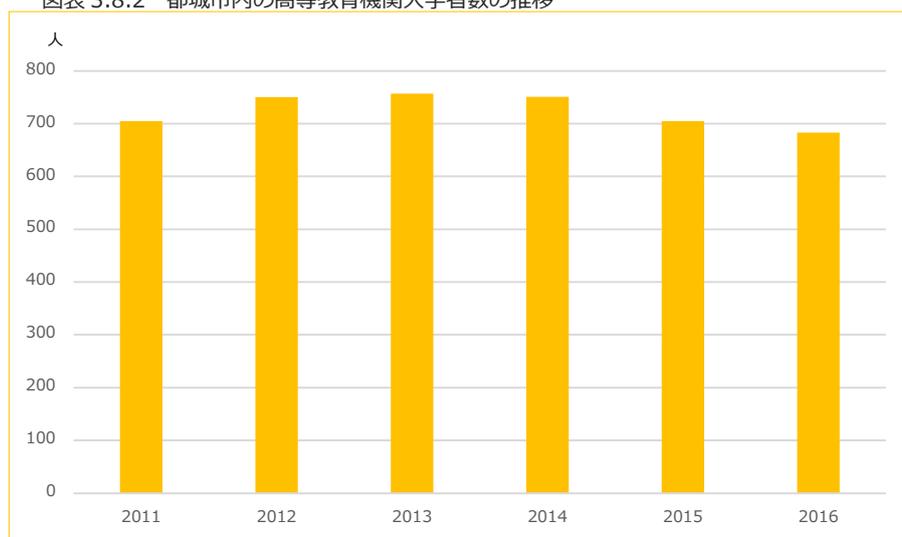
施策の方針

- ◆南九州大学都城キャンパスを、地域密着型の大学として永続的に成長発展できるよう支援します。
- ◆産学官連携の強化による地元産業界との共同研究の促進及び学生の地元就職を支援します。
- ◆高等教育機関の安定的な学生確保を支援します。

現状と課題

- ◆市内（三股町を含む）の高等教育機関は、2015（平成28）年4月現在で9校⁵⁸あり、福祉、園芸、工学、看護分野が充実しています。特に南九州大学と都城工業高等専門学校は、優れた研究機能を有しています。
- ◆南九州大学都城キャンパスは、求心力のある都市となるために必要であり、「地域密着型の大学」として成長発展し、高等教育機関の知見・研究成果を地域へ還元することが必要です。
- ◆高等教育機関が持つ知見・研究成果を活用した共同研究等を進めるため、産学官間連携を推進する必要があります。
- ◆圏域の様々な産業に求められる人材を育成し、地元企業への就職を促進するために、安定的に学生数を確保することが必要です。

図表 3.8.2 都城市内の高等教育機関入学者数の推移



出典：都城市総合政策部総合政策課

⁵⁸ 9校：南九州大学、都城工業高等専門学校、都城コアカレッジ、都城デンタルコアカレッジ、国立病院機構都城医療センター附属看護学校、藤元メディカルシステム付属医療専門学校、都城調理師高等専修学校、都城看護専門学校、豊心福祉学園



施策の方向性

方向性1 高等教育機関を地域に密着した「知」の拠点として支援します

- ◆ 高等教育機関と市が、幅広い分野で連携協力できるよう、連携体制を構築し、相互の資源及び機能を活かし、地域社会の発展につながる事業の推進を図ります。
- ◆ 高等教育機関の知見等を地域に還元するため、市民が参加できる各種イベント等を支援し、認知度の向上を図ります。
- ◆ 高等教育機関が主催するイベント等について、広報紙等を活用して積極的に情報発信します。
- ◆ 高等教育機関の新規学卒者の就職支援のため、就職支援に必要な協力及び連携を図ります。

方向性2 高等教育機関の安定的な学生確保を図ります

- ◆ 広報紙等を活用し、高等教育機関のオープンキャンパスや入試情報等の周知を図ります。
- ◆ 高度な教養と専門技術を学ぶ教育機関を支援し、多様な教育の場を確保します。

方向性	重点業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
1	高等教育機関との連携事業数	19 事業/年 (2016)	30 事業/年 (2021)
2	都城市の高等教育機関の入学者数	683 人/年 (2016.4)	700 人/年 (2022.4)

3.8.3 歴史と地域文化資源の継承

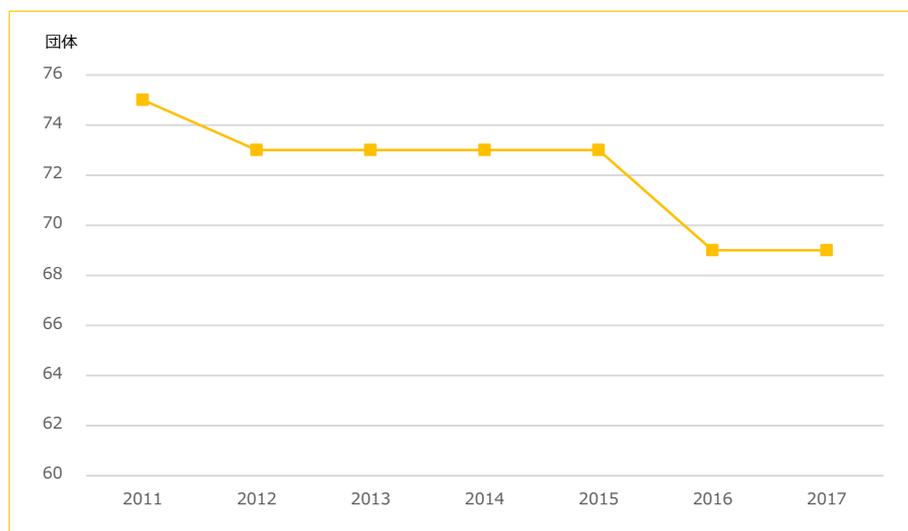
施策の方針

- ◆有形・無形の文化財や埋蔵文化財等の歴史遺産の収集・保存・整備に努め、文化財を活用した地域づくりを推進します。
- ◆都城島津邸を核とした歴史資源を活用して、郷土の歴史学習及び市民交流を推進します。
- ◆民俗芸能の保存・伝承や担い手の育成支援を図り、ふるさとに対する正しい認識を深め、郷土愛を育みます。

現状と課題

- ◆本市には、先人たちが培ってきた数多くの有形・無形の文化財や地下に包蔵された埋蔵文化財があります。
- ◆学校教育現場との連携強化、文化財保護に対する理解と関心を深める方策の充実、ホームページやパンフレットの多言語化、文化財の積極的な公開、文化財所有者の負担軽減等が課題です。
- ◆未指定文化財の保護、出土品等の適正な保存、文化財に関する専門的な知識・技術を有する人材を継続的に確保する仕組みづくり等が必要です。
- ◆民俗芸能は、古くから地域の人々の暮らしと一体となって保存・伝承されてきました。特に、小中学校における伝承研究会の活動を通して大切に継承されています。
- ◆本市には、六月灯をはじめ、数多くの伝統行事等が受け継がれています。これらを後世に伝えるとともに、地域コミュニティの場として活用し、愛郷心の醸成を図る必要があります。
- ◆次代を担う子どもが、地域の歴史や文化に対する理解を深めると同時に、経験豊かな高齢者などと一緒に地域活動に参加することで、地域コミュニティの活性化に繋がっています。
- ◆民俗芸能の発表機会の減少や指導者・後継者不足とともに、衣装や道具を製作する担い手が減少しています。

図表 3.8.3 都城市民俗芸能保存連合会加入団体数の推移



出典：都城市市民生活部生活文化課



施策の方向性

方向性1 郷土の歴史を伝え、愛郷心を高めます

- ◆『都城の歴史と人物』⁵⁹や『絵本 都城の歴史』⁶⁰を活用し、子どもが郷土の歴史・文化・偉人について学ぶことによって、郷土への理解を深め、愛郷心を高めます。
- ◆発掘した出土品を活用した巡回企画展や体験学習会、学校への出前授業を実施することで小中学生を含めた市民に埋蔵文化財への理解を深めます。
- ◆都城島津家の居城で、市名の由来地としてシンボリックな存在である都城歴史資料館周辺を、市民が散策等を楽しめる憩いの場として活用を図ります。
- ◆国指定史跡で9世紀後半～10世紀前半の平安時代前期の有力者屋敷跡である大島畠田遺跡について、都城の古代歴史の体感と自然に触れ合う魅力ある歴史公園として活用を図ります。
- ◆都城島津家史料をはじめとする歴史資源を核とした歴史資源のネットワーク化を推進するとともに、それらを活用したイベント及び歴史講座等の歴史教育研修を実施します。
- ◆都城島津邸や都城歴史資料館をより魅力的な施設とするため、歴史観光ガイドを核とした市民との協働による博物館活動の推進を図ります。

方向性2 文化遺産の保存と活用に努めます

- ◆市全域にわたる文化財の基礎調査を実施し、その把握と顕彰に努めます。
- ◆貴重な文化遺産を適切に保存管理し、それらを地域づくりに活用するとともに、市内外への情報発信に努めます。
- ◆都城島津家史料と関連史料及び都城島津家住宅を計画的に修復し、適正な保存と継承に努めます。
- ◆目録作成を終えた同家史料とその関係史料の更なる研究を進めつつ、収蔵史料展や企画展・特別展を開催することにより、史料の公開を行っていきます。

方向性3 伝統文化の保存・伝承を支援します

- ◆各地域の民俗芸能を把握・整理し、その記録保存に努め、歴史教育に活用するなど後世に伝えます。
- ◆小中学校での民俗芸能伝承活動の支援を行うとともに、民俗芸能をはじめとする伝統文化を継承している個人や団体の育成支援を図ります。
- ◆市民が伝統文化に触れる機会や情報の提供等を通じ、保存・継承の意識づくりを進めます。

方向性4 伝統文化を活用した交流を進めます

- ◆伝統文化に関する市民の理解を深めるとともに、地域コミュニティを活性化するため、民俗芸能の発表機会を充実させるなど、伝統文化を活用した地域や世代間の交流を進めます。

方向性	重点業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
1	都城島津伝承館、歴史資料館の入館者数 (累計)	22,016 人/年 (2016)	89,600 人 (2018~2021)
2	文化財指定及び登録件数	119 件 (2016)	122 件 (2021)
3	小中学校民俗芸能伝承活動事業実施学校数	20 校/年 (2016)	20 校/年 (2021)
4	都城民俗芸能祭の来場者数	513 人/年 (2016)	550 人/年 (2021)

⁵⁹ 「都城の歴史と人物」：本市の伝統・文化、先人の業績を網羅した郷土歴史読本

⁶⁰ 「絵本 都城の歴史」：都城盆地誕生からアジア・太平洋戦争、現代までの各時代の出来事と特色をわかりやすい文章とイラストで紹介した絵本

3.8.4 図書に親しむ環境の充実

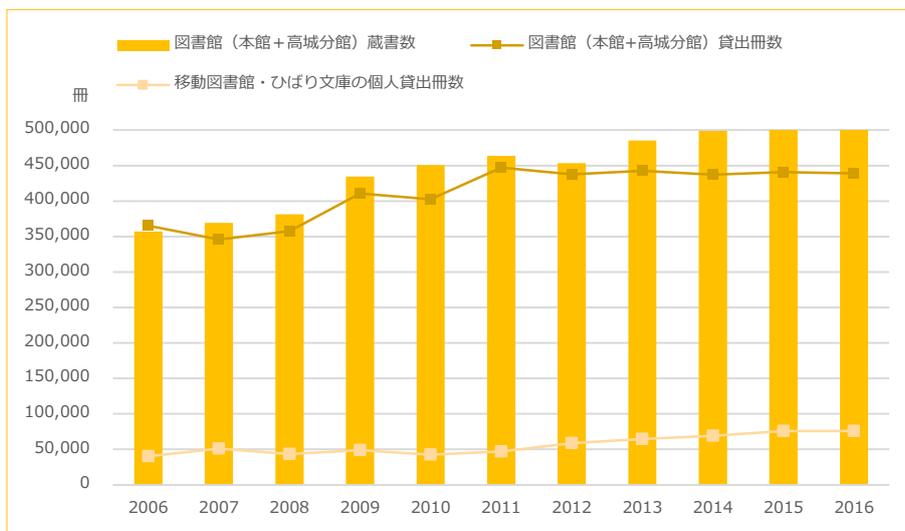
施策の方針

- ◆読書活動の推進はもとより、生涯学習・社会教育の拠点、さらには情報発信・まちづくりの拠点としても多様なニーズに対応できる図書館機能の整備・充実を図ります。
- ◆「誰もが気軽に楽しめる図書館」、「市民の知的活動を支える図書館」、「市民の交流を育み、豊かな文化を創造する図書館」として、より一層の図書資料の充実を図ります。
- ◆「だれでも、いつでも、どこでも」図書館サービスを受けられるように、市全域にわたるサービスを展開します。

現状と課題

- ◆市立図書館は、市民に情報、知識、教養等を提供する社会教育及び生涯学習の拠点施設として大きな役割を担っています。
- ◆情報発信やまちづくりの拠点としても期待され、近年の社会教育や生涯学習に対するニーズの多様化・高度化に対応することも求められています。
- ◆現市立図書館は 1971(昭和 46)年の開館であり、老朽化への対応が求められており、ゆったりとした空間で居心地の良い図書館の実現が課題となってきました。
- ◆2013(平成 25)年度より、中心市街地への移転の検討が進められ、2018(平成 30)年度には広々として居心地の良い新図書館に生まれ変わる予定です。

図表 3.8.4 都城市図書館の蔵書数及び年間利用者数の推移



出典：都城市教育委員会図書館



施策の方向性

方向性1 図書館に備えるべき機能・サービスの整備・充実を図ります

- ◆図書館本館が中心市街地に移転し、面積を拡大させることで、豊富な蔵書の提供と、ゆったりと滞在できる空間の提供を実現します。
- ◆指定管理者制度の導入により、提案に基づいた新たなサービスを展開します。開館時間の延長（午前9時～午後9時）、開館日数の拡大（基本的に無休）を実現します。
- ◆時代の要請に応えるため、レファレンス機能⁶¹の充実はもとより、生涯学習・社会教育及び情報発信・交流の場の提供等まちづくりの拠点機能等を備えた図書館づくりを進めます。
- ◆読み聞かせ活動の主催・支援、読書感想文コンクールや文化講演・講座及び教室の開催を通じて、文化・読書活動を推進します。

方向性2 図書資料の充実を図ります

- ◆市民や団体等の自己学習をはじめ生涯学習・社会教育に対するニーズに応えるため、多様で豊富な図書資料の充実に努めます。
- ◆視聴覚教育を支援するため、視聴覚資料及び教材等の充実に努めます。

方向性3 市全域にわたる図書サービスの展開を図ります

- ◆「だれでも、いつでも、どこでも」図書館サービスを受けられるように、県立図書館等との連携はもとより、分館（高城図書館）の利用向上や、山之口・山田・高崎の各地区図書室の支援、移動図書館車・ひばり文庫⁶²・団体貸出等の活用、学校図書室との連携により、各図書館との連携や市全域にわたるサービスを展開します。

方向性	重点業績評価指標（KPI）	基準値	目標値
1	図書館（本館＋高城分館）貸出冊数	439,203 冊/年 (2016)	550,000 冊/年 (2021)
2	図書館（本館＋高城分館）蔵書数	524,755 冊 (2016)	579,372 冊 (2021)
3	移動図書館車・ひばり文庫の個人貸出冊数	75,831 冊/年 (2016)	78,105 冊/年 (2021)

⁶¹ **レファレンス機能**：資料・情報を求める利用者への文献紹介・情報提供等を行う支援業務

⁶² **ひばり文庫**：図書館を直接利用することが困難な地域住民のために、個人宅・児童館等に図書館の本を設置し、貸出し等を行っているもの。「ひばり文庫」の名称は、昭和45年の開設の際に市民より公募した。

3.8.5 生涯学習・社会教育の充実

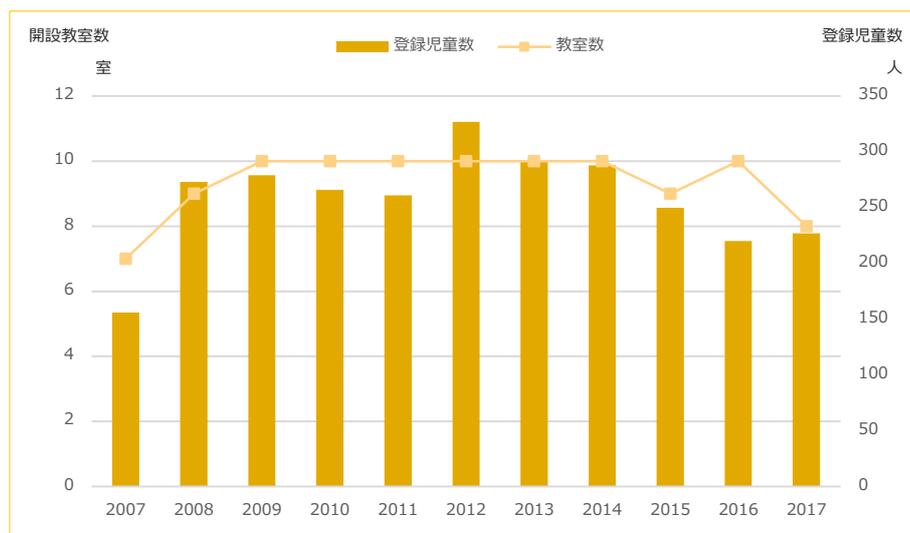
施策の方針

- ◆生涯学習に対するニーズの多様化に対応するため、公立公民館等の機能の充実を図るとともに、人材の育成・発掘に努め、学んだ成果が、地域づくりに活かせる仕組みを構築します。
- ◆社会教育関係団体の振興を図り、地域の活性化や人的ネットワークの形成を促進します。

現状と課題

- ◆生きがいづくりや自己学習のために、生涯学習の果たす役割はますます重要となっています。学習機会の提供や指導者と学習者をつなぐネットワークの確立を進める必要があります。
- ◆公立公民館等の社会教育施設は、学習・交流活動・情報の拠点としての役割が期待され、その整備・機能の充実が求められます。
- ◆地域課題の解決に社会教育への期待が高まる一方、社会教育関係団体は組織力の低下が続いており、今後、団体組織のあり方、活性化を図っていく必要があります。
- ◆放課後子ども教室の開設には、地域の方々の協力が必要であるため、地域との連携及び運営にあたるスタッフの確保、後継者育成を図る必要があります。
- ◆子どもを取り巻く様々な教育課題は多様化、複雑化しています。今後は、地域総ぐるみで子どもが健やかに育つ環境づくりを進める必要があります。

図表 3.8.5 放課後子ども教室開設数、登録数の推移



出典：都城市教育委員会生涯学習課



施策の方向性

方向性1 生涯学習の機会を充実させます

- ◆市民の自己実現を図るために、学習機会の拡充や生涯学習指導者の育成と人材ネットワークの充実、さらに、学習成果を地域に還元する仕組みづくりに努めます。
- ◆多種多様化した市民の生涯学習活動の機会づくりのため、社会教育施設の機能の充実を図ります。

方向性2 社会教育の充実を図ります

- ◆社会教育関係団体等の活性化やリーダー養成を図り、情報交換や研修の機会を拡充し、地域課題に取り組む活動への支援の充実を図ります。
- ◆公立公民館の施設保守及び整備を継続して実施し、地域交流拠点としての機能の充実を図ります。
- ◆まちづくりにおける社会教育の課題と役割を明らかにし、学習支援のあり方の研究、公立公民館の機能の充実を図ります。
- ◆地域ぐるみで青少年を守り育てるシステムづくりを支援するとともに、子どもの安全を確保し健全な育成を図るため、放課後や週末の活動を支援します。
- ◆家庭教育がすべての教育の出発点であるという認識を高めるために、「家庭の日⁶³」の啓発と推進に努め、家庭教育学級や子育て支援の更なる充実を図ります。

方向性3 「都城教育の日」の普及啓発を図ります

- ◆一人ひとりが学びについて考えて、理解と関心を深める原点の日として2016（平成28）年に定めた「都城教育の日」（2月18日）の普及啓発、情報提供等とおして、教育に対する市民意識の醸成を図ります。

方向性	重点業績評価指標（KPI）	基準値	目標値
1	生涯学習講座延べ学習者数	21,712 人回 (2016)	22,300 人回 (2021)
2	放課後子ども教室開設数	8 教室/年 (2016)	10 教室/年 (2021)
3	「都城教育の日」の認知度	7% (2017)※	50% (2021)

※2017（平成29）年度の市民意識調査で、「都城教育の日」の認知度を初めて実施したため。

⁶³ 家庭の日：宮崎県民が青少年の健全な育成に監視家庭の役割についての理解を深めるため、毎月第3日曜日を家庭の日として宮崎県が定めた日。

3.9.1 グローバル化への対応と国際交流の推進

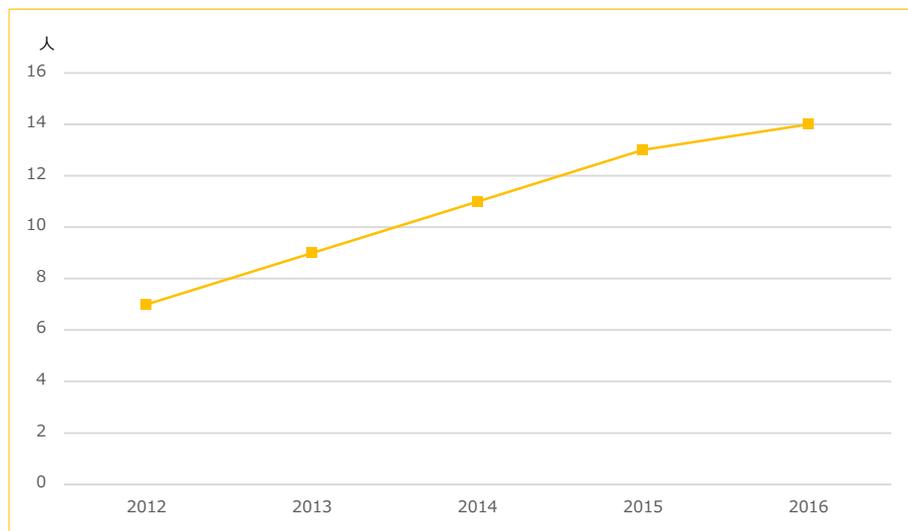
施策の方針

- ◆語学教育や国際交流を積極的に進め、世界に羽ばたくグローバルな人や新たな価値を創造する人を育む教育を推進します。
- ◆東京オリンピック・パラリンピックを契機とした地域活性化に取り組みます。
- ◆友好交流都市を中心とする諸外国との交流等を通して、国際社会に適應できる人材の育成や、市民の国際社会の一員としての理解の深化に努めます。
- ◆都城国際交流協会をはじめ、各種団体、近隣市町や国・県等と連携を図ります。
- ◆国籍や民族の違いにかかわらず、誰もがいきいきと暮らし、その能力を発揮できるような環境づくりや情報発信に取り組みます。

現状と課題

- ◆国際化が急速に進展している社会を生き抜く力を身に付けることが求められています。そのため、自国の文化とともに異文化を理解し、グローバルな視点を持った児童生徒の育成が必要です。
- ◆東京オリンピック・パラリンピックに向け、ホストタウン が推進されている中、本市はモンゴルとの交流計画が認定されました。参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図る必要があります。
- ◆本市に在住する外国人市民は、言葉の壁や文化・習慣の違いから行政サービス等を日本人の市民同様に得ることが困難な状況があります。
- ◆国籍や民族の違いにかかわらず、誰もが対等な関係を築こうとしながら共に生きていく多文化共生社会⁶⁴の創造を目指した環境整備が必要となっています。
- ◆グローバル化の動きは活発になり、本市においても、国境を越えた人・物・情報の動きがあります。食糧・環境・資源・エネルギー等の諸問題は、諸外国との関係を無視しては解決できない状況であり、市民一人ひとりが「国際社会の一員である」ことを自覚し、行動することが必要です。

図表 3.9.1 都城市の外国語指導助手（ALT）配置人員数の推移



出典：都城市教育委員会学校教育課

⁶⁴ 多文化共生社会：国籍、民族等が異なる人々が、お互いの文化的な背景の違いを認めながら人権を尊重し合い、地域社会の同じ構成員としてともに生きていくことができる社会のこと。



施策の方向性

方向性1 国際感覚を持った人を育みます

- ◆ALT(外国語指導助手)を通して、語学力の向上及び豊かな国際感覚を身に付ける機会を提供します。
- ◆英語圏の学校と相互交流を行うことにより、語学力の向上と国際性豊かな人を育みます。

方向性2 東京オリンピック・パラリンピックを契機にした地域活性化を図ります

- ◆東京オリンピック・パラリンピック大会の事前キャンプの誘致に取り組みます。
- ◆「ホストタウン」の推進により、相手国と地域住民の交流促進を図ります。

方向性3 国際交流を推進します

- ◆中国重慶市江津区及びモンゴル国ウランバートル市との友好交流都市提携を今後も継続し、行政間の交流を図るとともに、市民訪問団の派遣や受入等を行い、友好親善を深めます。
- ◆国際交流員による学校訪問や講演、市内在住の外国人市民による国際理解講座や国際交流イベントにより、外国人や外国文化と直接ふれあう機会を設け、市民の国際理解を促します。

方向性4 国際協力を推進します

- ◆都城国際交流協会と連携を図り、国際協力に関する各種情報を収集し、市民等へ提供することにより、市民の国際協力に対する意識を醸成し、国際協力活動を行いやすい環境づくりに取り組みます。

方向性5 多文化共生社会づくりを推進します

- ◆外国語版生活ガイドやホームページを利用し、外国人市民に対する各種情報を提供します。
- ◆外国人市民の日本語学習を支援します。
- ◆災害発生時や緊急時に、外国人市民自身が身の安全を守れるよう、防災教育を充実させます。
- ◆日本人市民と外国人市民の交流の機会を増やし、相互理解を促進します。
- ◆外国人市民のまちづくりへの参画を促します。
- ◆公共施設等の外国語表記を促進します。

方向性	重点業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
1	外国語指導助手 (ALT) 配置人員数	14 人 (2016)	18 人 (2020※)
2	ホストタウン相手国と市民の交流イベント	- (2016)	1 回/年 (2021)
3	国際交流員による国際理解講座の参加者数	5,835 人/年 (2016)	6,000 人/年 (2021)
4	市民向け国際交流イベントにおける国際協力コーナーへの参加者数	200 人/年 (2016)	400 人/年 (2021)
5	在住外国人支援講座等の参加者人数	700 人/年 (2016)	820 人/年 (2021)

※2020 年度には全中学校全学年の英語科の授業等に派遣することを目標としているため。

3.10.1 スポーツの振興

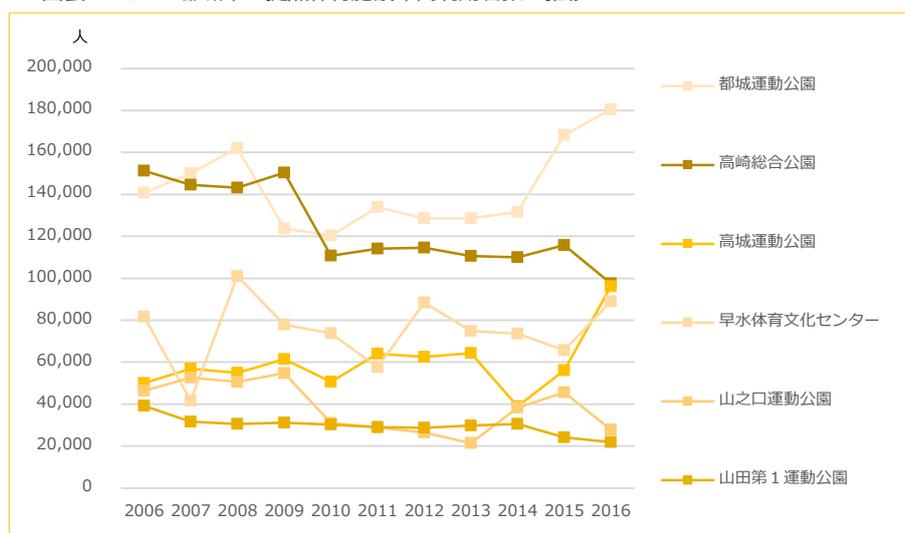
施策の方針

- ◆国民体育大会宮崎大会の開催に向けて、宮崎県と連携した県立陸上競技場の整備を推進します。
- ◆体育施設を計画的に整備し、市民等の利便性向上と機能充実を図ります。
- ◆都城市体育協会、各競技団体、大学等と連携し、指導者やトップアスリートの育成等、競技スポーツの強化を図ります。
- ◆市民の誰もが生涯を通じてスポーツに親しみ、健康や体力の増進を図ることができるよう生涯スポーツを振興します。

現状と課題

- ◆2026年開催の国民体育大会宮崎大会に向けて、宮崎県立陸上競技場の都城市への整備が2017（平成29）年9月に公表されました。今後、宮崎県と連携して整備に取り組む必要があります。
- ◆都城運動公園をはじめとする拠点型体育施設⁶⁵は、市民の利用はもとより、全国規模の大会やスポーツ合宿等にも活用できるよう計画的に整備を進める必要があります。
- ◆地区体育館や市民広場等の地区体育施設は、老朽化が進んでいるため、施設の利用状況や利便性を考慮し、計画的に整備を進める必要があります。
- ◆競技スポーツについては、競技力の向上や底辺拡大に取り組む必要があります。そのためには、競技能力の高い選手の育成が重要です。
- ◆指導者の確保と育成のため、市体育協会加盟の各競技団体、大学、スポーツ少年団等と連携を強化する必要があります。
- ◆生涯スポーツを推進していく上で重要な役割が期待されている「総合型地域スポーツクラブ⁶⁶」については、2017（平成29）年度時点で3箇所⁶⁷設立されており、地域に根ざしたスポーツの振興を図っています。
- ◆市民の誰もがそれぞれの体力や年齢等に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツの環境づくりは重要です。

図表 3.10.1 都城市の拠点体育施設年間利用者数の推移



出典：都城市教育委員会スポーツ振興課

⁶⁵ 拠点型体育施設：都城運動公園、早水総合公園、山ノ口運動公園、高城運動公園、山田第1運動公園、高崎運動公園

⁶⁶ 総合型地域スポーツクラブ：地域住民の日常的なスポーツ活動の活性化を目的としたスポーツクラブで、単一のスポーツ種目だけでなく複数の種目があり、誰もがそれぞれのレベルに応じて定期的・継続的な活動を行なうことができる。

⁶⁷ 3箇所：NPO法人高城スポーツクラブ、都城西スポーツクラブ、コスモクラブ都城



施策の方向性

方向性1 スポーツ環境を整備します

- ◆宮崎県と連携して、国民体育大会宮崎大会に向けた宮崎県立陸上競技場の整備を進めます。
- ◆競技種目ごとの特性を活かした拠点体育施設の整備を計画的に進めます。
- ◆老朽化する地区体育施設の耐震化及び改修を年次的に進め、維持と活用を図ります。

方向性2 競技スポーツの強化を図ります

- ◆各競技団体との連携はもとより、大学、学校体育及び民間のスポーツクラブと連携し、少年期からの一貫指導によるトップアスリートの育成を図ります。
- ◆都城市体育協会や大学との連携を強化し、競技団体の組織体制や指導力の強化に取り組みます。
- ◆国内外のプロ・アマチュアのスポーツチーム等、競技能力の高い選手を身近に感じられる環境づくりを進めます。

方向性3 生涯スポーツの振興を図ります

- ◆ニュースポーツの普及や 1130 県民運動に取り組み、市民の誰もが身近な場所で継続的に様々なスポーツに親しむことができるよう、魅力ある地域スポーツ教室をさらに充実させます。
- ◆現在設立されている多世代・多種目・自主運営を基本とした総合型地域スポーツクラブの育成を図り、新たなスポーツクラブの設立を推進します。
- ◆スポーツ推進委員の確保と育成を図り、市民ひとり1スポーツを推進し、各種スポーツの導入と普及に努め、地区体育協会主体の地域スポーツ大会や種目別スポーツ大会を充実させます。
- ◆指導者・保護者・学校・地域の連携をさらに深めて、「生涯スポーツの基礎をつくる活動」にふさわしいスポーツ少年団の運営を推進します。
- ◆幼児を対象とした多様な動きを身に付けるため、親子スポーツ教室を開催するなど競技スポーツの基礎づくりに取り組みます。

方向性	重点業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
1	拠点体育施設の利用者数	526,467 人/年 (2016)	532,000 人/年 (2021)
2	都城市からの国民体育大会出場者数 (選手・監督・コーチ)	26 人/年 (2016)	50 人/年 (2021)
3	運動・スポーツを週1回以上行っている割合	45.0% (2016)	50.0% (2021)

3.10.2 芸術文化の振興

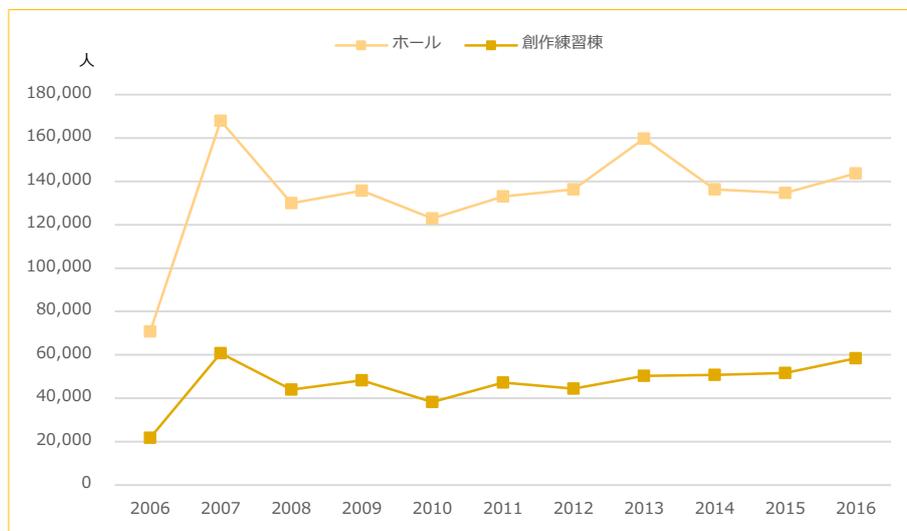
施策の方針

- ◆総合文化ホールを拠点とした多様な芸術文化活動を推進するとともに、芸術文化団体の育成も積極的に行い、個性ゆたかな文化の創造と潤いのある「文化のまちづくり」を進めます。
- ◆人間性豊かな魅力ある都市として発展できるよう、更なる美術館の機能と活動の充実を図ります。

現状と課題

- ◆優れた芸術文化の鑑賞機会の提供や市民参画による芸術文化を振興するため、総合文化ホールを「文化のまちづくり」の拠点施設として、市民が文化活動を行うための環境の整備や市民のニーズに的確に対応していくことが求められています。
- ◆そのためには、芸術文化団体と行政の役割を明確にしながら、本市の地域性や市民の声を反映した総合的な芸術文化施策を推進する必要があります。
- ◆本市の美術館では、都城圏域にゆかりのある作品を中心に収集及び企画展示を行っています。また、特別展では、普段見ることのない国内外の優れた作品を鑑賞する機会を提供しています。
- ◆標準的な公立美術館の巡回展開催ができる展示室、所藏品や寄託品に対応する収蔵庫・収蔵棚が整備されましたが、今後は、利用者のアメニティ⁶⁸に配慮するとともに、本市の規模にふさわしい美術館運営を進める必要があります。
- ◆郷土に対する愛着や誇り、ゆたかな心を育むために子どもを含めた多くの市民に、身近な美術館として積極的に利用促進していく必要があります。

図表 3.10.2 総合文化ホールの年間利用者数の推移



出典：都市市民生活部コミュニティ文化課

⁶⁸ アメニティ：心地よさ、快適さ、また楽しく利用するために必要なものが整備されていること。



施策の方向性

方向性1 文化を支える基盤づくりに努めます

- ◆市民のニーズに合った質の高い事業を各文化施設で開催し、市民が身近なところで優れた文化に触れることができる機会の拡充に努めます。
- ◆総合文化ホールの一層の充実と適切な維持管理に努めるとともに、施設の規模や機能に応じた活用と、市民の利便性に配慮した運営に努めます。
- ◆文化行政に対する文化団体等との情報交換の機会を充実させていきます。

方向性2 文化活動への支援と人材の育成に努めます

- ◆企業のメセナ⁶⁹活動への参画の促進や、広報の強化等、文化活動を支援します。
- ◆芸術家、文化団体、指導者、ボランティア等文化を担う幅広い人材の育成と、その能力を十分に生かす環境づくりを進めます。
- ◆教育や地域活動の中で、郷土の多様な文化や伝統行事、優れた芸術に触れる機会を提供することにより、幼児期から文化に興味・関心を持たせ、感性豊かな青少年を育成する取組を進めます。

方向性3 文化を通じた地域活性化に努めます

- ◆文化施設、団体、芸術家等のネットワークづくりや、文化を通じた地域間、世代間交流の活性化に取り組みます。
- ◆地域資源を核に、経済、観光等との連携を強化し、共に発展する環境づくりに取り組みます。
- ◆すべての市民が必要な情報を得られるよう、市民、団体、事業者、国・県・他自治体等と連携し、幅広く、きめ細かな情報を収集し発信します。

方向性4 美術館活動の充実に努めます

- ◆収集・保存と展示・公開に必要な専門的な調査研究を行うとともに、後世に伝え残す優れた作品の収集と保存修復に努めます。
- ◆海外の美術品や国内で評価の高い美術作品の展示を企画した展覧会や、地域の美術による都城独自の企画展を開催します。
- ◆利用者のアメニティ⁷⁰に配慮した美術館を目指します。
- ◆収蔵作品のデータベース化するなど、展示作品以外にも閲覧検索できるよう利便性向上を図ります。

方向性	重点業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
1	総合文化ホール（大・中ホール）の利用者数	134,625 人/年 (2015※)	138,600 人/年 (2021)
2	小中学校アウトリーチ事業において芸術文化に対し興味を持った児童生徒数の割合	82.7% (2016)	84% (2021)
3	都城市総合文化祭の来場者数	1,229 人/年 (2016)	1,300 人/年 (2021)
4	美術館独自・共同企画の充実（総入館者数）	28,772 人/年 (2014～2016)	30,000 人/年 (2021)

※2016年は総合文化ホール開館10周年に当たり、実績に記念行事等の特殊要因が含まれるため、基準年を2015年とした。

⁶⁹ メセナ：芸術・文化の援護活動

⁷⁰ アメニティ：快適性、居心地

3.11.1 協働によるまちづくりの推進

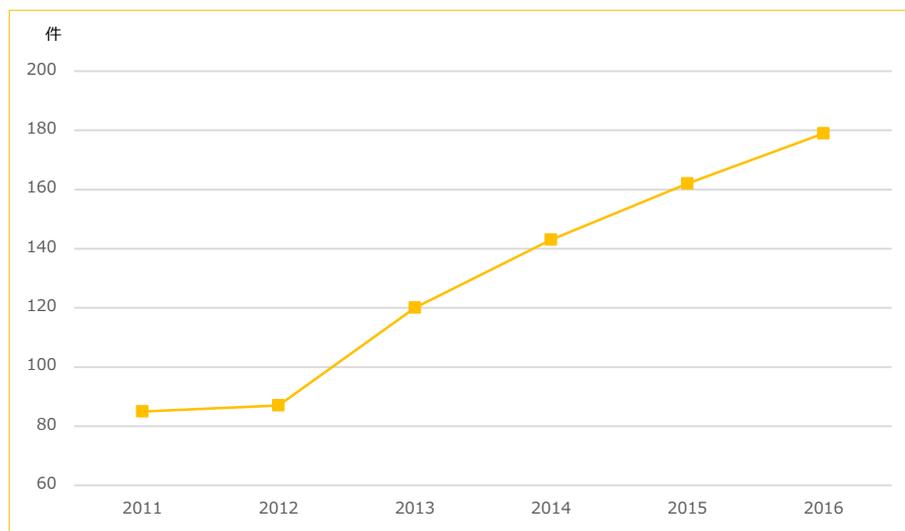
施策の方針

- ◆市民参加・参画、協働についての啓発を進めるとともに、市民公益活動団体⁷¹の育成や活動団体間の連携を支援します。
- ◆行政における協働の体制づくり等を進めます。
- ◆地域住民が主役となるまちづくりのために地域への分権を進めます。

現状と課題

- ◆地方分権の進展、本格的な少子高齢・人口減少社会の到来や価値観の多様化等により、自治体と市民を取り巻く環境は大きく変化し、地域課題は多様化しています。
- ◆厳しい財政状況の中、行政だけで全ての地域課題に対応するには限界があります。
- ◆「住民の力で考え、意思決定し、実践していく」という住民自治の基盤をつくり、コミュニティの自立を目指していくことが、重要課題となっています。
- ◆環境美化や地域福祉、防犯、防災等様々な地域課題に対しては、自治公民館をはじめとする各種団体が、個別にあるいは連携しながら解決に取り組んできました。
- ◆地域のつながりの希薄化、地域リーダーの負担増、各種団体の衰退化等、地域づくりを行う上で更なる連携強化を図る必要性が出てきています。
- ◆公共サービスの新しい担い手として NPO 法人等の市民公益活動団体が様々な活動を展開し、住民ニーズに応じたサービスの提供を行うようになりました。
- ◆市民が主役のまちづくりを進めるため、市民参画を促し、地域住民や市民公益活動団体と行政が積極的に協働していくことで、公共サービスをより充足させていくことが必要です。

図表 3.11.1 都城市と NPO 等との協働事業数の推移



出典：都城市市民生活部コミュニティ文化課

⁷¹ **市民公益活動団体**：本市では、市民が自発的に主体となって社会貢献活動を行う団体のことを指す。市民公益活動団体は、すべて NPO と捉えることができる。



施策の方向性

方向性1 市民参加・参画、協働についての啓発を進めます

- ◆老若男女、年代、性別の偏りがなく公共活動、公益活動への市民参加・参画を促進するために、協働についての啓発を進めます。

方向性2 市民公益活動団体の育成や活動、団体間の連携を支援します

- ◆市民公益活動団体の事業力強化に寄与する情報の提供や、支援及び団体同士の交流や連携、協働の推進を図る中間支援体制の充実に広域的な視点で取り組みます。
- ◆ボランティア活動及び市民公益活動への参加を検討している市民や、市民公益活動団体の運営等の各種相談にいつでも応じることができる体制の強化・充実に努めます。

方向性3 協働のための体制づくりに努めます

- ◆研修等により、市職員が協働の条件や本質を理解し、協働のプロセスを管理する知識と技術を身につけることで相談窓口機能の強化を図ります。
- ◆協働のルールやマニュアルを活用し、協働事業を適切に進めているか確認し、協働事業の成果を評価する仕組みを構築します。

方向性4 地域コミュニティへの分権を進めます

- ◆市内15地区に設置された「まちづくり協議会」が地域課題を解決し、地域の将来の夢を実現できるよう運営及び自主自立に向けた支援を行います。また、まちづくり協議会に行政のもつ権限の一部を移譲します。
- ◆自治公民館をはじめとする各種団体と、これまで以上の連携強化を図り、運営支援を行います。

方向性5 地域づくりを支援します

- ◆都城市自治公民館連絡協議会や団体・企業と連携を図りながら、地域づくりを支える自治公民館の活動やその役割の重要性の周知に努め、自治公民館への加入促進に官民協働で取り組みます。

方向性	重点業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
1	市民公益活動研修・講座参加者数	107人/年 (2016)	120人/年 (2021)
2	市内に事務所を有するNPO法人設立数(累計)	61団体 (2016)	75団体 (2021)
3	市とNPO等との協働事業数	179事業/年 (2016)	230事業/年 (2021)
4	まちづくり協議会の活動支援のための支援職員(再任用職員等)の配置地区数	11地区 (2016)	15地区 (2021)
5	自治公民館への新規加入世帯数	716世帯/年 (2016)	800世帯/年 (2021)

3.11.2 男女共同参画社会の推進

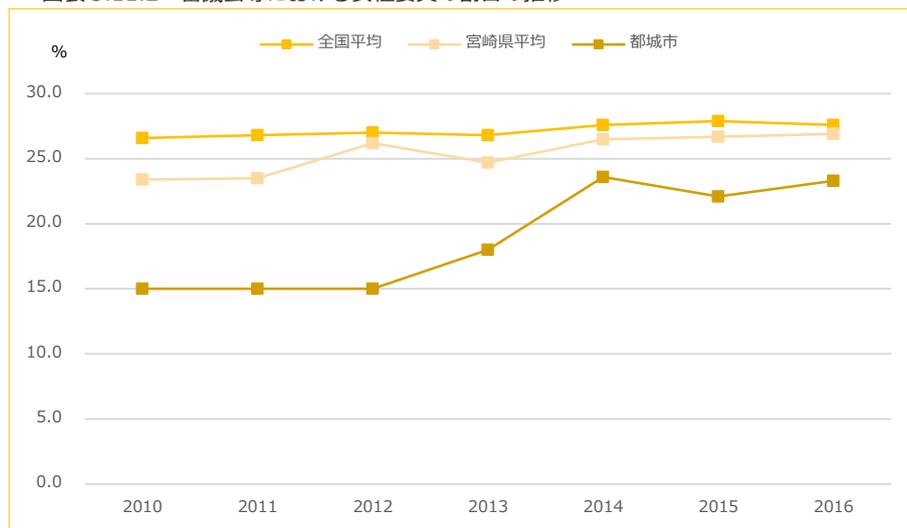
施策の方針

- ◆男女共同参画社会の形成に向けて、各種施策の効果的な実施を図るとともに、市民や事業者等との協働による事業を推進します。

現状と課題

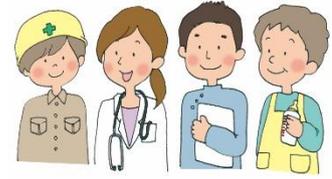
- ◆本市では、男女共同参画社会の実現を目指して広報・啓発や市民団体等の育成支援を実施しており、DV⁷²被害者支援グループ等が活躍しています。
- ◆性別による固定的な役割分担等の意識は依然として根強く残っており、女性のみならず男性にとっても、多様な生き方を選択する上での阻害要因となっています。
- ◆男女共同参画センターに設置した女性総合相談を訪れる女性相談者は今なお増加傾向にあり、法的な対応や自立支援が求められるケースが後を絶ちません。
- ◆雇用の分野においても女性の就業率は高いものの、依然として就業機会や待遇面で男女間の格差があり、就業環境の改善は大きな課題です。
- ◆仕事と家庭の両立に向けて働き方を見直し、家庭や地域生活での男女の共同参画を進めていくことが必要です。

図表 3.11.2 審議会等における女性委員の割合の推移



出典：都城市女性総合相談年報

⁷² DV (Domestic Violence)：ドメスティック・バイオレンス配偶者や恋人等からの暴力のこと。暴力には身体的暴力ばかりでなく、無視したりののしったりする精神的暴力、金銭的自由を与えない経済的暴力等も含まれる。



施策の方向性

方向性1 男女共同参画社会づくりに向けた広報・啓発等を推進します

- ◆男女共同参画社会づくりに対する市民や事業者等の理解と共感を広げるために、講座やフォーラム等の学習機会を充実するとともに、情報発信を推進します。
- ◆学習機会への男性の積極的な参画を促すとともに、若年層の男女共同参画に対する理解の促進を図ります。

方向性2 男女が多様な分野で活躍できる環境づくりを推進します

- ◆多様な分野における政策・方針決定過程への女性参画を推進します。
- ◆事業者に対し、男女の均等な雇用機会の確保と平等な就業環境づくりを働きかけ、仕事と家庭の両立を支援します。
- ◆防災分野や地域づくりに関わる機関や団体に対し、女性の視点に立った施策の展開を働きかけます。

方向性3 女性総合相談を充実します

- ◆配偶者等からのDV等の人権侵害やひとり親家庭の生活安定等に悩む女性の総合相談の充実を図ります。

方向性4 男女共同参画センターの機能の充実を図ります

- ◆広報啓発を積極的に行い、関係団体との連携強化に努め、男女共同参画推進体制の充実を図ります。

方向性	重点業績評価指標（KPI）	基準値	目標値
1	市民意識調査で「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」で「反対」「どちらかといえば反対」と回答した割合	34.1% (2015※)	40.0% (2021)
2	市の審議会等における女性の割合	23.3% (2016)	40.0% (2021)
3	弁護士や臨床心理士等専門家による面接相談回数	12回/年 (2016)	12回/年 (2021)
4	相談員の研修・講座への派遣件数	5件/年 (2016)	10件/年 (2021)

※2015年に実施した市民意識調査の設問を使って、今後、継続して調査するため。

3.11.3 人権の尊重

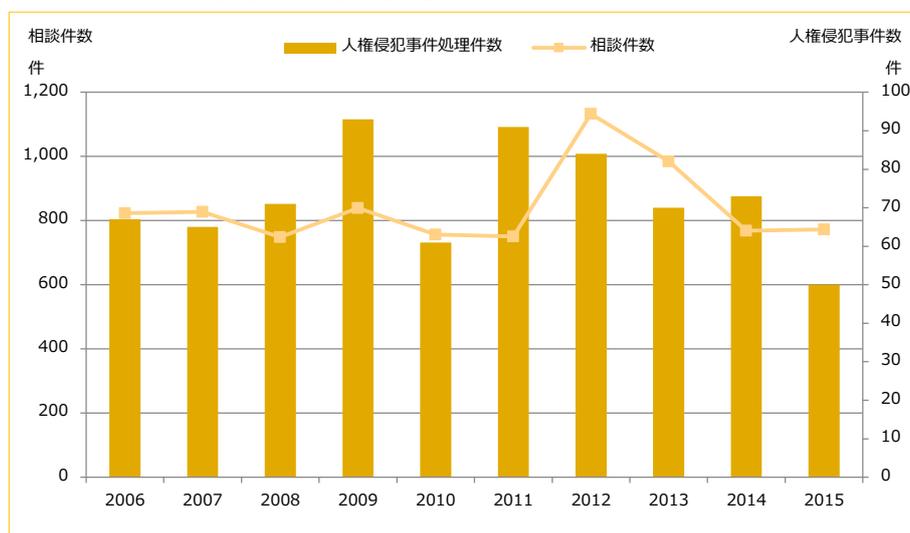
施策の方針

- ◆ 様々な人権問題に対し、市民の理解と認識をより一層深めるための啓発活動や学習の機会づくりに努め、行動に結びつくような人権意識の高揚を図ります。

現状と課題

- ◆ 同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人の人権等、現在も多くの人権問題が存在しています。
- ◆ 急激に社会情勢が変化中、SNS⁷³を使った誹謗中傷等新たな人権問題も発生しており、人権尊重の正しい理解や実践する態度は未だに市民の中に十分に定着していない状況といえます。
- ◆ 人権問題についての正しい理解と認識をより一層深めるため、市民一人ひとりの積極的な取組が求められています。

図表 3.11.3 人権相談件数及び人権侵犯事件数の推移



出典：宮崎地方務局都城支局

⁷³ SNS: (Social Networking Services) 人と人とのつながりを促進・支援する、コミュニティ型の Web サイト及びネットサービス。



施策の方向性

方向性1 人権学習を推進します

- ◆学校教育はもとより、高齢者学級、家庭教育学級、企業内研修等においても人権学習を実施することで、人権に対する正しい知識を身に付け、日常生活において人権への配慮ができるような人権意識の向上に努めます。

方向性2 人権啓発活動を推進します

- ◆人権問題についての理解と認識をより一層深める啓発活動を行い、一人ひとりの人権が尊重される、真に豊かでゆとりのある、明るく住みよい社会づくりの促進に努めます。
- ◆人権啓発強調月間や人権週間に啓発活動を集中的に行い、人権が市民一人ひとりの身近な問題であるとの認識が深まるように努めます。
- ◆国や県、民間団体との連携、協働の強化に努め、人権教育や啓発活動の効果的な推進を図ります。

方向性	重点業績評価指標（KPI）	基準値	目標値
1	人権講座（ハロー市役所元気講座）の開催数	9回/年 (2016)	14回/年 (2021)
2	人権啓発講演会参加者数	2回/年 573人 (2016)	3回/年 800人 (2021)

4 ま ち 圏域の中心としての魅力を築く ～都市機能・環境分野

4.12 人口減少社会に対応した都市機能の維持・充実

- 4.12.1 中心市街地の活性化
- 4.12.2 魅力ある市街地の形成
- 4.12.3 良好な住環境の維持
- 4.12.4 上下水道の整備
- 4.12.5 情報通信基盤の整備
- 4.12.6 交通体系の確保
- 4.12.7 中山間地域の維持・活性化

4.13 都城の魅力の構築・発信

- 4.13.1 戦略的な市のPRの推進
- 4.13.2 観光誘客の促進

4.14 豊かな自然環境の保全と共生のまちづくり

- 4.14.1 自然環境の保全
- 4.14.2 循環型社会の構築
- 4.14.3 低炭素社会の構築

4.15 広域連携の推進

- 4.15.1 広域連携の推進

4.12.1 中心市街地の活性化

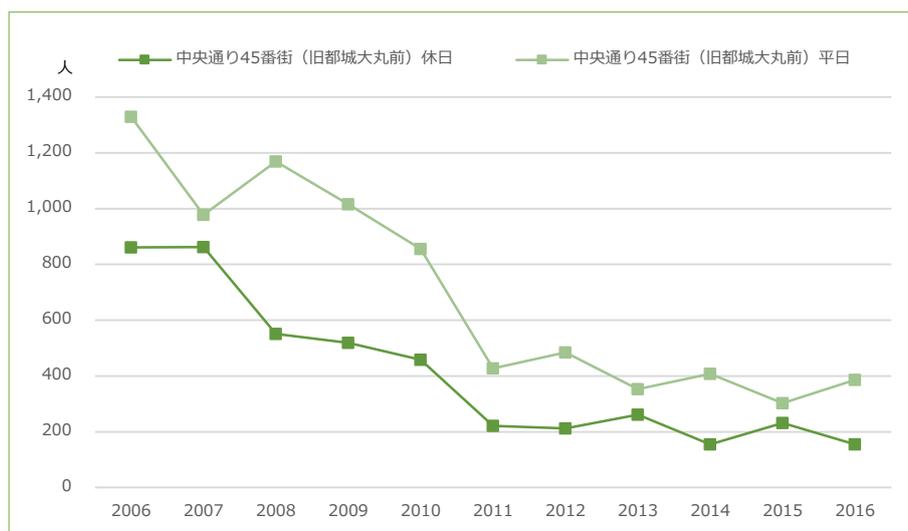
施策の方針

- ◆市民の来街動機を刺激するさまざまな取組を展開し、来街者の増加を図ります。
- ◆魅力的な店舗等の誘導による商業機能の再生、リノベーションまちづくりによる遊休不動産等の有効活用を促進し、来街者が回遊したくなる中心市街地へと再生を進めます。

現状と課題

- ◆本市は、モータリゼーション⁷⁴の進展等による市街地の拡大及び消費者ニーズ等の変化に伴い、大型商業施設の郊外立地やロードサイド型商業地域の拡大が進み、既存商店街の機能が低下しています。
- ◆中心市街地においては、経営者の高齢化や後継者不足等により、空洞化が進んできています。
- ◆中心市街地の魅力を回復するため、大型商業施設の跡地等を活用し、官民協働により図書館や商業施設等、多様な都市機能を集約し、求心力を高める必要があります。
- ◆リノベーション手法等により空き店舗や空き家、空き地等の未利用資源の有効活用を図ることで、中心市街地の新たな魅力を創出する必要があります。
- ◆様々な世代が集い、交流する空間づくりを推進するため、来街動機を刺激し、中心市街地の回遊性を高める施策を展開する必要があります。

図表 4.12.1 中心市街地歩行者通行量（45番街）の推移



出典：都城市内主要商店街通行量調査

⁷⁴ モータリゼーション：自動車が大衆に広く普及し、生活必需品化すること。



施策の方向性

方向性1 来街動機を刺激し、来街者の増加を図ります

- ◆ 中心市街地中核施設に集約整備した図書館等の魅力を広く情報発信し、市民の来街動機を刺激することで、施設利用者や来街者の増加を図ります。
- ◆ 中核施設を構成する施設間の連携を促進し、イベント等の共同展開を図っていくことで、様々な世代が集い、交流する機会を創出していきます。
- ◆ 商店街や市民団体等関係者、中核施設の管理者、商工会議所等と連携しながら、中核施設一帯を舞台に新たな賑わい創出に繋がる取組等を展開していくことで、来街者の増加に結び付けます。
- ◆ 商業施設等民間施設の立地支援を進め、市民の利便性向上を図ります。
- ◆ 中心市街地でイベント等を企画運営できる人材・組織等の育成を支援します。

方向性2 魅力的な店舗の誘導等により商業機能の再生を図ります

- ◆ エリアマネジメント⁷⁵による効果的な支援で魅力的な店舗等の誘導・集積を進め、来街者が回遊しなくなる街並みの再生を図ります。
- ◆ 意欲のある事業者等の出店を積極的に支援し、商店街組織等の活性化や中心市街地の商業機能再生を図ります。

方向性3 リノベーションまちづくりを推進します

- ◆ 中心市街地にある空き店舗等の遊休不動産を有効活用し、リノベーション手法で新たな都市機能の誘導を図る事業者等を積極的に支援します。
- ◆ タウンマネージャーと連携してリノベーション手法の浸透を図り、リノベーションまちづくりの担い手となる民間事業者等の育成・支援を進めます。

方向性	重点業績評価指標（KPI）	基準値	目標値
1	中心市街地の集客施設入込み数	1,285,498 人/年 (2016)	1,870,342 人/年 (2021)
2	中心市街地の歩行者通行量（45 番街・休日）	155 人/日 (2016)	550 人/日 (2021)
3	中心市街地の空き店舗率	27.2% (2016)	17.6% (2021)

⁷⁵ エリアマネジメント：地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取り組み

4.12.2 魅力ある市街地の形成

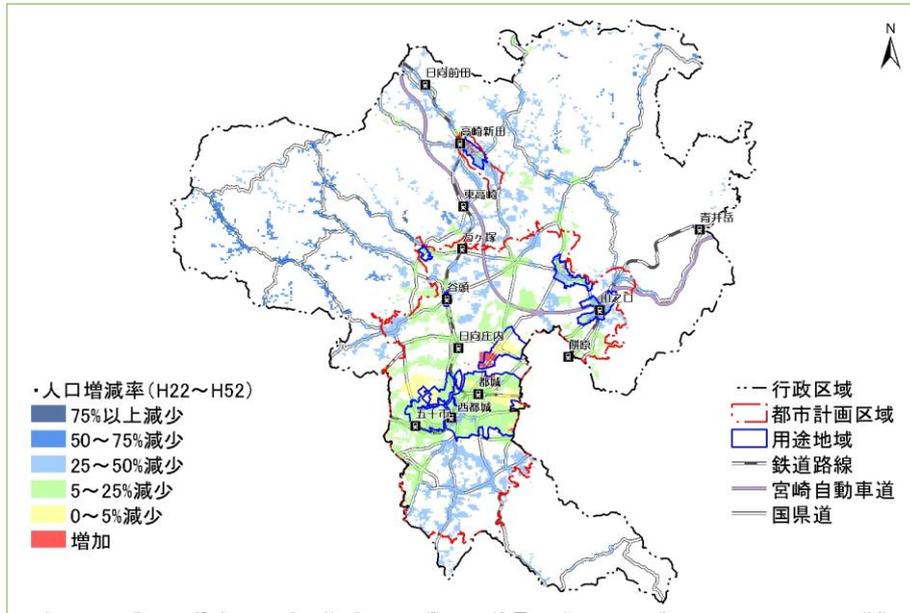
施策の方針

- ◆ 少子高齢・人口減少社会に対応したコンパクトシティを目指したまちづくりを進めるとともに、ゆとりや豊かさが実感できる魅力ある市街地の整備に努めます。
- ◆ 本市の一体性を確保するため、道路や公園等の都市施設や居住等の適切な土地利用を再検討します。
- ◆ 歴史や文化等の地域の特性を活かし、自然と調和した景観づくりを進めます。

現状と課題

- ◆ 都市計画区域の区域区分⁷⁶を廃止したことにより、市街地縁辺部の宅地開発や郊外への大規模小売店舗などの立地が進み、スプロール化⁷⁷が顕著になりました。
- ◆ 少子高齢・人口減少社会に対応した集約型のまちづくりを進め、効率的で快適な生活環境と、ゆとりや豊かさが実感できるまちづくりに転換することが必要です。
- ◆ 都市施設や居住等の適切な土地利用を再検討し、市民参画による魅力あふれる市街地の整備に努め、歴史や文化等の特性を活かした自然と共生を図るまちづくりが必要です。

図表 4.12.2 人口増減図（2010～2040）



出典：都城市立地適正化計画（2017（平成29）年3月）

⁷⁶ **区域区分**：無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域とに区分し市街化調整区域の開発を抑制する制度で、1968(S43)年の都市計画法改正により導入された。「線引き」とも呼ばれる。

⁷⁷ **スプロール化**：市街地が無計画に郊外に拡大し、虫食い状の無秩序な市街地を形成すること。



施策の方向性

方向性1 都市基盤を計画的に整備し、魅力あるまちづくりを進めます

- ◆都市機能及び居住の適切な誘導を進めつつ、農山村地域との調和を図り、土地の有効利用に努めます。また、適正な土地利用のあり方について、見直しを行うとともに、啓発に努めます。
- ◆豊かな緑地の保全、育成及び創出を推進し、魅力あるまちづくりを進めます。
- ◆市民が安全で安心して快適に暮らせるように、投資効果を考慮しながら計画的に都市基盤を整備します。

方向性2 地域特性を活かした景観づくりを進めます

- ◆都城らしい長年築いてきた歴史と大切に継承してきた文化に配慮した景観や自然と共生するまちなみづくりを進めます。

方向性	重点業績評価指標（KPI）	基準値	目標値
1	適正な土地利用誘導に関する普及啓発を目的とした説明会の回数（累計）	- (2016)	4回 (2018～2021)
2	みどりと景観に対する満足度（公園、みどりの環境）	70% (2016)	75% (2021)

4.12.3 良好な住環境の維持

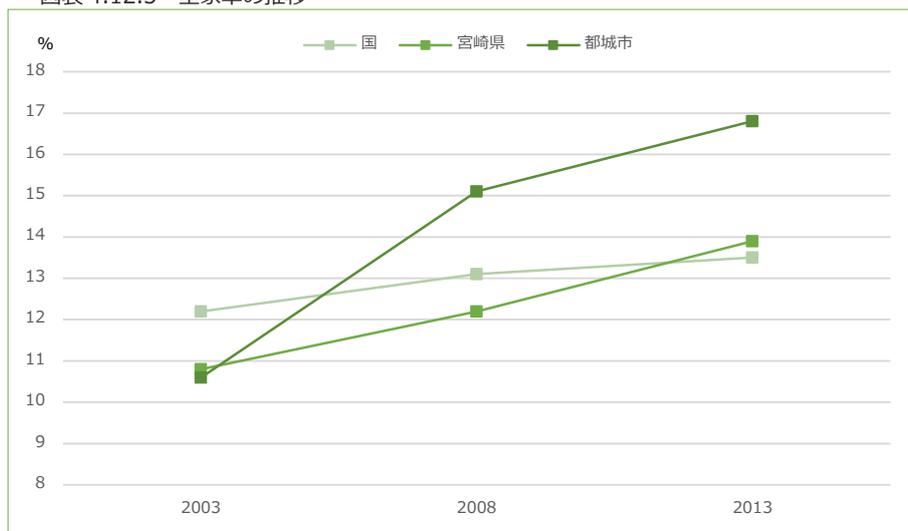
施策の方針

- ◆市営住宅の計画的な整備を進め、居住性の向上を図ります。
- ◆市民が安全で安心できる生活を送れるよう、建築物に対する適切な指導・助言を行います。
- ◆地域安全と地域コミュニティの活性化を目指した空家等対策の推進を図ります。
- ◆社会インフラの維持修繕や整備改善を計画的かつ効率的に進めます。
- ◆墓地や斎場及びその周辺の整備を進めます。

現状と課題

- ◆市営住宅の約 60%は築 30 年を経過し、建物の老朽化が進んでいることから、建替・改善事業、維持保全等の適切な手段を選択し、長寿命化を計画的に進めていく必要があります。
- ◆近年、建築基準法違反等が原因で重大な死亡事故等事案の発生や大規模地震等における建築物の倒壊等により、既存建築物の安全性及び耐震性が重要視されています。
- ◆市内には安全・衛生・景観上問題となっている管理不十分な空家等が存在します。今後、実態調査により実態を把握し、管理不十分な空家等に対し、適切な処置が求められています。
- ◆地域コミュニティとの連携により、空家等を地域資産として活用することも大切です。このことから、耐震化及び活用に関し、市民へ周知する必要があります。
- ◆交通の安全や防災の観点から、日常生活に不可欠な生活道路を、市民が安心して通行できるよう舗装や側溝等の整備を計画的に進める必要があります。
- ◆道路橋は、高度成長期後半に建設したものが多く、老朽化に伴う維持管理費の増大が予想されます。このため、予防保全的な補修で長寿命化を図り、費用を縮減することが必要です。
- ◆市内にある約 300 箇所の公園については、草刈等の維持管理に加え、老朽化に伴う補修費用が増加傾向にあります。そのため、適切な公園管理に努めていく必要があります。
- ◆市営墓地については、墓地の形態や様式への趣向が多様化しているため、現代のニーズに対応する必要があります。
- ◆老朽化が懸念される斎場は、計画的な施設整備を検討していくとともに、引き続きその周辺環境の整備を行う必要があります。

図表 4.12.3 空家率の推移



出典：都城市空家等対策計画



施策の方向性

方向性 1 安全で安心できる住宅づくりを進めます

- ◆市営住宅を計画的に整備し、高齢者や障がい者及び多様化する家族構成に対応した住宅の供給に努めます。
- ◆既存建築物の違反是正指導の強化を図り、安全な建築物の供給を図ります。
- ◆1981（昭和 56）年 5 月 31 日以前に建築された木造住宅を対象に国、県と連携し、耐震診断、補強設計、耐震改修に関する助成制度の周知に努め、活用を推進し、耐震化促進を図ります。
- ◆危険な空家等の解消を推進し、生活環境の保全を図るとともに、空家等を地域の資源としてとらえ、積極的な活用により、地域コミュニティの活性化を図ります。

方向性 2 ユニバーサルデザインの道路づくりを進めます

- ◆交通安全や防災上の観点から、幅の狭い道路や見通しの悪い道路の解消に努めます。
- ◆ユニバーサルデザイン⁷⁸に基づく段差の少ない道路や歩道の整備に努めます。また、安全に通行できるように歩道と自転車道、車道の分離を進めます。

方向性 3 道路や公園の適切な維持管理に努めます

- ◆道路や公園の日常パトロールを強化し、路面の損傷や設備不良等の早期発見・早期補修に努め、事故を未然に防止します。
- ◆道路橋の予防保全的な補修を行うことにより橋梁の長寿命化を図り、費用の縮減、地域のネットワークの安全性・信頼性を確保します。
- ◆道路補修に建設資材を再利用し、維持管理経費の抑制に努めます。
- ◆住民やボランティア団体等と協働しながら、道路・公園の草刈等を進め、地域密着型の維持管理体制をつくります。

方向性 4 墓地や斎場の環境整備に努めます

- ◆市営墓地の安定供給を図るため、墓地の計画的な管理運営を進めます。
- ◆斎場の計画的な整備点検に努め、周辺の環境整備を進めます。

方向性	重点業績評価指標（KPI）	基準値	目標値
1	管理不十分な空家等に対する指導・助言	72% (2016)	90% (2021)
2	幅の狭い道路や見通しの悪い道路の解消件数 (累計)	1 件/年 (2016)	4 件 (2018~2021)
3	橋梁点検実施率	59.8% (2016)	100% (2018)
4	新たなニーズに対応した墓地の整備箇所数	- (2016)	1 箇所 (2021)

⁷⁸ ユニバーサルデザイン：空間づくりや商品のデザイン等に関して、誰もが利用しやすいデザインをはじめから取り入れておこうとする考え方のこと。

4.12.4 上下水道の整備

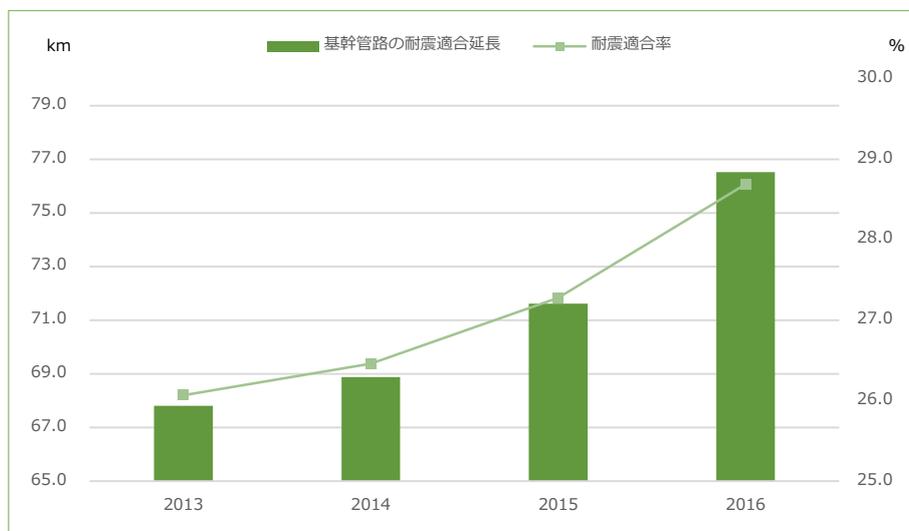
施策の方針

- ◆安全で良質な水の供給を図るために水源の確保に努め、設備を計画的に改修・更新します。また、水道事業の経営の健全化に努めます。さらに、災害時における水の安定供給に向けた対策を推進します。
- ◆公共下水道等については、投資効果を考慮しながら、適正な生活排水処理を普及させ、生活環境の改善と水質保全に努めます。

現状と課題

- ◆現在の上水道の井戸の能力等を考慮すると、安全で良質な水の確保のために、新たな水源の確保が必要です。
- ◆水を安定供給するために、老朽化の進む管や水道施設等の改修・更新作業を進める必要があります。
- ◆平常時だけではなく災害発生時にも、安定した水の供給を可能とするために、給水人口の動向や財政状況を踏まえ、計画的に耐震化等の整備も併せて行っていく必要があります。
- ◆公共下水道は、着工から 50 年以上が経過しているため、施設の老朽化と耐震化に対処することが必要です。
- ◆本市の 2016（平成 28）年度の生活排水処理率⁷⁹は、71.4%で、県平均 78.9%に比べて低い状況にあります。そのため、生活環境の改善や水質保全の観点から、処理率の向上を図る必要があります。

図表 4.12.4 基幹管路の耐震適合率の推移（上水道）



出典：都城市上下水道局水道課

⁷⁹ 生活排水処理率：適正に汚水排水処理（水洗化）を行っている人口の割合のこと。「公共下水道、農業集落排水及び合併浄化槽を使用する人口」÷「行政人口」で算出する。



施策の方向性

方向性1 安全で良質な水の安定供給に努めます

- ◆新たな水源の開発に努め、水量の確保を図ります。
- ◆地震等の災害に強い施設整備を進めるとともに、防災訓練を重ね、災害時のライフラインの確保に努めます。
- ◆適正な価格で安定した水を供給するため、水道事業の経営の健全化に努めます。

方向性2 下水道を整備し、生活環境や水資源を守ります

- ◆快適な生活環境を確保し、豊かな水資源を保全するため、公共下水道を計画的かつ効率的に整備します。また、地域特性や経済性を考慮し、公共下水道及び合併処理浄化槽⁸⁰の区域を見直します。
- ◆施設の改修や老朽管の更新を計画的に行うとともに、耐震化の検討を行うなど、適正で効率的な施設の維持管理を行います。
- ◆生活排水処理率の向上を目指し、公共下水道や合併処理浄化槽の必要性を広く啓発します。

方向性	重点業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
1	上水道管の基幹管路の耐震適合率 ⁸¹	28.69% (2016)	37.85% (2021)
2	老朽化処理施設の改築更新実施率 ⁸²	32.14% (2016)	67.8% (2021)

⁸⁰ 合併処理浄化槽：トイレ排水と生活雑排水をまとめて処理できる浄化槽のことで、トイレ排水のみを処理する単独処理浄化槽に比べ、水質汚濁物質を多く削減することができる。

⁸¹ 基幹管路の耐震適合率：耐震適合性がある基幹管路の割合のこと。「基幹管路のうち耐震適合管延長」÷「基幹管路延長」で算出する。

⁸² 老朽化処理施設の改築更新実施率：本市で最初に供用開始し、老朽化の進む中央処理区域における下水処理設備（小分類）の改築更新計画全体数に対する改築更新実施済設備数の割合のこと。「中央処理区域の改築更新済設備数」÷「中央処理区域の改築更新計画全体数」で算出する。中央処理区域の下水処理設備（小分類）の改築更新計画数は、2013（平成25）年度の計画作成時点で140箇所、2016（平成28）年度までに45箇所を改築更新済み、2021年度までに50箇所（合計95箇所）の改築更新を計画している。

4.12.5 情報通信基盤の整備

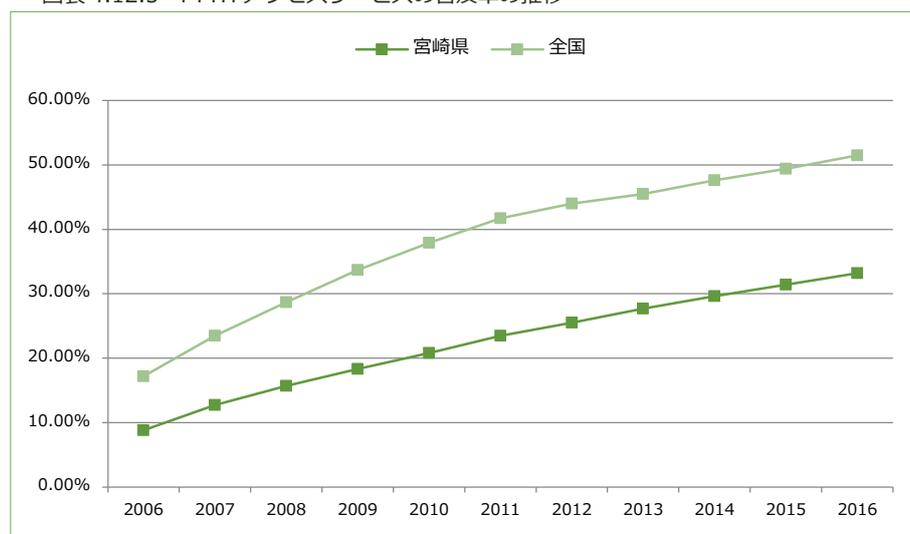
施策の方針

- ◆市民の誰もが情報格差⁸³のない生活ができ、様々な分野において ICT⁸⁴を活用できる、安全な情報通信基盤の整備されたまちづくりを推進します。

現状と課題

- ◆国は、2013（平成 25）年度に、世界最高水準の IT 利活用を通じた、安全・安心・快適な国民生活を実現するための政府の IT 戦略として「世界最先端 IT 国家創造宣言⁸⁵」を策定し、各種施策の推進に取り組んでいます。
- ◆本市では、これまで地域イントラネット⁸⁶事業等を活用した公共施設間の高度情報通信ネットワークの整備やケーブルテレビのエリア拡大等、情報通信基盤の整備を進めてきました。
- ◆「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」高度情報通信ネットワークが利用できる社会の実現とともに、行政サービスや医療・教育分野等において IT を活用できる環境の整備が必要です。
- ◆高度化する情報通信技術に対応できる人材の育成を図ることは、重要です。
- ◆高度情報通信ネットワークの急速な進展に伴い、コンピュータウイルス等の犯罪や個人情報の漏洩が懸念される状況にあり、セキュリティ対策が課題となっています。
- ◆統計データの活用促進により、経済の活性化・行政の効率化が進むことが期待されています。

図表 4.12.5 FTTH アクセスサービスの普及率の推移



出典：総務省九州総合通信局公表資料

⁸³ 情報格差：ICT を利用できる人とそうでない人との間にある格差のこと。地域間格差及び個人技術格差の2つの面から捉えられる。高度情報化社会において、この格差は経済的な格差に繋がりが得るため、社会問題となっている。Digital Divide（デジタル デイバイド）ともいう。

⁸⁴ ICT：Information and Communications Technology を略したもので、情報通信技術の総称。

⁸⁵ 世界最先端 IT 国家創造宣言：2013（平成 25）年 6月に制定された政府の IT 戦略。

⁸⁶ 地域イントラネット：地域等の限定された範囲のネットワークで、インターネットの技術を利用して構築されたネットワークのこと。



施策の方向性

方向性1 情報通信基盤と情報システムの整備を推進します

- ◆防災・医療・教育等あらゆる分野において IT の活用を推進し、地域課題に対応できる情報システムの構築に努めます。
- ◆行政運営の効率化、コスト削減を図るため、クラウドコンピューティング⁸⁷等の最新技術を利用した情報システム基盤の整備を推進します。

方向性2 高度情報化に対応できる人材育成を図ります

- ◆学校教育における情報教育を充実し、高度情報化に対応できる人材育成を図ります。

方向性3 安全な情報通信ネットワークづくりに努めます

- ◆コンピュータウイルス等の犯罪や個人情報の漏洩等へのセキュリティ対策の強化とともに、高度化する情報通信技術への対応を進め、安全な情報通信ネットワークづくりに努めます。
- ◆大規模災害が発生し本庁舎等が被災した場合においても、速やかに業務を再開できる情報ネットワークシステムの構築に努めます。

方向性4 統計データの活用促進に努めます

- ◆ホームページへの表示方法を見直し、より活用しやすい統計データを掲載します。

方向性	重点業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
1	基幹システムのクラウドへの移行計画策定	- (2016)	100% (2018)
2	授業中に ICT を活用して指導できる教職員の割合	68.1% (2016)	80% (2021)
3	ネットワーク通信における個人情報の漏洩件数	0 件/年 (2016)	0 件/年 (2021)
4	統計情報(HP 版)の新規グラフ件数	0 件 (2016)	60 件 (2021)

⁸⁷ クラウドコンピューティング：データサービスやインターネット技術等が、ネットワーク上にあるサーバー群（クラウド（雲））にあり、ユーザーは今までのように自分のコンピュータでデータを加工・保存することなく、「どこからでも、必要な時に、必要な機能だけ」を利用することができる新しいコンピュータネットワークの利用形態のこと。

4.12.6 交通体系の確保

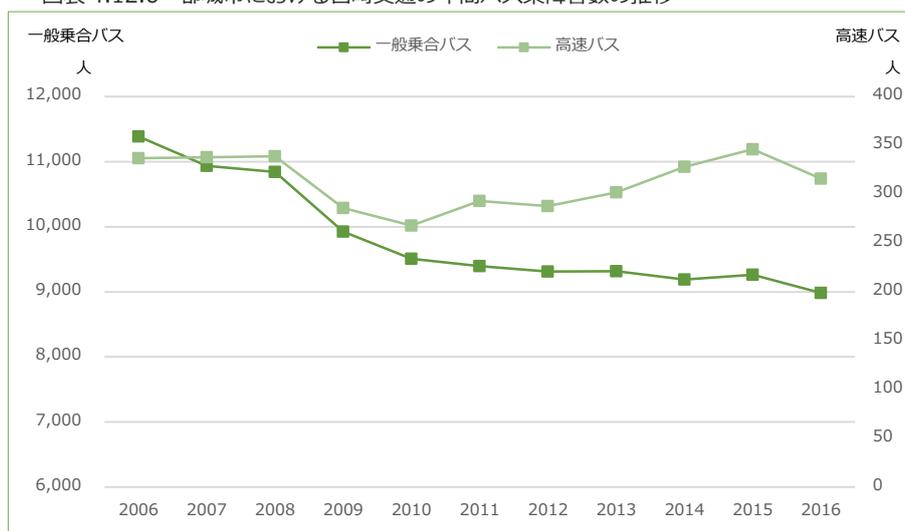
施策の方針

- ◆南九州圏域の中心都市・交通や交流の要衝としての機能を発揮するために、都城志布志道路をはじめとする幹線道路の整備促進に努めます。
- ◆本市内の一体化・交流を図るため、持続可能な交通インフラ整備と、バス・鉄道等の公共交通ネットワークの利便性の向上と利用促進に努めます。

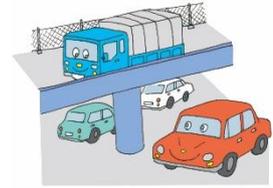
現状と課題

- ◆南九州圏域の中心都市としての機能を発揮するためには、広域な都市間的高速交通ネットワークの整備が不可欠であり、都城志布志道路の早期全線開通が必要です。
- ◆少子高齢・人口減少社会が本格化する中、公共交通機関は重要な交通手段ですが、マイカーの普及等により、その利用は減少傾向にあります。そのため、市域をいかに結び、市民の利便性を確保していくかが課題です。
- ◆誰もが利用しやすい幹線・支線を明確化したネットワークの構築、モビリティマネジメントなどにより、持続可能な地域公共交通網を形成することが必要です。

図表 4.12.6 都城市における宮崎交通の年間バス乗降客数の推移



出典：宮崎交通



施策の方向性

方向性1 都城志布志道路等の整備促進及び利用促進に努めます

- ◆国・県の事業推進を積極的にサポートするとともに、都城志布志道路の整備促進について、国・県等への要望活動を行い、早期完成を目指します。
- ◆宮崎自動車道山之口サービスエリアを接続箇所とする山之口スマートインターチェンジの利用促進に努めます。

方向性2 幹線道路の整備促進に努めます

- ◆国道・県道の整備促進に協力し、持続可能なまちづくりの視点をもって、中心市街地と地域生活圏をつなぐ環状道路及び幹線道路等の整備に努めます。

方向性3 市民の移動手段を確保します

- ◆各運行事業者と連携し、路線バスやJR等の利便性向上と利用促進を図ります。
- ◆採算性の低いバス路線等の改善を図るとともに、コミュニティバス⁸⁸等、地域の実情に応じた移動手段を検証します。

方向性	重点業績評価指標（KPI）	基準値	目標値
1	都城志布志道路早期開通に向けた年間当たりの要望活動数(国、九州地方整備局、県の順)	5回、3回、4回 (2016)	5回、4回、4回 (2021)
2	道路改良事業（甲斐元通線（歌舞伎橋））進捗率（事業費ベース）	20% (2016)	100% (2021)
3	住民1人あたりの路線バス等 ⁸⁹ の年間利用回数	1.37回/年 (2016)	1.5回/年 (2021)

⁸⁸ コミュニティバス：路線バスと乗合タクシーの間を埋める小型バス等で、路線バス不便地域を運行する新乗合バスの総称

⁸⁹ 路線バス等：国、県、市の補助により維持している都城市内の乗合バス、乗合タクシーを指す。

4.12.7 中山間地域等の維持・活性化

施策の方針

- ◆重要な機能・役割を有する中山間地域等が、将来にわたって維持・活性化されるとともに、地域住民が安心して、ずっと暮らせるよう、総合的かつ横断的に取り組みます。

現状と課題

- ◆本市の全体面積の約9割を占める中山間地域等は、水源のかん養、食糧の供給等、多面的かつ公益的な機能を有し、市民の生活を守る重要な役割を果たしています。
- ◆本格的な少子高齢・人口減少社会の到来により、若年層の人口減少や地域の後継者不足等の課題が顕著で、耕作放棄地や鳥獣被害の増加に加え、住民間のつながりの希薄化、地域リーダーの負担増、各種団体の衰退、地域コミュニティの弱体化等が懸念される状況となっています。
- ◆特に、山間部の小規模集落においては、維持・存続が困難な集落が出てくるのが危惧されます。
- ◆身近な商店の閉店に伴い、高齢者等の買い物困難地域が増加し、その支援が必要です。
- ◆地域住民の生活に必要な生活サービス機能（医療、介護、福祉、買い物、公共交通、教育、燃料供給等）の維持・確保を図りながら、分散している大小様々な生活拠点をネットワークで繋ぎ、人やモノ、サービスの循環を図ることで生活を支える「コンパクト・プラス・ネットワーク」構造への転換を図る必要があります。

図表 4.12.7 都城市の獣種別被害状況の推移



出典：都城市環境森林部森林保全課



施策の方向性

方向性1 生活環境の維持・充実に必要な対策を推進します

- ◆安心して子どもを生み、育てることができ、また充実した教育を受けることができる体制・環境・仕組みづくりに取り組みます。
- ◆移住・定住を推進し、官民一体となった推進体制の整備や情報発信、移住後のフォローアップの充実等に取り組みます。
- ◆高齢者の外出意欲の向上や生きがいづくりにより中山間地域等の活性化を図ります。
- ◆農林畜産業をはじめとする各種産業の振興を図るとともに、6次産業化を推進し、中山間地域等における農林畜産業者の所得向上と経営安定を図ります。
- ◆中山間地域等が有する自然環境や歴史といった地域資源を再認識するとともに、それを磨き上げることで中山間地域等の魅力を再構築し、広く発信します。
- ◆防災対策を進め、中山間地域等における安全で安心な暮らしの提供に努めます。
- ◆買い物困難者問題の現状把握に努めるとともに、買い物困難度が高く、優先的に支援すべき重点地域に対し、都城商工会議所や各商工会、民間事業者等とも連携しながら、課題解決に向けた取組を進めます。
- ◆野生鳥獣による農作物被害を軽減し、中山間地域等における生活環境の維持を図るため、地域ぐるみの鳥獣被害対策に取り組みます。

方向性2 コンパクトなまちづくりを推進しつつ、生活拠点の維持を図ります

- ◆市内中心部を含め、分散する様々な規模の生活拠点を複合的・重層的なネットワークで形成することにより、互いに生活サービス機能を補完し、中山間地域等での生活を総合的に支える仕組みを構築します。
- ◆公共施設など既存の社会資本ストックを他の拠点施設として有効活用し、中山間地域等の生活拠点の維持・活性化を図ります。
- ◆分散する生活拠点を結ぶ地域公共交通が持続的・安定的に運行されるよう、地域住民、交通事業者、国、県等との連携のもと、バスや鉄道、タクシー、デマンド交通等、多様な移動手段の組み合わせによる地域公共交通体系の最適化を図ります。

方向性	重点業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
1	野生鳥獣による農作物被害額	18,751 千円/年 (2016)	14,063 千円/年 (2021)
2	中山間地域等におけるコミュニティバス・乗合タクシーの利用者数	11,806 人/年 (2016)	11,806 人/年 (2021)

4.13.1 戦略的な市のPRの推進

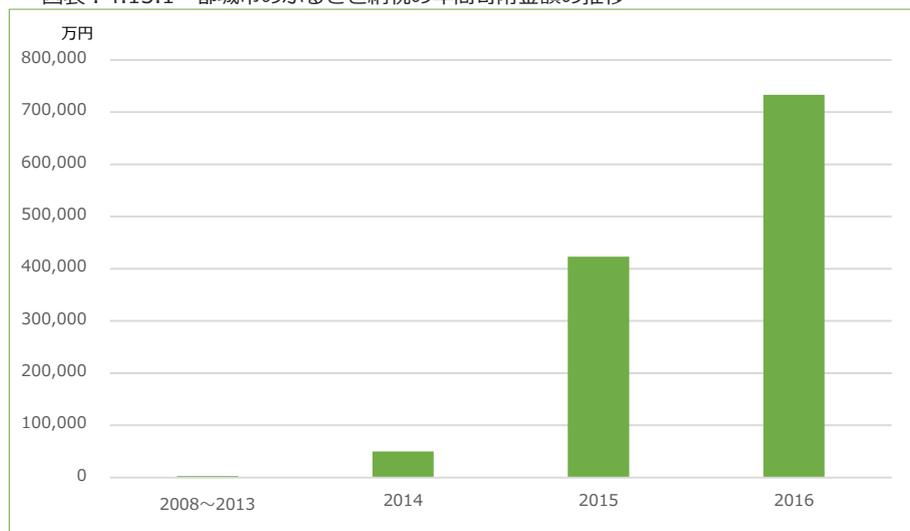
施策の方針

- ◆ 都城の強みである「肉と焼酎」にフォーカスし、ふるさと納税制度の活用をはじめ、PRロゴやキャッチコピー、ぼんちくんでイメージの定着を図りながら、都城の認知度を高めていきます。
- ◆ 認知度やイメージの向上を図りつつ、「肉と焼酎」に加え、それに続く都城の強みを創出し、戦略的に発信します。
- ◆ 「知ってもらい」・「関心を持ってもらう」取組により、磨き上げた地域資源の商品化や体系的な情報発信や提供をし、都城産の物産・商品等を購入してもらうとともに、旅行先・移住先・企業の立地先として、選ばれる自治体を目指します。

現状と課題

- ◆ 本市には、全国に誇れる素晴らしい地域資源がたくさんありますが、対外的に十分知られていないのが現状です。
- ◆ 地元の強みを活かして、本市が成長していくためには、地域の特色を再定義し、もっと都城を多くの人に知ってもらう必要があります。
- ◆ 「まちを売り込む」ことにより、人、モノ、金、情報を呼び込むことができ、地域経済の活性化はもちろん、人口減少の負のスパイラルを断ち切ることもつながります。
- ◆ 本市をこれまで以上に対外的にPRする取組を、戦略性を持って効果的に進めることにより、知名度を上げ、多くの市民がこのまちを誇りに思えるようにしていく必要があります。

図表：4.13.1 都城市のふるさと納税の年間寄附金額の推移



出典：都城市総合政策部総合政策課



施策の方向性

方向性1 地域資源を再認識し、愛郷心を醸成します

- ◆本市の様々な地域資源をブラッシュアップし、本市の強みを創造します。
- ◆本市が持つ地域資源を再認識し、市民の愛郷心を醸成します。

方向性2 都城の認知度を高め、選ばれる自治体を目指します

- ◆返礼品を肉と焼酎に特化したふるさと納税の推進を図ります。また、顧客満足度の向上に努めます。
- ◆PR ロゴ・キャッチコピー・PR キャラクターぼんちくん等の素材を積極的に活用し、統一感を持たせて効率的にPRします。
- ◆多様な媒体を活用した積極的な情報発信に努め、段階的に認知度を向上させ、選ばれる自治体を目指します。

方向性	重点業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
1	都城市フェイスブックの「いいね」数 (累計)	5,107 件 (2016)	6,000 件 (2021)
2	都城市ふるさと納税特設サイトの会員数 (累計)	14,172 人 (2016)	53,000 人 (2021)

4.13.2 観光誘客の促進

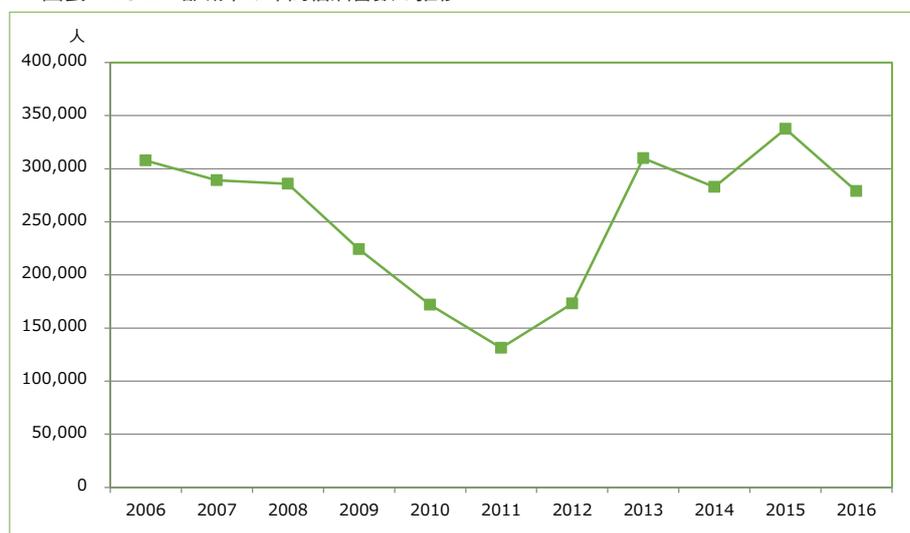
施策の方針

- ◆各地域の観光資源の有効活用を図るとともに、観光イベントの創出やスポーツ・文化合宿の誘致等を重点的に進めます。
- ◆新しい観光形態及び観光需要に対応できるように、観光資源のネットワーク化とタイムリーな情報発信に努めます。
- ◆日本一の肉と焼酎を観光資源として、誘客を図る「ミートツーリズム」を推進します。
- ◆周辺自治体と連携して、広域による観光誘客施策を推進します。

現状と課題

- ◆観光形態は団体旅行、小グループ旅行、家族旅行とも平準化しており、観光需要は周遊・見学を目的とした旅行の割合が高い一方、参加型・体験型の旅行の割合が増加傾向にあります。
- ◆観光目的で本市を訪れる外国人が増え、外国人宿泊客数は、2011（平成 23）年の 47 人から、2016（平成 28）年は 996 人と着実に増加しています。
- ◆本市には、自然や文化、歴史を活かした魅力ある観光資源のほか、キャンプ場、公園、温泉及びスポーツ施設等を所有しています。そのため、これらを有効活用して、プロスポーツ・文化合宿、文化イベント等の誘致や、観光誘客を図る必要があります。
- ◆外貨を獲得するために、県外や海外からの観光誘客を図り、経済効果を上げる必要があります。
- ◆タイムリーな観光情報を提供するとともに、観光資源のネットワーク化を図る必要があります。
- ◆インバウンド対策として外国人観光客にも対応できるよう、外国語表記の案内板設置をはじめ、受入体制の整備が必要です。
- ◆効果的な観光誘客を図るため、周辺自治体と連携して取り組む必要があります。

図表 4.13.2 都城市の年間宿泊客数の推移



出典：都城市商工観光部みやごんじょ PR 課



施策の方向性

方向性1 観光資源をネットワーク化し、情報を発信します

- ◆都城島津邸と市内にある歴史・文化資源や体験型交流と連携させた周遊ルートを創設し、観光の推進を図ります。
- ◆観光資源を目的別、季節別、地域別にデータベース化し、観光客のニーズにあわせた最新の情報を提供します。
- ◆マスメディア、観光パンフレット、インターネット等、多様な媒体を活用して情報発信します。
- ◆日本一の肉と焼酎を観光資源として情報を発信します。

方向性2 スポーツ・文化合宿、文化イベント等の誘致を推進します

- ◆県やスポーツ・文化施設、宿泊施設、旅行代理店等と連携して、プロサッカーチーム等のスポーツ合宿や大会、文化合宿、高等専門学校や大学等の学会や会議等の積極的な誘致を推進します。

方向性3 観光の基盤をソフト・ハードの両面から整備します

- ◆市民や観光協会等との協働により観光の振興に努めます。
- ◆老朽化した施設の整備、自然の色彩と調和したバリアフリー⁹⁰、外国語表記案内板の充実に取り組み、すべての人に優しいユニバーサルデザイン⁹¹に配慮した観光地づくりを進めます。

方向性4 周辺自治体と連携して観光誘客を推進します

- ◆三股町や日南・大隅地域及び環霧島会議等と連携して、観光誘客を推進します。
- ◆霧島ジオパークの世界ジオパーク認定を目指し、市民への周知広報活動、各種課題解決に取り組みます。

方向性	重点業績評価指標（KPI）	基準値	目標値
1	観光ホームページの閲覧件数（累計）	245,958 件 (2016)	285,133 件 (2021)
2	プロスポーツチーム等のキャンプ誘致件数	6 件/年 (2016)	6 件/年 (2021)
3,4	観光入込客数	1,465,762 人/年 (2016)	1,540,531 人/年 (2021)
3,4	年間宿泊客数	279,780 人/年 (2016)	294,052 人/年 (2021)

⁹⁰ **バリアフリー**：高齢者や障がい者が社会生活するうえで妨げとなっているものを取り除いて、住みやすい生活環境を実現することで、建築上の障壁のほか、社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去のこと。

⁹¹ **ユニバーサルデザイン**：空間づくりや商品のデザイン等に関して、誰もが利用しやすいデザインをはじめから取り入れておこうとする考え方のこと。

4.14.1 自然環境の保全

施策の方針

- ◆河川や地下水等の水質や水位の監視を継続し、水資源の浄化と保全、多様な生態系の保護に努めます。
- ◆環境教育の推進を図るとともに環境団体との連携や環境イベント等を通じて、自然環境保全に対する意識の向上を図ります。

現状と課題

- ◆本市には優れた水環境に育まれた多くの緑や豊かな生態系等、素晴らしい自然が残されています。これらは、良好な住環境のみならず、地域産業や経済の発展にも大きく寄与しています。
- ◆生活様式の多様化等により、河川や地下水の水質悪化や地下水量の減少といった水環境の悪化や生態系の変化、希少動植物の絶滅の危機等、良好な自然環境は失われつつあります。
- ◆自然の恵みを理解し、その再生・保全に努め、将来にわたって引き継いでいくために、環境に配慮した社会基盤の整備や社会システムの構築、環境保全の意識啓発が重要な課題です。
- ◆森林には、木材の生産機能のほか、生態系保全、土砂災害の防止、水源かん養⁹²、気候の調節等の多面的機能かつ公益的機能を有しており、今後も良好な状態を保っていくことが必要です。
- ◆農業については、農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和等に留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬等の使用等による環境負荷の低減に配慮した取組が必要です。
- ◆快適な生活環境を侵害する騒音、振動、大気汚染や悪臭等の公害問題も顕著になっています。近年の公害苦情の原因の中では、家庭生活系の公害苦情が増加傾向にあり、モラル意識の向上が必要です。
- ◆自然を教材として子どもから大人までみんなが環境について考え、活動する環境教育を更に進めていくことが重要です。

図表 4.14.1 都城盆地の硝酸態窒素濃度の環境基準⁹³超過割合（環境基準超過測点／測点数）の経年変化



出典：都城市環境森林部環境政策課

⁹² 水源かん養：森林が降雨を貯留する天然の水源としての機能をもつこと。

⁹³ 環境基準：人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、定めたもの。硝酸態窒素の地下水の水質汚濁に係る環境基準は 10mg/l



施策の方向性

方向性1 水資源の浄化と保全、生態系の保護に努めます

- ◆河川愛護等の啓発活動を通じて、生活雑排水の適正処理を推進し、河川・湖沼の浄化に努めます。
- ◆水位監視体制や硝酸態窒素⁹⁴濃度測定を継続し、現況の把握や動向の予測に努めます。
- ◆豊かな自然環境や野生動植物の生息・生育状況の把握に努め、それらの保護対策を推進します。
- ◆合併処理浄化槽設置区域における合併浄化槽の推進を図り、生活排水処理率の向上を目指します。

方向性2 人と環境を支える森林づくりを進めます

- ◆森林内の道路網の整備や間伐、伐採跡地への再生林の促進等、森林の適切な整備と保全に努めます。
- ◆企業、ボランティア団体等と市民参加の森林づくりを支援します。

方向性3 環境にやさしい農業を推進します

- ◆環境保全型農業⁹⁵を進め、エコファーマー⁹⁶の育成を図ります。
- ◆家畜排せつ物の適正管理に努めるとともに、有機質資源としての有効活用を図り、耕畜バランスのとれた循環型農業を推進します。
- ◆農業用廃プラスチック類の有効利用を促進するとともに、不法投棄や焼却等を防止するため、その適正処理を推進します。

方向性4 良好な生活環境を維持します

- ◆騒音、振動、悪臭に関する規制対象区域の見直しを行います。
- ◆公害発生の未然防止や早期発見のため、騒音や振動規制に関する啓発や公害防止の指導を行います。
- ◆国・県と連携して水質やダイオキシン等、基本的な環境の調査観測を行い、環境情報を市民に提供します。
- ◆家庭生活系の苦情に対しては、早期解決に向けて苦情発生原因の究明等、発生元への適正な指導を迅速に行います。

方向性5 環境教育を推進します

- ◆環境教育や環境イベント等を通じて啓発活動を行い、自然環境保全の意識を高め、市民一人ひとりが環境について新しい発見ができるよう努めます。

方向性	重点業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
1	硝酸態窒素濃度基準超過井戸件数率	4.8% (2016)	1.6% (2021)
2	広葉樹の植栽面積	11.33ha/年 (2016)	12ha/年 (2021)
3	環境保全型農業に取り組む事業者数 (累計)	7件 (2016)	9件 (2021)
4	ダイオキシン類に関する環境基準達成状況	0.6pg-TEQ/m ³ 以下 (2016)	0.6pg-TEQ/m ³ 以下 (2021)
5	環境まつり来場者数	3,000人 (2016)	6,000人 (2021)

⁹⁴ 硝酸態窒素：水中に含まれる硝酸塩中の窒素のことで、工場排水や生活排水の混入により増加し、地下水汚染の原因と言われている。

⁹⁵ 環境保全型農業：農薬や化学肥料の使用を抑え、自然生態系本来の力を利用して行う農業。

⁹⁶ エコファーマー：「土づくり・減化学肥料・減農薬」の3つの技術に一体的に取り組む農業者のこと。

4.14.2 循環型社会の構築

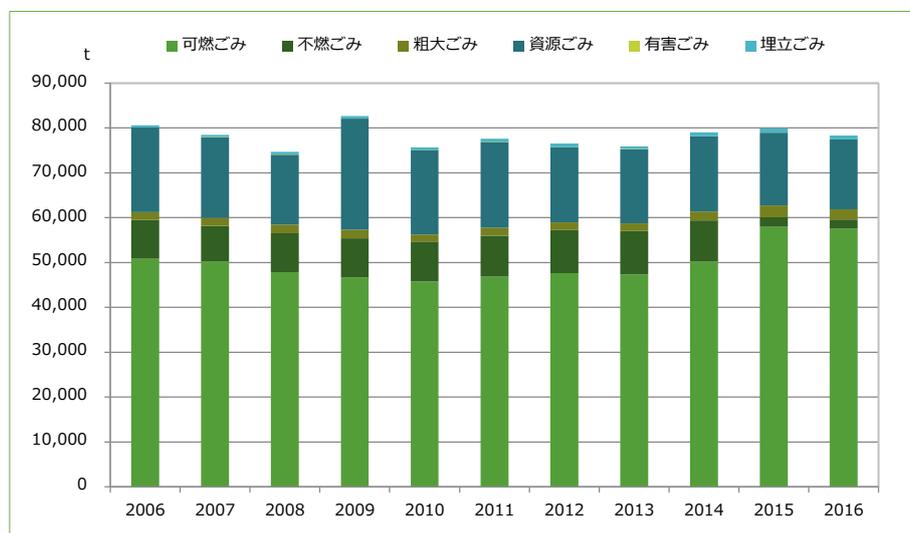
施策の方針

- ◆不法投棄の防止やごみの適正な処理に努めます。
- ◆4R⁹⁷運動やごみの再資源化を進め、ごみの減量化を図ります。

現状と課題

- ◆本市のごみ排出量は、2016（平成 28）年度実績で 78,272 t となっており、2014（平成 26）年度と比較すると僅かながら減少しているものの、高い水準で推移しています。
- ◆2016（平成 28）年度の 1 人 1 日当たりのごみ排出量は 1,280 g で、2014（平成 26）年度と比較すると、1 人当たりの排出量はほぼ横ばいで推移しています。
- ◆将来にわたって快適な生活環境を確保するためには、近年の環境問題に対する住民意識の高揚に加え、天然資源の消費量を減らし、環境負荷を少なくすることが必要です。
- ◆2015（平成 27）年 3 月からのごみ分別方法の変更に伴い、可燃ごみ量が大幅に増えていますが、その中にはダンボールやペットボトル等の資源ごみが多く含まれているため、分別の徹底が必要です。
- ◆市民・企業・行政がそれぞれの役割を認識し、協働により、ごみ減量やリサイクル活動を進め、4R 運動を推進する必要があります。
- ◆家庭から出る生ごみや食べ残し、食品の製造・流通の過程で発生する食品残渣といった削減可能な食品廃棄物が依然として多く存在しています。
- ◆更なるごみ減量を進めるために、食品廃棄物の発生を抑制するとともに、肥料や飼料等の原材料として再生利用するなど、資源としての有効利用を推進することが求められています。
- ◆廃棄物の不適正処理や粗大ごみ等の不法投棄に対する監視と指導を強化するとともに、廃家電⁹⁸と家庭系パソコンの法⁹⁹に基づいた適正処理について、市民へ周知徹底する必要があります。

図表 4.14.2 都城市のごみ排出量の推移



出典：都城市環境森林部環境施設課

⁹⁷ 4R：Refuse：ごみになるものを断る、Reduce：ごみを減らす、Reuse：繰り返し使う、Recycle：再生利用する

⁹⁸ 廃家電：テレビ、洗濯機、冷蔵庫・冷凍庫及びエアコンの家電 4 品目

⁹⁹ 法：廃棄物の処理及び清掃に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、特定家庭用機器再商品化法



施策の方向性

方向性1 ごみの減量化やリサイクルを進めます

- ◆市民・事業所・行政が連携して、新聞紙やダンボール等の紙類、空き缶類やペットボトル等の資源ごみの回収率の向上や分別の徹底を図るとともに、4 R運動を推進し、ごみの減量化に努めます。
- ◆マイバッグ運動を推進し、レジ袋の削減に努め、リサイクル製品やエコ商品の活用を促進します。
- ◆リサイクルプラザでは、燃やせないごみ、不燃性粗大ごみ等の破碎選別処理を適正に行い、鉄・アルミの資源化に努めます。
- ◆さいせい館では、地域から地球環境まで、市民が楽しみながら学習・体験・活動できる場として、4 R運動の啓発活動を実践します。

方向性2 廃棄物の適正な処理に努めます

- ◆不法投棄箇所への看板設置、広報紙による啓発活動及び環境監視員による不法投棄パトロールの実践に努め、不法投棄防止対策を進めます。
- ◆クリーンセンター、リサイクルプラザ及び最終処分場の効果的かつ計画的な処理体制及び効率的な収集体制の整備に努めます。

方向性	重点業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
1	ごみの排出量	78,272 t/年 (2016)	76,957 t/年 (2021)
2	不法投棄に関する公害苦情件数	105 件/年 (2016)	84 件/年 (2021)

4.14.3 低炭素社会の構築

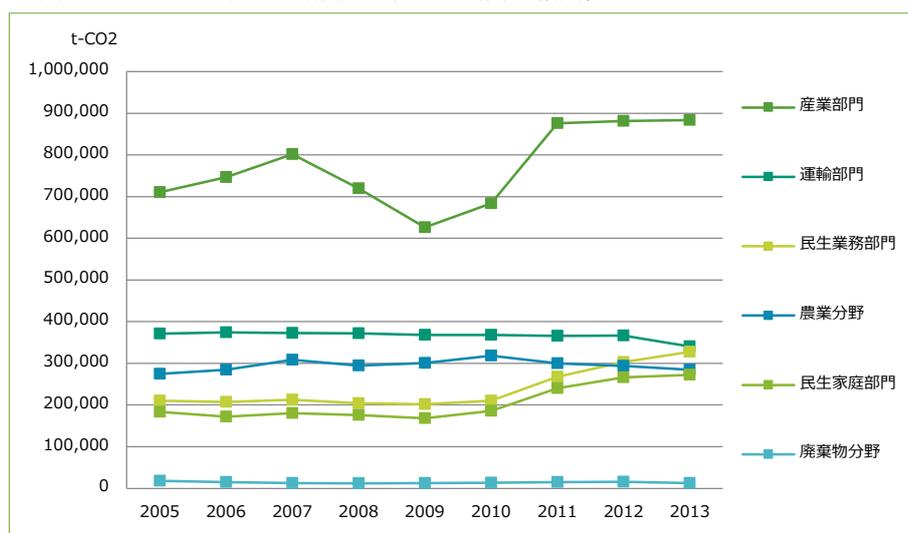
施策の方針

- ◆太陽光発電や地域の産業活動と調和したバイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーの導入と省エネルギー対策の推進を図り、低炭素社会の構築に取り組みます。

現状と課題

- ◆本市においては、2013（平成 25）年における温室効果ガスの総排出量は 2,122 千 t-CO₂ であり、1990（平成 2）年に比べ、約 12%増加している状況です。
- ◆2013（平成 25）年度の排出量を各部門別にみると、オフィス等の「業務その他部門」と「家庭部門」からの温室効果ガス排出量が特に増加しており、更なる省エネルギー対策の推進が必要です。
- ◆クリーンセンターでは、ごみ処理に伴い生じる熱エネルギーを積極的に活用するサーマルリサイクル¹⁰⁰を進めており、資源の有効活用と併せて、地球温暖化対策に寄与しているところです。
- ◆地球温暖化対策については、その取組が急務となっていることから、市庁舎、学校施設等の再生可能エネルギーや省エネルギー対策の取組を進めています。
- ◆木質バイオマス発電の推進については、農林畜産業の振興等地域で確立された経済及び環境の好循環が維持されるように配慮する必要があります。

図表 4.14.3 都城市の温室効果ガス排出量の推移（概算）



出典：都城市環境森林部環境政策課

¹⁰⁰ サーマルリサイクル：廃棄物を熱源として発電等に利用するリサイクルの一つ。



施策の方向性

方向性1 省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの普及に努めます

- ◆省エネルギー対策の事例や効果等の情報提供を行い、省エネルギー対策の普及啓発に努めます。
- ◆再生可能エネルギーの導入意義や、補助制度などに関する情報提供を行い、導入に向けた普及啓発を促進します。
- ◆公共施設における再生可能エネルギーの率先導入に努めます。
- ◆木質バイオマスについては、地域循環社会への影響がないように対応します。
- ◆クリーンセンターにおいては、ごみ処理に伴って生じる熱エネルギーを積極的に活用するサーマルリサイクルを進めます。

方向性2 環境に配慮した取組みを推進します

- ◆市独自の環境マネジメントシステムを運用し、その定着を図るとともに、一般家庭や事業所、工場等へ地球温暖化対策の啓発に努めます。

方向性	重点業績評価指標（KPI）	基準値	目標値
1	バイオマス・廃棄物利用エネルギー施設数（累計）	5件 (2016)	8件 (2021)
2	都城市の温室効果ガス排出量	2,122,075t-CO2 (2013※)	1,863,182t-CO2 (2021)

※国の地球温暖化対策計画の基準年度と同年度

4.15.1 広域連携の推進

施策の方針

- ◆広域連携を推進し、圏域全体として住民生活に必要な行政サービスの提供に努めるとともに、圏域の地域資源を活用して、産業や文化の振興を図ります。

現状と課題

- ◆広域交通ネットワークの発達等に伴い、市民の生活圏や経済圏は既存の行政区域を越えて広がっています。これに伴い、市民の意識や関心の範囲もより広域的となり、行政に対する要請も多様化、高度化しています。
- ◆本格的な少子高齢・人口減少社会の到来等により、財政状況は一層厳しくなり、単独の自治体だけで現行の行政サービスを維持することが困難になることが予想されます。
- ◆広域的視点に立って関係市町と連携することにより、圏域住民の生活に必要な機能を維持するとともに、圏域の地域資源を活用し、産業や文化の振興を図る必要があります。

図表 4.15.1 主な協議会等の設置状況（2017（平成 29）年 12 月現在）

設置年月日	協議会等の名称（構成市町）	設置目的
1994.8.30	吉都線利用促進協議会（湧水町、高原町、小林市、都城市、えびの市）	J R 吉都線沿線自治体の地域産業振興と活性化、同線の持続的な発展と観光列車の誘致
2006.1.1	都城・三股広域行政推進協議会（都城市、三股町）	地域住民の福祉の向上
2007.11.9	環霧島会議（都城市、高原町、小林市、えびの市、湧水町、霧島市、曾於市）	霧島山を取り巻く自治体間の連携による地域活性化
2008.7.9	都城広域定住自立圏構想協議会（都城市、三股町、曾於市、志布志市）	都城広域定住自立圏構想 ¹⁰¹ の推進
2008.10.14	霧島ジオパーク推進連絡協議会（霧島市、曾於市、都城市、小林市、えびの市、高原町）	霧島山を取り巻く市町の連携による地域社会の活性化
2016.2.22	宮崎県南部地域大規模災害対策連携推進協議会（宮崎市、日南市、串間市、都城市、小林市、えびの市、三股町、高原町、国富町、綾町）	大規模災害発生に備えた宮崎県南部地域の自治体間連携及び各種取組の推進

出典：宮根性氏総合政策部総合政策課

¹⁰¹ 定住自立圏構想：総務省が推進する施策で、一定の都市機能を持った中心市と、それと近接し経済や文化等で密接につながりを持つ関係市町村が、集約とネットワークの考え方に基づき、互いに連携協力して、圏域全体の活性化を図ることを目的としたもの。



施策の方向性

方向性 1 広域連携を推進します

- ◆広域的な視点で、住民生活に必要な行政サービスの提供に努めます。
- ◆観光や環境、防災等、県境を越えた幅広い連携を図ります。
- ◆市町の枠を越えた広域での地域資源の活用・事業化を図り、広域的な活力を創造します。
- ◆広域的な視点で市民が安心して暮らせる地域を形成するための施策を推進します。

方向性	重点業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
1	消防団広域連携訓練の実施	1回/年 (2016)	1回/年 (2018~2021)

5 行政経営の基本姿勢 **～行政経営分野**

5.16 創造性あふれる人材育成と政策推進力の強化

5.16.1 創造性あふれる人材育成と政策推進力の強化

5.17 地域資源を最大限に活用した行政経営

5.17.1 地域資源を最大限に活用した行政経営

5.18 行政サービスの高質化と効率化

5.18.1 行政サービスの高質化と効率化

5.18.2 開かれた行政の推進

5.16.1 創造性あふれる人材育成と政策推進力の強化

施策の方針

- ◆部門間の政策連携の強化を図るとともに、企業等と連携して、政策推進力の強化に取り組みます。
- ◆職員の育成に長期的視点に立って取り組むとともに、人事評価制度の適正な運用に努めます。

現状と課題

- ◆多様化・高度化する市民ニーズや課題に対し、行政のみで対応することは、今後ますます厳しい状況になることが予想されるため、企業等の持つノウハウ等を活用して課題解決を図る必要があります。
- ◆職員は、職種や役職等を問わず、市民の立場に立ち、柔軟な発想や豊富な知識、技術等を持って困難な課題に果敢に取り組む必要があります。

図表 5.16.1 都城市と包括連携協定を締結した企業等

2015.3.20	株式会社宮崎銀行
2015.11.10	霧島酒造株式会社
2016.8.19	ヤマト運輸株式会社 宮崎主管支店
2016.8.19	宮崎日日新聞宮日会 都城・北諸支部
2016.9.26	学校法人南九州学園
2016.10.5	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
2016.10.28	株式会社ソラシドエア
2016.10.31	第一生命保険株式会社 宮崎支社
2017.2.22	独立行政法人国立高等専門学校機構 都城工業高等専門学校
2017.5.19	学校法人日本体育大学
2017.10.6	MUKASA-HUB
2017.3.26	株式会社 ANA 総合研究所

出典：都城市総合政策部総合政策課



施策の方向性

方向性1 政策推進力を強化します

- ◆生じる課題や目標に対して、臨機応変かつ効率的に対応できる組織体制を構築するとともに、既存の部門を超えたプロジェクトチームを柔軟に設置できる体制を整えます。
- ◆企業等と様々な分野において連携を強化し、企業等のノウハウ等を活用することにより、市民サービスの向上と地域経済の活性化を図ります。

方向性2 長期的視点に立った人材を育成します

- ◆国・県との連携を強化し、人事交流や職員派遣を実施します。
- ◆民間企業等からの人材やアドバイスを受け入れ、外部からの視点を活かした新たな価値観や企画形成、さらには意識の醸成を図ります。
- ◆職員が職務を通じて発揮した能力や業績を的確に把握し評価することで、職務行動の改善・能力開発の推進・目的達成意識の向上等を図り、人材育成及び組織の活性化を図ります。

方向性	重点業績評価指標（KPI）	基準値	目標値
1	包括連携協定を締結した団体数（累計）	12 団体 (2014～2017)	6 団体 (2018～2021)
2	政策立案能力向上研修の受講対象者の経過年数の引き下げ	採用後 12～14 年 (2016)	採用後 8 年 (2021)

5.17.1 地域資源を最大限に活用した行政経営

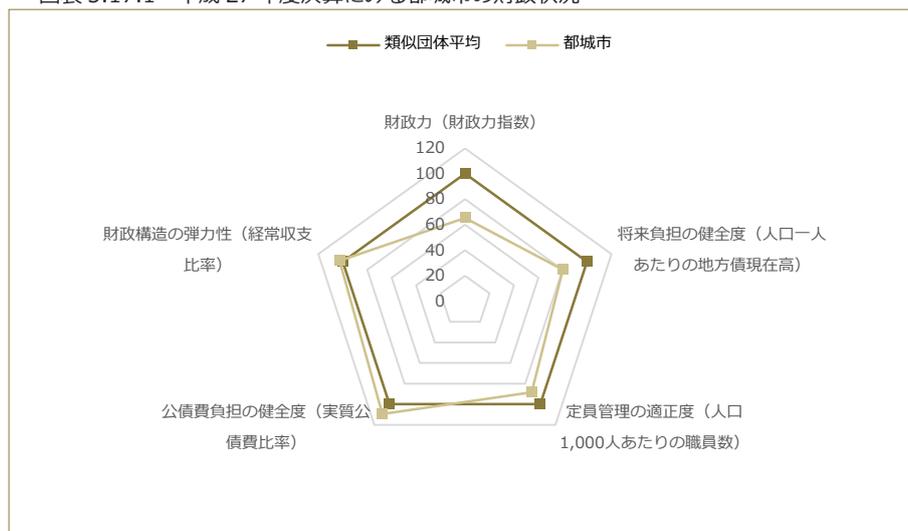
施策の方針

- ◆本格的な少子高齢・人口減少社会が到来するなか、将来にわたって安定した行政サービスを提供していくために、中長期的な視点のもとに、職員一人ひとりが明確なコスト意識を持ち、行政経費の節減に努め、持続可能な行財政運営を行います。
- ◆新規事業を実施する場合には、既存事業のスクラップ&ビルドを行う等、「選択と集中」に取り組みます。

現状と課題

- ◆地方財政は、社会保障関係経費の自然増や公債費が高い水準で推移すること等により、経費全般について徹底した節減合理化に努めてもなお、大幅な財源不足が生じると見込まれています。
- ◆本市では、積極的な繰上償還の実施による市債残高の減少や歳入先行の予算編成である枠配分方式の導入等の取組により、財政指標は好転しているものの、高齢化等による扶助費¹⁰²の伸びや、公共施設の老朽化に伴う維持管理経費の増加、地方交付税の合併算定替増額分の段階的な縮減により、財政状況は厳しい状況です。
- ◆健全な財政運営のためにも、将来人口を見据えた公共施設を含む市有財産の適正な管理を推進するとともに、自主財源を公平、適正かつ効率的に確保していくことが必要です。

図表 5.17.1 平成 27 年度決算にみる都城市の財政状況



出典：都城市総合政策部財政課

¹⁰² 扶助費：社会保障制度として、市が各種法令に基づいて実施する給付や、市単独の各種扶助に要する経費



施策の方向性

方向性1 戦略的な財政運営を推進します

- ◆官と民との役割を明確にし、民間活力を積極的に活用するとともに、すべての事業をゼロベースで見直しつつ、重点的かつ効率的な予算の配分に努めることにより、選択と集中による効果的な施策を推進します。
- ◆自立的で持続可能な財政運営を行うため、市税や地方交付税等の経常的な歳入から見込まれる一般財源に見合った財源の枠配分による予算編成を行います。
- ◆課税システムの活用による効率的な課税や口座振替納税、コンビニ納付の推進、さらに夜間納税相談日の開設等納付しやすい環境づくりを進めるとともに、滞納整理等収納率の向上に努め、自主財源の安定的な確保を図ります。
- ◆施設使用料等の見直しや未利用の普通財産等の処分を進めます。
- ◆弾力的な財政運営のため、投資的事業費¹⁰³の適正管理や計画的な繰上償還を進め、積極的な公債費の抑制に取り組みます。
- ◆広告収入やふるさと納税寄附金等の新たな自主財源の確保に努めます。

方向性2 公共施設等の適正化を図ります

- ◆公共施設マネジメント¹⁰⁴に取り組み、公共施設等の質的・量的な適正化を図ります。

方向性3 財政の透明化を進めます

- ◆市民に分かりやすい財務情報を開示します。市の財政状況を公表するとともに、類似団体との主要財政指標等の比較分析を行い、本市の状況をより明らかにします。
- ◆固定資産台帳の整備を行い、地方公会計を推進します。

方向性	重点業績評価指標（KPI）	基準値	目標値
1	地方債残高の縮減（全会計）	1,100.4 億円 (2016)	1,100.4 億円以下 (2021)
2	公共施設等総合管理計画に基づく公共施設等の集約・複合・転用等の活用件数（累計）	- (2016)	4 件 (2018～2021)
3	市の財政状況の公表	2 回/年 (2016)	2 回/年 (2018～2021)

¹⁰³ 投資的事業費：道路、公園、その他の箱物等の社会資本の整備事業費のこと。

¹⁰⁴ 公共施設マネジメント：本市が保有する公共施設等を「資産」として捉え、現状や課題の把握、維持管理・更新等のあり方について、総合的かつ経営的な管理運営を目指す取組。

5.18.1 行政サービスの高質化と効率化

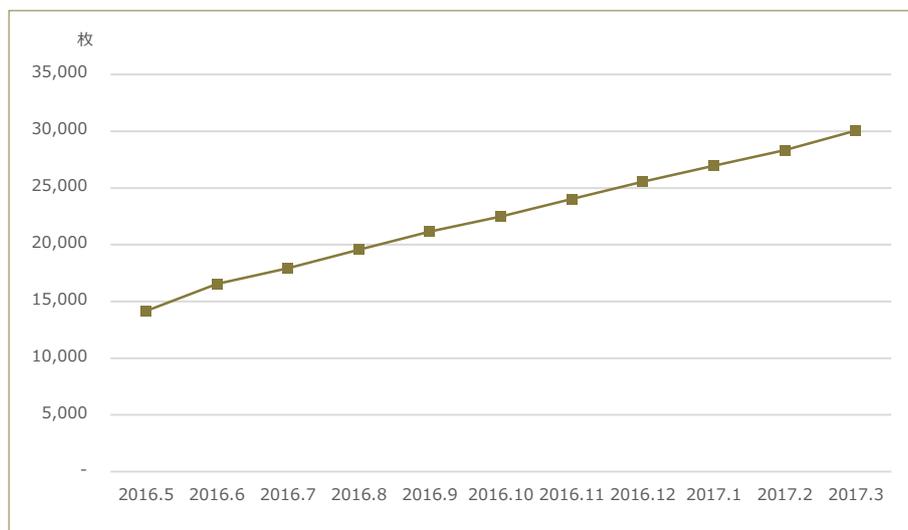
施策の方針

- ◆地域経済の好循環と交流人口の増大を図るために、対外的情報発信力の強化を推進するとともに、迅速・丁寧な行政サービスの提供に取り組み、市民満足度の向上を実現します。
- ◆施策の評価マネジメントに取り組み、事務処理のより一層の効率化や事務事業のスクラップ&ビルド、組織・機構の最適化や定員の適正化を図ります。
- ◆マイナンバーカードの活用をはじめ、新たなIT技術等の導入や民間活力の有効活用を進めます。
- ◆第3セクター等の経営効率化を推進します。

現状と課題

- ◆本市では、行財政改革大綱¹⁰⁵を策定し、「活力あるまちづくりの推進」と「市民満足度の高い行政サービスの提供」を目的として、市町村合併によるスケールメリット等を最大限に活かした行財政改革を進めてきました。
- ◆少子高齢・人口減少が大きな社会問題となっている中、必要な都市機能や行政サービスを提供し続けるためには、引き続き行財政改革を推進するとともに、市民の生活の豊かさを将来にわたって確保し、次世代に確実に繋ぐことが重要です。

図表 5.18.1 マイナンバーカードの交付枚数（累計）の推移



出典：地方公共団体情報システム機構（J-LIS）

¹⁰⁵ 行財政改革大綱：「都城市第2次行財政改革大綱」に引き続き、「活力ある都城を次世代に確実に繋ぐための創造的な行財政運営の推進」を基本理念として、2016（平成28）年5月に「都城市第3次行財政改革大綱」を策定した。計画期間は、2016（平成28）年度から2020年度までの5年間。



施策の方向性

方向性1 市民満足度を向上します

- ◆市民ニーズに即して、最少の経費で最大の効果が得られるよう、広く市民からの声を集約し、的確に施策に反映する体制を構築します。
- ◆職員が、意欲を持って、様々な発想や工夫に取り組むとともに、知識や知恵を活かして、効率的かつ効果的な市民サービスの提供が可能となるよう取り組みます。
- ◆市民サービスの向上を図るため、職員の接遇向上に取り組みます。

方向性2 事務事業を最適化します

- ◆事業の必要性や費用対効果を適切に評価し、見直すための仕組みを構築するとともに、それらの評価検証を踏まえ、事務処理の効率化を推進することで、事務事業の最適化を図り、施策自体の質を高めます。
- ◆第3セクター等に対し、自助努力を基本とした経営改善の取組を促し、適切な指導監督に努めます。

方向性3 新たなIT技術や民間活力を有効活用します

- ◆マイナンバーカードの活用をはじめ、新たなIT技術等を活用して、先見性のある取組を推進します。
- ◆費用対効果や、市民サービスの向上、地域の雇用創出、民間でできることは民間へといった観点から、民間活力の有効活用を進めます。

方向性	重点業績評価指標（KPI）	基準値	目標値
1	モニタリング ¹⁰⁶ 評価達成率	80.7% (2016)	85.0%以上 (2020)※
2	外部評価委員による第2次都城市総合計画（総合戦略）の評価検証	- (2016)	100% (2018～2021)
3	マイナンバーカードの交付枚数（累計）	30,065 枚 (2016)	65,840 枚 (2021)

※「都城市第3次行財政改革大綱」（計画期間は2016年から2020年度までの5年間）の目標値

¹⁰⁶ **モニタリング**：覆面調査員による電話応対、窓口対応に対する来庁者の多い本館1、2階の職員の接遇に関する満足度のこと。

5.18.2 開かれた行政の推進

施策の方針

- ◆市民の政治への参画意識を高め、投票率の向上や選挙違反のない明るい選挙を推進します。
- ◆積極的に情報を公開するとともに、行政文書の適切な管理に努めます。
- ◆パブリックコメント¹⁰⁷制度や広聴制度等を有効活用し、市民の声を行政に反映させます。
- ◆市民のニーズを行政に活かすため、情報通信技術（ICT）等を活用して市民意識の把握に努めるとともに、寄せられた意見に対して迅速かつ的確に対応できる体制整備を図ります

現状と課題

- ◆地方分権が進展する中、開かれた行政を実現するためには、公明かつ適正な選挙や開かれた議会運営、さらに積極的な情報公開と行政への市民参画が必要です。
- ◆選挙は、市民が政治に参加する大切な機会ですが、近年の各選挙における投票率は低下傾向にあり、特に若い世代の投票率が低いことが懸念されています。そのため、投票率向上に取り組む必要があります。
- ◆政治に対する関心は低下傾向にあり、今後も、市民生活と政治との関わりについての啓発を推進するとともに、開かれた議会の運営に継続して取り組む必要があります。
- ◆インターネット等の普及により、誰でも気軽に意見等を言える環境が整いつつあります。そのため、寄せられた意見に対して、迅速かつ的確に対応する必要があります。
- ◆行政に対する理解と信頼を深めるため、情報公開の推進と適正文書管理を行うとともに、市民の意見を行政に反映させるために、パブリックコメント制度等の活用を図る必要があります。
- ◆ICT を積極的に、効果的に活用して、行政情報や集中豪雨や地震等の突発的な災害時に、迅速で正確な情報を発信し、市民サービスの向上を図ることが必要です。

図表 5.18.2 情報公開等請求件数の推移



出典：都城市総務部総務課

¹⁰⁷ パブリックコメント：政策の案を広く市民に公表し、意見募集を行い、政策に反映させる手続き



施策の方向性

方向性 1 明るい選挙を推進します

- ◆投票率向上のため、移動期日前投票所の開設、商業施設での期日前投票所の閉鎖時刻の繰下げやコミュニティバス無料化等、より投票しやすい環境づくりに努めます。
- ◆市民が主権者としての自覚を持ち、進んで投票に参加し、選挙が公正かつ適正に行われるように、あらゆる機会を通してその重要性や仕組みについて啓発に努めます。

方向性 2 情報公開を推進します

- ◆市民が行政の情報を得やすくするため、情報公開コーナーの充実を図るとともに、情報公開制度の周知に努めます。
- ◆情報公開に速やかに対応できるよう行政文書¹⁰⁸の適切な管理を行うとともに、歴史的文書や学術的・文化的価値のある文書の保存に努めます。

方向性 3 広聴機能の充実を図り、市民の声を行政に反映させます

- ◆寄せられる市民からの意見に対し、電子メール等で迅速に回答するとともに、「よくある問い合わせ」として事例を掲載するなど、インターネットの効果的活用を図ります。
- ◆市民意識調査（ふれあいアンケート）、市長への手紙、各種座談会を開催し、多様化する市民ニーズを的確に把握するよう努めます。
- ◆市民相談室等により、市民の問題解決を支援するとともに、市民の意見が行政に反映されるよう努めます。
- ◆市の各種計画等の策定に当たっては、市民の策定委員等への参加・参画を進めるとともに、パブリックコメント制度等の積極的な活用を図り、市民の声を行政に反映させます。

方向性 4 広報の活動を進めます

- ◆広報紙を通じて市民と行政が情報交換を行う「提案型」として充実させることで、市民と行政が向き合いながらまちづくりに取り組める環境づくりを進めます。
- ◆地域に密着したケーブルテレビやコミュニティ FM 等を引き続き積極的に活用するとともに、各報道機関と連携したパブリシティ¹⁰⁹の拡充を図ります。
- ◆ホームページ等により市民に密着した情報や防災情報等を発信します。また、ホームページを充実させることで、市民と行政が互いに協力して課題解決できる環境の充実を図ります。

方向性	重点業績評価指標（KPI）	基準値	目標値
1	投票所の統廃合を実施した地区のうち移動期日前投票所を開設した地区	0 地区 (2016)	2 地区 (2021)
2	行政文書の適正管理点検基準を達成した課の割合	27.4% (2016)	100% (2021)
3	相談事案の期限内回答率(市民相談カード 2 週間以内、メール・ホームページ等 1 週間以内)	88% (2016)	90% (2018~2021)
4	市ホームページを見て「役に立った」とアンケートで回答した人の割合	69% (2016)	75% (2021)

¹⁰⁸ 行政文書：市職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、市職員が組織的に用いるものとして、市が保有しているもの。

¹⁰⁹ パブリシティ：新聞やテレビ等、市民への影響力が大きい報道機関を通じた情報発信のこと。

資料



■ 策定までの経過

年月	庁内体制	市民参画
2016年 5月	総合計画策定担当者、リーダー選任	市民意識調査（ふれあいアンケート） 議会運営協議会へ説明
6月	庁議（総合計画策定方針） 庁内説明会	議会運営協議会へ説明 高校生アンケート
7月	第1回リーダー会議	まちづくり協議会会長との意見交換会
8月	第2回リーダー会議	第1回市民委員会（全体）
9月		第2回市民委員会（分野別）
10月	第3回リーダー会議	
11月		第3回市民委員会（分野別）
12月	第4回リーダー会議	
2017年 1月		第4回市民委員会（分野別）
2月	第5回リーダー会議 庁議（基本構想案）	第5回市民委員会（分野別）
3月	全員協議会（策定状況）	第6回市民委員会（分野別）
4月	庁議（基本構想案のパブリックコメントの実施及び総合計画審議会への諮問）	パブリックコメント（基本構想案）
5月		第1回総合計画審議会（基本構想案の諮問）
6月		第2回総合計画審議会
7月		第3回総合計画審議会 基本構想案に対する答申
8月	庁議（基本構想）	
9月	市議会へ基本構想議案提出 庁議（総合戦略案のパブリックコメントの実施及び総合計画審議会への諮問）	
10月	基本構想の議決	パブリックコメント（総合戦略案） 第4回総合計画審議会（総合戦略案の諮問）
12月		第5回総合計画審議会 総合戦略案に対する答申
2018年 2月	庁議（総合戦略）	
3月	全員協議会（総合戦略） 基本構想、総合戦略の公表	

■ 委員名簿

(平成 29 年 12 月現在、順不同、敬称略)

(◎は会長)

氏名	役職
◎谷田貝 孝	宮崎大学地域資源創成学部教授
宮内 孝	南九州大学人間発達学部教授
桑原 裕史	都城工業高等専門学校校長
鈴木 彰一	国土交通省九州地方整備局宮崎河川国道事務所所長
押川 晶	宮崎県北諸県農林振興局局長
野中 和弘	宮崎県都城土木事務所所長
下森 康玄	都城商工会議所副会頭
久保 順一	都城農業協同組合代表理事組合長
飯田 正幸	都城市北諸県郡医師会会長
島津 久友	都城市社会福祉協議会会長
坂元 晃	自治公民館連絡協議会会長
馬籠 英男	都城市高齢者クラブ連合会会長
崎田 とみ子	志和池地区民生委員児童委員協議会会長
白水 真由美	宮崎県子ども育成連絡協議会専門委員
甲斐 紀好	都城市 P T A 連絡協議会副会長

■ 諮問

都 総 政 第 723 号
平成 29 年 10 月 11 日

都 城 市 総 合 計 画 審 議 会 会 長 様

都 城 市 長 池 田 宣 永

第 2 次 都 城 市 総 合 計 画 (総 合 戦 略) に つ い て (諮 問)

都 城 市 総 合 計 画 審 議 会 条 例 第 2 条 の 規 定 に 基 づ き、 第 2 次 都 城 市 総 合 計 画 (総 合 戦 略) に つ い て、 別 紙 (案) を 添 え て 諮 問 し ま す。

■ 答申

平成 29 年 12 月 25 日

都城市長 池田 宜永 様

都城市総合計画審議会
会長 谷田貝 孝

第 2 次都城市総合計画（総合戦略）（案）について（答申）

平成 29 年 10 月 11 日付け都総政第 723 号で諮問を受けたこのことについて、下記のとおり答申します。

記

第 2 次都城市総合計画（総合戦略）（案）（以下「総合戦略（案）」という。）は、先に策定した第 2 次都城市総合計画（基本構想）に掲げる都市目標像実現のために、本市が重点的に取り組む施策をはじめ、総合的に展開する施策や目標等を定め、市全体で共有し、市民、企業、団体等と協力・連携を図りながら行政を運営することをねらいとしたものです。

今回、諮問された総合戦略（案）について、本審議会で慎重に審議した結果、各種施策が体系的に組み立てられており、その内容は概ね妥当なものと認めます。

今後は、これらの施策を着実に推進するとともに、評価検証を行いながら、今後の諸情勢の変化にも適切に対応されることを要望します。

なお、審議の過程で各委員から出された意見等は、別紙のとおりですので、これらの意見等を十分に尊重されるよう併せて要望します。

■ 主な意見・提案

都城市総合計画審議会では出された主な意見・提案は次のとおりです。

しごと

「地の利を活かして雇用を創る」ための意見・提案

企業立地

- ◆雇用創出が見込まれる企業立地を進められるよう、関係機関との連携強化に努め、企業立地活動の強化やトータルサポート体制の構築に取り組まれない。

地域産業

- ◆農業担い手の高齢化や後継者不足により、農業従事者が減少し、耕作放棄地も増えている。担い手の確保に加え、耕作放棄地の解消にも積極的に取り組まれない。
- ◆近年、志布志港から丸太の出荷量が伸びてきているが、所得拡大を図るために、企業と関係機関との共同研究支援等、商品の高付加価値化に関する支援策に取り組まれない。
- ◆所有者不明林地が増えてきているため、環境森林税の活用や林地台帳の整備による林地所有者の明確化に取り組まれない。
- ◆商工業において後継者不足が叫ばれる中、事業承継や若者の創業支援に積極的に取り組まれない。
- ◆地元の高等教育機関の知見や研究成果を地域に還元することにより、地域社会の発展につながるよう、必要な支援策を講じられたい。

移住・UJ

- ◆移住施策については、移住希望者のみならず、地元住民の理解が重要であるため、幅広い情報発信に取り組まれない。

女性活躍

- ◆女性活躍・ワークライフバランスは世間的に広く言われるようになってきている。これらについても積極的に取り組まれない。

くらし 「命とくらしを守る」ための意見・提案

災害

- ◆都城市は、南海トラフ巨大地震等、大規模災害発時の後方支援拠点としての重要な機能を担っている。迅速に対応できるよう必要な対策を講じられたい。

医療・福祉

- ◆高齢者が、健康で自分らしい生活ができるよう、健康づくりや生きがいづくりにつながる施策に取り組みたい。
- ◆心の病、肥満、生活習慣病等を解消するため、心と体の健康づくりに取り組みたい。

子育て支援

- ◆結婚・出産・子育て支援については、市だけではなく、関係機関と連携し、効果をさらに高められるよう取り組みたい。

交通安全

- ◆飲酒運転が後を絶たない状況となっているため、飲酒運転に対する意識啓発及びマナー向上に積極的に取り組みたい。

ひと 「人間力あふれるひとを育む」ための意見・提案

教育

- ◆学力向上を図るため、必要な人員配置、豊かな心を育む生徒指導の充実等を図られたい。さらに、障がいを持つ子どもへの合理的配慮の充実を図るため、必要な人員配置を図られたい。
- ◆学校教育を充実するため、学習に集中できる環境整備に取り組みたい。
- ◆学生が高等教育機関への進学を断念する理由のひとつとして、経済的な負担がある。経済的な負担を軽減する取組も必要ではないか。
- ◆図書館の役割として情報・知識・教養の“提供”に加え、地域独自の貴重な本や記録の収集に取り組みとともに、広域的な図書サービスが受けられるよう県立図書館等と連携を図られたい。

スポーツ

- ◆宮崎県立陸上競技場の整備を契機とし、スポーツ合宿の誘致、アスリートや審判員等の育成、スポーツ競技人口の拡大、利用促進に向けた施策等、計画的に取り組みたい。

国際交流

- ◆学校や企業等と連携して、ホストタウンの推進事業に取り組み、国際交流を推進されたい。

協働

- ◆協働を進めるために、地域が抱える課題を地域が解決するという考え方が、今後、重要となってくる。市内 15 地区のまちづくり協議会をまとめる組織を立ち上げて連携することが、地域の飛躍的な発展につながるのではないか。

まち

「圏域の中心としての魅力を築く」ための意見・提案

公共交通

- ◆少子高齢・人口減少社会において、バス等の公共交通機関は、中山間地域等のみならず中心市街地でも、市民の移動手段として重要である。交通体系の確保に取り組まれない。

対外的 PR

- ◆都市圏への市の PR に関する取り組みについて、都城市民にもしっかりと周知されたい。

環境保全

- ◆ごみ減量も重要であるが、水質改善にも積極的に取り組まれない。

行政経営

に関する意見・提案

人材育成

- ◆政策推進力を高めるためには、人材育成は重要である。スキルアップを図るために、職員が積極的に挑戦することに対し、必要な支援をしていただきたい。

開かれた行政

- ◆開かれた行政を推進するために、パブリックコメント制度のほか、子どもや若者から意見を聴取する仕組みや、各種審議会委員の公募枠拡大についても検討されたい。

主権者教育

- ◆選挙権が 18 歳まで引き下げられている中、若者の政治参加意識を高めるため、主権者教育はとても重要である。

成果指標

- ◆重要業績評価指標（KPI）は、わかりやすく、施策の成果を現したものを設定されたい。また、実現可能でできるだけ高い目標をを設定し、目標達成に向けて取り組まれない。

■ 委員名簿

(2017(平成29)年3月現在、順不同、敬称略)

(◎は会長、○は副会長)

ひとを育て、まちを創る分野

氏名	役職
◎宮内 孝	南九州大学人間発達学部子ども教育学科教授
平井 泉	NPO法人宮崎県防災士ネットワーク都城支部都城支部長
中西 徹博	一般社団法人都城芸術文化協会会長
川本 翰治	おかげ祭り振興会会長
稲森 恵美子	霧島酒造株式会社(都城市環境まつり協力企業)
坂元 和雄	都城市地区社会福祉協議会連絡協議会会長
岩井 沙弥花	都城市認定こども園協会会長
倉山 幸一	都城市障害者団体連絡協議会会長
中野 光治	都城市北諸県郡医師会事務長
河野 恵利子	宮崎県建築士会都城支部
新穂 美代子	中霧島小学校運営協議会会長
鶴田 輝夫	一般財団法人都城市体育協会副会長
吉川 萌江	公募
犬塚 治憲	公募
安富 健二	公募

地の利を活かし、産業を伸ばす分野

氏名	役職
○谷田貝 孝	国立大学法人宮崎大学地域資源創成学部教授
肥後 勇	都城公共職業安定所所長
中原 公美	都城商工会議所
柳田 力男	都城森林組合参事
久留 雅博	都城市認定農業者等協議会会長
岡元 孝仁	Seed(都城生産者コネクション)代表
窪田 祐一	一般社団法人宮崎県工業会
久保 秀夫	一般社団法人霧島工業クラブ理事
野口 和宏	宮崎県中小企業家同友会きりしま支部代表幹事
高野 美也子	南九州税理士会都城支部会員
星原 英樹	公益社団法人都城青年会議所
五代 梨紗	一般社団法人都城観光協会副理事長
堀口 伸昭	公募
橋本 隆一	公募
石川 めぐみ	公募

■ 主な意見

第2次都城市総合計画策定市民委員会である「ひとを育て、まちを創る分野会議」と「地の利を活かし、産業を伸ばす分野会議」で出された課題や意見等は、次のとおりです。

しごと

「地の利を活かして雇用を創る」ための意見・提案

企業立地

- ◆人材はいても仕事がないのが現状。これでは、いくら育成しても県外に流出するだけである。事務系の企業や工業系の高校や高専のようなモノづくりに関わる企業をもっと立地すべき。
- ◆地の利を活かした物流だけが声高に叫ばれるが、もっと地元の高専や高専・大学の人材を活かせるような企業の立地を進める必要がある。
- ◆企業を立地するためには、具体的な戦略性を持って取り組むべきである。
- ◆企業立地では、他県他市と差別化していくために、基本施策のプラスαが必要ではないか。
- ◆都城市も、立地や人件費が安いということばかりでなく、人手不足の中で、高等教育機関からも人材の確保がしやすい点をアピールできないか。
- ◆法人税を納付している企業は3割に満たない。法人税を納付している企業に、金銭的な優遇措置だけでなく、従業員が都城に住みやすくなる仕組があれば、県外の優秀な企業が誘致しやすくなるのではないか。
- ◆安定生産、安定供給確保の観点から、新たな拠点を探している企業も増えてきている。BCPの観点に立った企業誘致も進めてもらいたい。

雇用・UIJ

- ◆高校生の就職先の動向を分析するため、実際に流出している他市との比較が必要である。
- ◆立地企業が新規雇用した場合の補助金制度があるが、企業は継続して雇用しなければならず、補助金があるから人を雇うには結びつかないのではないか。
- ◆所得が少ないということが、若者が県外へ流出する理由の一つと思われる。経済的に豊かになる事が必要である。
- ◆専門的な技術や知識を持つ人材が不足するとともに、若者の離職率が高いと言うが、一方で、高専のような高度な専門知識を活かせる企業が少ないために、県外へ行くという現実がある。このミスマッチを解消すべきである。
- ◆ふるさとで就職を希望しても、大企業で得た知識や経験、キャリアを活かせる仕事がない。また、所得水準が低いために帰りたくないと言うのが実情である。この問題を改善する必要がある。
- ◆市が誘致に力を入れている業態の企業が地域に求める人材と、高専や高校が供給する人材に、ミスマッチが起きているのではないか。

- ◆事務職希望の背景には、働き方の問題がある。子育て世代は、子どもの時間に合わせるため、時間に制約があること等、根底にある問題を排除することが大切である。学童時間の延長や、保育施設の充実と合わせて、行政から企業に対し、時差勤務等のワークライフバランスの指導も必要ではないか。
- ◆学生やUIターン者に対して、市内に就職した場合の所得額と実際生活してどの程度、お金が残るのかということ、もう少しPRしても良いのではないか。
- ◆若者の地元定着を促進するため、大手企業は、地元優先で採用する必要がある。
- ◆県工業会や霧島工業クラブといったような企業と密接に関わり合いのある組織・団体との連携をもっと連携強化を図るべきである。また、大学・高専のような教育機関との包括連携協力の締結を強気に推進すべきである。
- ◆事務職希望の背景には働き方の問題がある。子育て世代においては子供の時間に合わせるため、時間に制約があること等、根底にある問題を排除することが大切である。
- ◆建設業では、市で工事をランク付けしており、その点で、地元の高校生を採用すると加点する方法をしてもらえれば、企業側としても、地元高校生を受け入れられやすくなる。
- ◆雇用において何が最も重要な問題なのかを明確にしなければ、施策は決められない。「人口減＝働き手不足」と考えると、高齢者の雇用の創出などが課題となってくる。都城における雇用問題は何か、明確にする必要がある。

地域産業

- ◆創業支援に関する情報提供が少ない。空きテナント情報、支援制度がもっとわかりやすければ、創業にかかるハードルを下げるのが可能である。
- ◆市外へ持っていける都城のお土産が少ない。お土産となる特産品を作るべきである。
- ◆創業に係るハードルを下げるため、空きテナント情報、支援制度がもっとわかりやすく発信する必要がある。
- ◆個々の企業は、中小から大手まであるが、中小企業の声を反映させるためには、中小企業が所属している企業団体とのパートナーシップを強化することが必要である。
- ◆中小企業家同友会では、高校の先生方との座談会を行っている。実際に企業が出向いていく場をもっと設けていきたいと感じるが、1団体だけでは限界があるので、市や商工会議所も連携して取り組む必要がある。
- ◆中小企業の声施策に反映させるために、行政は、中小企業で組織する団体と連携を強化すべきである。
- ◆「焼酎 日本一、畜産 日本一」であるならば、その関連作物については、輸入に頼らないようにする必要がある。
- ◆環境のことも考慮しなければならないので、畜産業において規模を拡大することは難しい。畜産業が規模拡大できる地域を作る必要がある。

- ◆農業後継者の経営支援策の周知については、必要な人たちに届けるための広報戦略が必要である。
- ◆日本はアメリカから牛皮を輸入している状況がある。都城は有名な和牛の生産地であるため、牛皮を活用した産業を創出するべきである。
- ◆肉用牛の生産地としては、母牛頭数の維持を図る必要がある。
- ◆牛豚鶏の農業生産額は日本トップクラスだが、量だけでなく品質もトップクラスに上げていく必要があり、それを前提にした政策に取り組むべきである。

くらし 「命とくらしを守る」ための意見・提案

安全・安心

- ◆交通安全については、認知症患者の交通事故も重要な課題である。
- ◆特殊詐欺は、社会的に問題となっており、啓発はしているが被害は依然多い状況にある。被害を未然に防ぐ取組を強化する必要がある。
- ◆安全で安心なまちをつくるためには、防犯灯や街路灯の整備だけではなく、防犯カメラの整備も進める必要がある。
- ◆後方支援都市という利点を活かし、それに関係する医療系の企業の誘致を進めるべきである。
- ◆都城市の火災発生率が全国規模から多い。火災予防には、要因分析が必要である。

医療・健康・福祉

- ◆医師不足の問題、開業医師の高齢化等を考えると、しっかりと24時間365日切れ目のない医療救急体制の維持を図っている必要がある。
- ◆高齢者の健康寿命を伸ばすため、各地区で行われているこけないからだづくり体操を、全市をあげて取り組んでいくべきである。

子育て支援

- ◆子どもの豊かな心を育てることは、重要な課題である。幼児期・児童期の遊びの環境づくりを進める必要がある。
- ◆様々な事情で「結婚・出産」を諦めざるを得ない若者もいるだろうが、それでもすべての若者に向けて、「将来、家庭を持って、自分の子どもを都城で育てたい」と思えるような魅力ある地域づくりをするという、積極的な姿勢が必要である。
- ◆経済格差からくる子どもの貧困対策について、官民を挙げて取り組む必要がある。
- ◆今後入所入園希望者が増加傾向にあると推定されるため、待機児童対策もしっかりと立てておく必要がある。
- ◆放課後児童クラブは、そのあり方、内容についても支援の充実を図るべきである。

- ◆安定した収入を確保することは、結婚し、子どもを持つ夢を実現するため、安定した収入を確保するための施策が必要である。
- ◆婚活はイベントすることが目的になってしまっている。出会いの後のフォローをしっかりと行う必要がある。
- ◆未婚者が増えている理由は、所得低下・不安定雇用であるため、婚姻数を増やすためには、この問題を解決する必要がある。

ひと

「人間力あふれるひとを育む」ための意見・提案

生き抜く力

- ◆幼児期に運動嫌いを作らないことが生涯スポーツのスタートになる。まずは、子どもが元気でなければ都心の将来は望めない。幼児期の運動遊び・運動能力向上を図る必要がある。
- ◆「災害に強く」は、教育が原点である。就職してからの教育よりも、「当たり前」で学ばせていく必要がある。
- ◆福祉、防災、まちづくり等、どれを取り上げても教育が基本である。しかしながら、現役の教員数は限られており、現実を知る教員はもっと少ない状況である。地域には多くの優秀な方々がいるので、学校教育にもっと「他人の力」を求めるべきである。
- ◆外国人を親とする子どもの支援が必要である。都城市は個々の指導時間が少ないと聞いているので、授業サポーター制度を導入する必要がある。また、福祉と教育との連携も重要である。
- ◆来年度から小学校に英語教育が週2時間導入され、学校の教職員の負担が大きくなる。学力向上を目指すために、講師の数を増やす必要がある。
- ◆生涯学習を推進するため、囲碁・ゴルフ・ウォーキング等の生きがいづくりをしっかりとPR する必要がある。
- ◆図書館は堅いイメージだが、もっとやわらかく、子どもから大人まで、みんながつい行きたくなるスタイルの図書館にする必要がある。

グローバル・国際交流

- ◆国際交流を進め、人材を育成する事は、大変意義のあることであるが、人材が育った後の事も考える必要がある。
- ◆外国人のために、多言語化の看板設置が必要である。
- ◆民間レベルでは、台湾等の様々な国と交流している。都城市も友好交流都市のモンゴルや中国重慶市だけでなく、様々な国と幅広く交流を進めるべきである。
- ◆ホストタウンは、友好交流都市を中心とした戦略が必要ではないか。
- ◆グローバル化に対応するため、留学生支援制度が必要である。
- ◆国際交流の推進のため、都城市はウランバートル以外の友好交流都市との取組も進めるべきである。

- ◆国際交流については、モンゴルのウランバートルや、中国の重慶市だけではなく、他の国との取組も進めていくべきである。

スポーツ・文化

- ◆公式野球場・サッカー場等を新たに建設するくらいの心意気が必要である。
- ◆運動施設は、市民の利便性が大事である。合宿等の誘致も大事だが、その反面施設の利用ができない事にもなる。利用はしっかり計画して、施設の利用を区分する必要があるのではないかな。
- ◆2026年の二巡目国体に向けて、県、宮崎市がトップアスリート事業を始めている。都城市も体育協会と連携して事業を進め、より一層トップアスリートを育成する必要がある。
- ◆少子高齢・人口減少により、参加者が減少して地域間交流のスポーツの企画が減少している。スポーツを振興していくため、地域間でのスポーツ交流を促進していく取組が必要である。
- ◆スポーツ合宿を積極的に誘致するためにも、市のスポーツ施設を整備すべきである。
- ◆スポーツ振興のため、地域スポーツ大会や地域スポーツ少年団の活動などを本気で支援していく必要がある。
- ◆各種コンサートが、MJホール等の市中心部で多く開かれているため、遠隔地の住民と市中心部の住民との間に文化（享受）格差が生じている。格差が生じない取組が必要である。
- ◆陸上競技場には以前、障害レーンの水郷があったが、現在は埋められて無くなってしまっている。すべての市民が利用できる本格的な陸上競技場やプールの整備が必要である。
- ◆幼児期の体力低下を非常に懸念している。幼い頃からいろいろなスポーツに親しみ、基礎体力をつける取組を進める必要がある。

協働

- ◆自治公民館を支える拠点を創る必要がある。高齢者・子どもが、歩いて来られる範囲での活動が実現できていくと、自治会・まちづくりへの参加も促進されるのではないかな。
- ◆現在のコミュニティ力の低下に対する取り組みとして、地域の事をやることが生きがいにつながるような施策が必要である。
- ◆地域活性化に貢献したいと思っている団体に対し、市もしっかりと支援していく必要がある。
- ◆自治公民館とまちづくり協議会の関係性、役割について明確にする必要がある。

まち

「圏域の中心としての魅力を築く」ための意見・提案

環境

- ◆農業から発生する廃棄物は、製造業に比べて厳しい規制が行われていない。畑地への糞尿の過剰散布や河川への放出を改善する必要がある。

- ◆食品廃棄物については、食品リサイクル法により事業者には排出量の削減と再生利用が求められている。その実態を明らかにして、不十分であれば、施策に展開する必要があるのではないか。
- ◆「生ごみ」は家庭ごみの半分を占めると言われているが、この問題に対する施策がない。異物の混入などでリサイクルが難しいとは聞いているが避けては通れない問題なのではないか。
- ◆資源ごみの回収率等を上げるには、公民館に加入していない人、特に独身者に対しての啓発が重要ではないか。
- ◆木質バイオマス利用の行き過ぎが危惧されているようだが、実態（数量）は把握し、対策を講じる必要があるのではないか。
- ◆省エネルギー対策の事例や効果等の情報は、すでにTVやネット上にあふれている。どうすれば、実践に至るのかに注視する必要がある。
- ◆都城の河川の水質は、県外観光客から失望の声が挙がっているため、改善する必要がある。
- ◆生活排水の対策として単独浄化槽への取り組みを強化すべきではないか。
- ◆林業においては、施業の集約化、災害の防止や水源のかんよう、未利用材のバイオマス利用、未植栽地対策が必要でないか。
- ◆河川や地下水の水質悪化や地下水量が減少しているため、地下水の量や質を保全する必要があるのではないか。
- ◆都城の排水は非常に悪い。畜産を推進するのであれば、排水対策は特に力を入れて取り組む必要がある。
- ◆ゴミの減量化を図るため、公民館ではごみの区分を懸命に行っている。今まで通りではごみは減らないため、何が問題か明確にし、具体的な取り組み設定が、不可欠である。
- ◆公民館未加入者が資源ごみを出せる場所が無いことが、ごみの分別が徹底されない原因として考えられる。未加入者も資源ごみを出せる場所を設置すれば、改善するのではないか。
- ◆市として、木質バイオマス発電についての方針を定める必要がある。

観光・魅力

- ◆外国人観光客が地方へ足を運ぶ時代に突入している状況であるため、外国人観光客についての対策・強化等の対策に取り組む必要がある。
- ◆日南にきているクルーズ船を含めたインバウンド対策を進めるべきである。
- ◆都城には産業を観光化している企業と、国指定の伝統工芸品（都城大弓、本場大島紬）がある。今後インバウンドの誘致においては、非常に魅力的な資源であるため、産業観光と伝統工芸をネットワーク化し、情報発信すべきである。
- ◆今後見込まれる台湾や中国からのインバウンド観光の促進と需要に対応するための具体案が必要である。
- ◆インバウンドの対策は、全国の自治体で競争しているため、主体性を持って取り組んでいかなければならない。
- ◆都城には、韓国からもゴルフなどで訪問している。都城は温かいため、寒いところからツアーで入ってきている。そういう人たちをまだまだ増やすことが必要である。

- ◆都城は、農業をベースとした6次産業があって、飲んだり食べたりできる。そういうところにもう少し着目して、観光の振興を考えるべきである。
- ◆都城の魅力を体験できるよう若者が地域のイベントに参加することをできる施策に取り組む必要がある。
- ◆都城が対外的PRに積極的に取り組んでいることを、もっと市民へRPすべきである。

都市機能

- ◆公共交通は、運行時間や経路の改善等をして、利便性の向上を図ってほしい。
- ◆都城市が、真のコンパクトシティとして、人口集積による利益を生み出す必要がある。
- ◆コンパクトシティは中山間地域に住んでいる人を平野の拠点エリアに誘導し集約する政策であるが、中山間地域等の生活拠点の維持との両立を図る必要があるのではないかな。
- ◆リノベーションの空き店舗対策では、新しい満足を生み出すイノベーションが必要であり、顧客満足からも考えた方が良くはないかな。
- ◆都城志布志道路の開通は、経済の道という側面があるが、プラスマイナス両方の効果がある。マイナスの側面も注意する必要がある。
- ◆まだ利用できる空き家については、業者との提携によるリノベーション等を行い、中古住宅として売却斡旋や市営の貸家として提供する等の活用法を検討する必要があるのではないかな。
- ◆都城の建築物の耐震化率によっては、後方支援都市になり得ないため、耐震化されていない建物を把握する必要がある。
- ◆水道管の改修・更新については、コンパクトシティを念頭においた改修にする必要がある。
- ◆水道管の耐震化について、市民が安心して暮らせるよう計画的に耐震化を図るべきである。
- ◆持続可能な都市機能を維持していくためには、単なる道路の整備ではなく、コミュニティバスの運行やWi-Fi等のインフラ整備も考慮する必要がある。
- ◆現在、対外的なPRを積極的に進めているが、市内にも目を向けて、中心市街地の活性化にも力を注ぐべきである。
- ◆箱モノは、舞台で、役者が大事である。そのため、中心市街地の活性化には、街中の商店主が活性化策が大事である。日本一の肉と焼酎があるから、そういう仕組みが必要である。

行政経営 に関する意見・提案

行財政

- ◆市の財政は健全に推移していくためには、職員数、人口減の財政へのシミュレーション、施設の老朽化対策が必要である。
- ◆「まちづくり協議会」は、市内の連絡協議もできていない。行政の持つ権限の一部を以上する前に、もう少し、まちづくりの方向性を支援すべきではないかな。

- ◆ 都城の伝統的なものについてもう少し、表現を広げる必要がある。地域コミュニティの機能が低下しているため、それを再生、再構築することが必要である。
- ◆ 選挙投票率が低いので、投票率アップに向けた取組が必要である。
- ◆ 若い世代の投票率の低さの課題を把握する必要がある。
- ◆ 投票率が毎回低下している状況にあるので、投票率アップに向けた対策が必要である。

その他 その他の意見・提案

KPI

- ◆ 消防・救急体制の確立のための指標に、普通救命講座・救命入門コースの開催数となっているが、目的は応急手当のできる市民を増やすことなので、受講者数にすべきではないか。
- ◆ 目標値は、積算のものがあって年で割ると、たいして基準値と変わらないモノがある。年平均など、もっと分かりやすい指標にすべきである。

宿泊場所の不足

- ◆ 宮崎、鹿児島ではほぼ毎月子牛の競り市が開催されており、全国から買いに来る。都城市は他の周辺市にも近くて便利なので宿泊先は大体都城市だが、最近は都城市のホテルの予約がなかなか取れない。もっと宿泊先があっても良いのではないか。
- ◆ 都城市は慢性的にホテルが不足している。ぜひ、客室、宴会ができるホテルを作ってもらいたい。特に、海外、東京からきても恥ずかしくない、外国人が泊まれるシティホテルを作してほしい。

その他

- ◆ アンケートを取って、市民の声を政策に活かしてもらいたい。
- ◆ 計画の体系化、体系の簡素化を行い、真に必要な計画を見極めて、実行可能な計画とすべきである。現状維持のもの、自治体として当然行うべき事項はあえて計画に含む必要はない。
- ◆ 基本構想及び総合戦略に関し、達成度、進捗度の評価方法等の進行管理の方法を示す必要がある。
- ◆ 対策の策定には、状況を引き起こした原因の分析が不可欠である。原因の追究を行えば、具体的な施策が見えてくるはずである。
- ◆ 総合戦略では、市民、企業、行政それぞれの役割を明確し、整理した方が良いのではないか。

発行年月 2018(平成 30)年 3 月
発行編集 都城市
〒885-8555
宮崎県都城市姫城町6街区 21 号
TEL 0986-23-7161 FAX 0986-23-2675
<http://www.city.miyakonojo.miyazaki.jp>